



| | |
|------------------|---|
| Title | 大規模草地造成と山村農業：幌加内町母子里地区の事例 |
| Author(s) | 谷口, 信一; Taniguchi, Shin-ichi; 和, 孝雄 他 |
| Citation | 北海道大學農學部 演習林研究報告, 36(3), 517-583 |
| Issue Date | 1979-11 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/21015 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 36(3)_P517-583.pdf |



大規模草地造成と山村農業

— 幌加内町母子里地区の事例 —

谷 口 信 一*

和 孝 雄** 小 鹿 勝 利*** 秋 林 幸 男****

成 田 雅 美***** 坂 東 忠 明***** 神 沼 公 三 郎**

Large Scale Establishment of Grassland and
Agriculture in Mountain Village

—Example of Moshiri District in Horokanai Town—

By

Shin-ichi TANIGUCHI*

Takao NIGI** Katsutoshi KOSHIKA*** Yukio AKIBAYASHI****

Masami NARITA***** Tadaaki BANDO***** Kinzaburo KANUMA**

目 次

| | |
|--|-----|
| はじめに | 519 |
| I. 幌加内町農業の展開動向と林内殖民制度の概要 | 521 |
| 1. 自然的環境と戦前期の農業 | 521 |
| 2. 戦後の農業動向 | 522 |
| 3. 北大雨竜演習林と林内殖民制度 | 524 |
| II. 北大演習林による農地解放直後の母子里地区農業と賃労働市場 | 526 |
| 1. 農家経済の実態 | 526 |
| 2. 農業経営の実態 | 529 |
| 3. 賃労働市場と農外就労 | 531 |
| 4. 母子里地区農家の営農志向 | 534 |

1979年1月23日受理

* 北海道大学名誉教授
Emeritus Professor of Hokkaido University

** 北海道大学農学部 森林経理学教室
Institute of Forest Management, Faculty of Agriculture, Hokkaido University

*** 北海道大学農学部 中川地方演習林
NAKAGAWA Experiment Forest, Faculty of Agriculture, Hokkaido University

**** 北海道大学農学部 雨竜地方演習林
URYU Experiment Forest, Faculty of Agriculture, Hokkaido University

***** 北海道大学農学部 林政学教室
Institute of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University

III. 母子里地区における開拓パイロット事業の実施経過 536

1. 発 端 536
2. 開拓パイロット事業計画の概要 537
3. 開拓パイロット事業構想と農民の対応 539
4. 開拓パイロット事業計画の破綻と変更 541

IV. 開拓パイロット事業実施期における母子里地区農業と離農動向 545

1. 農業の変化 545
2. 賃労働市場の縮小 548
3. 離農動向 550
4. 離農後の職業, 就職経路, 転出地 556

V. 母子里地区経済の現状と酪農業の再編成 559

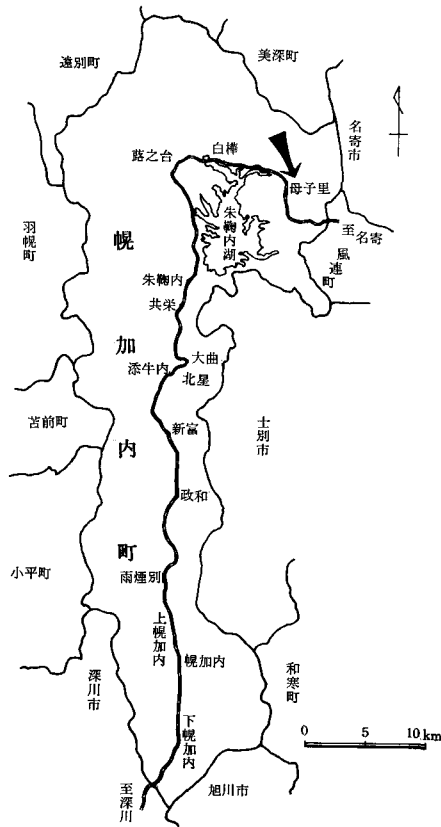
1. 母子里地区経済の現状 559
2. 酪農業の再編成—酪農近代化団地育成事業の実施— 568

補論. 風連町母子里共同牧場と風連町の酪農業 572

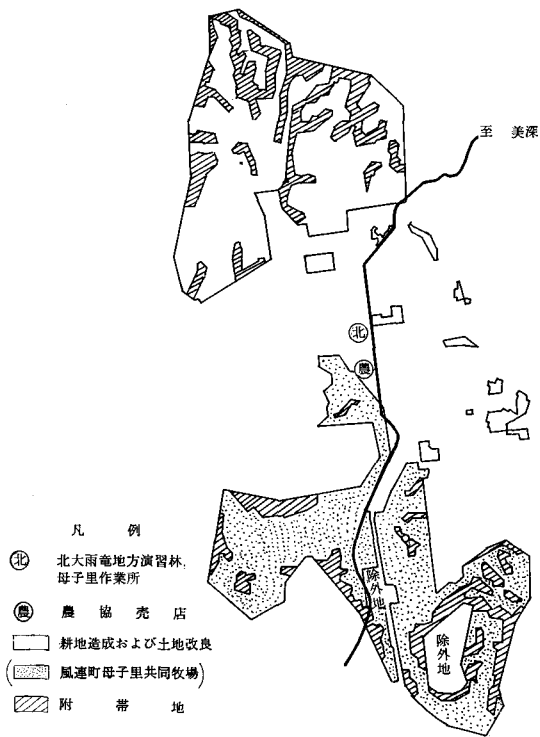
1. 風連町母子里共同牧場の管理, 利用の実態 573
2. 開拓パイロット事業受益農家の動向 576

おわりに 578

Summary 582



第1図 幌加内町概況図



第2図 母子里地区国営開拓パイロット事業平面図

はじめに

最初に、北海道大学雨竜地方演習林母子里地区における国営開拓パイロット事業¹⁾（以下、開拓パイロット事業と略す）がどのような基本構想にもとづいて要請されるにいたったかを省りみることにしよう。この構想では、北海道雨竜郡幌加内町の農業地帯のうちでも最北部に位置する母子里地区において農業経営を行なうためには、乳牛および肉牛経営以外には考えられないとしている。そして個々の農家の経営状態、労働力その他の要素を検討し、受益農家の希望をききながら、将来は酪農10戸、畑作18戸、計28戸の農業経営を確立せしめるが、その過程で516haの耕地造成を実施することにより1戸当りの経営面積が7.5haから25.9haに拡大され、年間農業所得は倍増されるというものであった。このことは、農業および農業外収入が急減しつつあった1960年代中盤の母子里地区農家一般に対してきわめて魅力に富んだ計画でもあった。

北海道開発局が幌加内町からの要請にもとづいて北海道大学（以下、北大と略す）演習林に林地の割愛申請を提出したのは1967年のことであり、これを受けた北大演習林はこの申請の可否をめぐる教育・研究上の諸問題を含め少なからず苦慮せざるをえない立場にたたされた。

そもそもわが国においては、動物蛋白の主体が魚肉によって補われていたため、本格的な放牧地造成の歴史も浅く、景観的にも農地に直接森林が接している。ことに北海道北部の農山村におけるごとく、水田経営の困難な地域においては、その農業振興を期する場合、選択的規模の拡大ということで栽培作目の大幅な単一化はいうまでもなく、酪農経営に期待がかけられる必然性をもっていた。ことに1960年代中盤以降、農山村における過疎化の進行とともに、この傾向が目立ってきた。この道程において、農地に隣接する森林の農地化が農業経営発展の一環として組み入れられていった経緯がある。当時の北大農学部には、現在と同様に酪農経営に造詣の深い研究者が多くおられ、母子里地区における開拓パイロット事業の要請をうけた北大演習林は、とりあえずこれらの方々から専門的な意見を聴取することにした。それによれば、母子里地区のごとく多雪寒冷地帯においては、大勢を占めた意見ではないまでも、草地の造成を全うしうることさえ確証がないということであった。

一方この地区は、昭和初期から北大演習林母子里殖民地と称され、労働力の確保を主たる目的とした林内殖民制度が徹底しており、殖民農家は演習林に出役するよう義務づけられていたのであるが、1964年この制度は次のごとき理由により廃止されることになった。すなわち、1)すでに農地改革から10余年が経過しており農耕地の貸付けによって林業労働力の提供を義務づける社会的情勢ではなくなった。2)林業労働に就業するという殖民契約も次第に名目的となり、むしろ農業経営中心に生計をたてる傾向がでてきた。3)殖民者の場合は耕作面積に制限があり、同時に各種農業施策が自作農を対象として制度化された関係上、殖民農家がより不利な条件下におかれ、農業経営の展開が阻害される面が少なくなかった。4)殖民農家以外に一般

農家も居住するようになり、演習林事業の多様化に応じて両者ともに演習林労働力として欠かせないものとなったため、この両者を区別する意義がうすくなった。

その後、演習林の事業量が次第に縮小していったため、旧殖民農家はいうまでもなく、一般農家も、この母子里地区において今後生計をたてていくためには、前述したようないわば農業の近代化促進に依存せざるをえない状況においやられていったといつてよい。北海道開発局から開拓パイロット事業の申請があると同時に、これらの農家からも北大演習林に対し、この事業の促進方に関し切々たる陳情がくり返えされている。そこで北大演習林はこのような局面をふまえ、多くの不安をいだきつつも、この事業の着手に同意し、林地の割愛に踏みきるにいたったわけである。

北海道における酪農経営を前提とした草地造成事業は、国有林を中心とし、いたるところにおいて今なお続けられており、北大中川地方演習林においても、1971年にいたりこの種の経験をもつにいたった。ところが北海道においてこの種の事業の着手をみてから相当の年数を経ているにもかかわらず、その成果を分析した文献は数少ない。母子里地区の開拓パイロット事業は、たまたま着手後10年を経過しているのでこの機会をとらえ、その実態調査をこころみることにした。そのさいの目的を簡単に述べておくと、第一に国の主導による開拓パイロット事業一大規模草地造成が各農家の経営にどの程度貢献したのかということ、換言すれば母子里地区農業において開拓パイロット事業が果たした役割とその性格を確定することである。第二に、開拓パイロット事業実施にあたり北大演習林、幌加内町、添牛内農業協同組合（農協）などが母子里地区の農業と農民に示した対応は、同地区の農業と経済を進展させる意味においていかなるものであったのか、これらの点を考えてみることである。第三に、開拓パイロット事業後の母子里地区農業の現状をふまえて今後の発展方向を展望することである。

ともあれこのような課題のもとに、ここにようやく調査結果をとりまとめることになったわけであるが、これが今後の母子里地区農業のみならず北海道における酪農経営の展開にかかわって何らかの役割を果しうるならば調査員一同として望外の幸わせであるといわなければならない。この実態調査にあたりご配慮を賜わった北海道開発局、幌加内町役場、同農協、北大演習林の関係各位および母子里地区における各農家の方々に厚く御礼を申し上げる次第である。

なお本稿の執筆分担は下記のとおりである。

はじめに

I.

II.

III.

IV.

V.

谷口 信一

和 孝 雄

成 田 雅 美

小 鹿 勝 利

成 田 雅 美

神 沼 公 三 郎 ・ 秋 林 幸 男

補 論 成 田 雅 美 ・ 坂 東 忠 明
 お わ り に 和 孝 雄 ・ 神 沼 公 三 郎
 (全文調整 成 田 雅 美 ・ 神 沼 公 三 郎)

注

- 1) 開拓パイロット事業は1961年制定の「開拓パイロット事業実施要綱」にもとづくものであるが、1970年にいたりこの開拓パイロット事業と草地改良事業が統合され、新しく「農用地開発事業実施要綱」が制定された。そして同「要綱」では従来の開拓パイロット事業が農地開発事業、草地改良事業が草地開発事業とそれぞれ名称が変更されることとなった（農村開発企画委員会『昭和30年代における農地行政の展開とその評価』1972・3）。したがって母子里地区に関する開拓パイロット事業もその途上で農地開発事業と変更されたが、本稿では便宜上、開拓パイロット事業の名称を使用している。

I. 幌加内町農業の展開動向と林内殖民制度の概要

1. 自然的環境と戦前期の農業¹⁾

次章以下での母子里地区の分析にはいる前に、本章では幌加内町農業の一般動向と中・北部地域の特色を明らかにするとともに、あわせて母子里地区を含めた北大雨竜地方演習林（以下雨竜演習林）の林内殖民制度史について概略的に記しておく。

幌加内町は、北海道中央部の空知支庁管内北端に位置する南北63km、東西平均10km（最大部24km）の細長い町で、総面積は76千haを算する。その大部分は山岳地帯であり、同町の中央を北から南に貫流する雨竜川にそって農耕地や集落が点在している。南部の市街地周辺は比較的平坦地も多く、地味も沖積土で肥沃であるが、中部以北は山岳がせまり、流域にそって幅1~2kmの狭小な盆地が広がる場所に集落が形成されている。

気象条件は南部と北部ではやや差があるものの、おおむね内陸性気候で寒暖の差が激しく、北海道でも有数の多雪寒冷地帯である。例年10月末には早くも降雪をみ、5月初旬になってようやく融雪期を迎えるが、北部地域では5月中旬まで1m程度の残雪がある場合も少なくない。このため作付け時期に影響をうけるばかりでなく、農耕期間をつうじて空知中央部より1~2度低温であるため作物の種類も限定されるなど、とくに北部地域は厳しい条件下にある。

幌加内町の農業は1897年、北海道庁によってホロカナイ原野に1,560万坪の区画測量が実施され、同年および翌年にわたって大地積の貸付けが開始されたのにはじまる。また1901年には北大演習林（当時は札幌農学校第一基本林）が設定され、11年から雨竜川中部以北の狭小な平坦地に農耕地を区画、林内殖民制度が本格化し、御料地でも同年に添牛内地区の農耕地の貸付けが行なわれている。

開拓の初期は、いなぎび、馬鈴薯、とうもろこしなどが作付けされ、また換金作物として菜種や豆類も栽培されたが、第一次大戦後の不況によりこれらが停滞し、南部地域では畑作にかわって稲作に移行しはじめた。その推進母体として、1920年、灌漑反別目標600haの幌加

内土功組合が結成されたのについて、27年新生、28年南幌加内、30年雨煙別に土功組合が設立され、稲作への転換は着実に前進した。水田面積を示すと18年に65haであったものが、30年967ha、32年1,189haと増加している。

一方、中・北部の地域では、一時造田計画がたてられたものの自然的条件による制約のもとで稲作は断念され、第一次大戦後の停滞を脱したのち馬鈴薯の生産が拡大していった。同町の18年797ha、30年1,245ha、37年2,190haと増大した馬鈴薯作付け面積の大部分はこの中・北部地域のものであった。また中・北部地域では昭和初期に多くの零細澱粉工場が存立するようになり、動力も人・畜力から電動機にかわり、18年に36千袋であった生産量を37年には87千袋に高めている。

こうして幌加内町の農業は厳しい自然条件とあいつぐ冷害凶作(31年、34年)に抗して進展し、ほぼ1930年ごろ、南部地域——水田地帯、中・北部地域——畑作地帯の営農類型が確立した。

2. 戦後の農業動向²⁾

第二次大戦後、幌加内町の農業は基本的に1950年代³⁾までは戦前期の営農類型を踏襲していたが、60年代以降、稲作の拡大とその後退(とくに70年よりはじまる稲作生産調整=減反政策のため)、また畑作の減退、新たに導入した酪農経営の不振などにより、北部地域を中心に構造的な変化をみせることになった。まず農家戸数および専・兼業別の割合を概観すると、第1表に示したように、幌加内町全体における農家戸数は離農・離村の激化によって年とともに減少し、75年は65年の45%にまで落ちこんだ。なかでも中・北部地域における戦後の開拓地では離村が目立ち、たとえば路之台(66戸)、政和8線(44戸)などは65年までにはほぼ全戸が離村し集落は廃虚化するにいたっている。そしてこのような離村の多発は、全人口を60年の12,000人から75年の4,300人に激減させ、幌加内町の過疎化を促進させた要因ともなったのである。こうしたなかで70年までは専業農家が40~50%、第1種兼業農家が40%前後をしめていたが、75年には両者とも30%前後に低下し、かわって第2種兼業農家が41%をしめるようになった。この兼業化傾向に最も大きな影響を与えたのは、さきにふれた減反政策の実施により稲作の専業農家が減少したことによっているものと思われる。

第1表 専兼別農家戸数の推移(幌加内町)

(単位: 戸数)

| | 農家戸数 | 専業 | 兼業 | |
|-------|-------|----------|----------|----------|
| | | | 第1種 | 第2種 |
| 1960年 | 1,123 | 459 (41) | 459 (41) | 205 (18) |
| 1965 | 860 | 359 (42) | 363 (42) | 138 (16) |
| 1970 | 672 | 335 (50) | 263 (39) | 74 (11) |
| 1975 | 516 | 158 (31) | 147 (28) | 211 (41) |

注) 1. 各年とも農林業センサスより。

2. カッコ内は割合。

第2表 経営耕地規模別農家戸数の変化 (幌加内町)

(単位: 戸)

| | 総戸数 | 3 ha 未満 | 3~5 ha | 5~7.5 ha | 7.5~10 ha | 10~15 ha | 15~20 ha | 20 ha 以上 |
|--------|-------|---------|--------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| 1960 年 | 1,123 | 429 | 432 | 195 | 49 | 17 | 1 | — |
| 1965 | 860 | 229 | 301 | 214 | 77 | 28 | 9 | — |
| 1970 | 672 | 113 | 250 | 190 | 75 | 38 | 4 | 1 |
| 1975 | 516 | 80 | 170 | 140 | 62 | 41 | 9 | 14 |

注) 第1表に同じ。

ついで第2表によって経営耕地規模別の階層性をみると、幌加内町の各地域で主要作目が異なることに留意しなければならないものの、階層の中心が60年時点では5ha以下層にあり、65年になるとそれが7.5haまで拡大するが、70年以降は3ha未満層が低下し、その中心が3~7.5ha層になっていることが認められる。このことは分解の基軸が近年になるほど上昇していることを示しており、中心より下層の農家は分解の危機にさらされているといえるであろう。なお、近年大規模層の増加、とりわけ20ha以上層が多くなっているが、これは酪農経営の一定の定着によるものである。

第3表 作物別収穫面積 (幌加内町)

(単位: ha)

| | 稲作 | 雑穀 | まめ類 | いも類 | 野菜 | 飼料作物 | 工芸作物 | 麦類 | 合計 |
|--------|-------|-----|-----|-------|----|-------|------|-----|-------|
| 1960 年 | 1,138 | 239 | 372 | 1,002 | 87 | 570 | 72 | 510 | 3,990 |
| 1965 | 1,449 | 411 | 279 | 906 | 39 | — | 53 | 6 | 3,143 |
| 1970 | 2,018 | 183 | 34 | 481 | 24 | 294 | 1 | 1 | 3,035 |
| 1975 | 715 | 339 | 37 | 170 | 18 | 1,323 | 10 | — | 2,612 |

注) 第1表に同じ。

以上のような全般的動向をふまえて、以下、作目別に検討していこう。まず稲作であるが、第3表にみるように60年代において急増し、70年には2,108haに達した。これは南部地域で稲作が拡大したのみならず、中・北部地域にまで北進したことの結果である。中・北部地域では60年には90haの作付けであったが、65年210ha、70年409haと増大した。しかし前述の減反政策によって、幌加内町全体で818haの水田が休耕もしくは転作を強いられることとなり、とくに中・北部地域の稲作農家は壊滅的打撃をうけた。ちなみに北部地域で60年代に稲作を導入した農家は約85戸あったが、77年において水田の全休耕が81戸で、水田とその他の経営が1戸、稲作専業はわずか1戸にすぎない。なお、南部地域は、戦前来の水田地帯としての特色が60年代をつうじてますます強められたのち、70年代にはいり稲作の減少と兼業化傾向の増大へと変化している。

この時期をつうじて幌加内町は、中・北部地域において、馬鈴薯生産の前進を見込みながら澱粉工場の整理、合理化とその躍進を期待した。同町の澱粉工場は55年に37工場、総生産額33,772千円であったが、58年に同町が新農村建設の指定(5カ年計画)をうけたのを機に、

60年に添牛内地区に生澱粉の共同乾燥工場を建設、また66年には第1次農業構造改善事業(第1次農構—62年指定, 63・64年実施)の追加事業によって16工場を統廃合し、同じく添牛内地区に合理化澱粉工場を設立した。しかしこの工場は、澱粉価格の停滞から出荷数の伸び悩みにおちいり、巨額の赤字と42,816千円に達する損失分担金を計上し、72年にはついに閉鎖のやむなきにいたった。このような工場の盛衰は、もともとそれが添牛内農協の主導によって建設された経緯もあって、翌73年に添牛内農協が解散し、幌加内農協に吸収・合併される一つの引き金となったのである。こうした澱粉工場の影響と稲作北進のあおりのなかで中・北部地域における馬鈴薯作付け面積は60年の900haから70年の480haへとほぼ半減⁴⁾し、畑作全体も2,852ha(60年)から1,017ha(70年)へと激減していった(第3表参照)。

酪農業は57年に北空知集約酪農地域の指定をうけたことによって中部地域を中心に導入されはじめ、幌加内町における乳牛頭数は60年540頭、65年626頭、70年478頭と推移した。そのなかで北部地域においては63・64年の第1次農構で、添牛内地区において牛舎4棟、乳牛導入83頭、草地造成70haなどの内容をもつ酪農推進の計画が樹立され、3つの酪農生産組合が組織された。だが実際には乳牛は全く導入されず、草地造成の達成率は80%にとどまり、かろうじて50頭牛舎4棟が建設されただけであった。そして生産組合は約12千万円の赤字をかかえて71年に解散している。この例にみられるように、60年代における北部地域の酪農業は極度の不振にあえぐ場合が多く、そのことがまた添牛内農協の運営に悪影響を与えた。そのため後章でみるように、母子里地区の開拓パイロット事業実施について同農協の対応はきわめて消極的なものとなったのである。

3. 北大雨竜演習林と林内殖民制度⁵⁾

幌加内町の農家経済を検討するにあたり、とくに中・北部地域については、北大雨竜演習林の経営動向との関連をみる必要がある。雨竜演習林は、雨竜川の東および北側に位置し、同町全面積の32%をしめている(雨竜川の西側に位置する国有林は41%で、演習林と国有林を合わせるとその占有率は73%にもものぼる)。このため雨竜演習林の経営動向は地域住民の賃労働市場と密接な関連をもつばかりでなく、林内殖民制度によって形成された中・北部地域の集落にとっては、その後の農業発展に大きな影響を与えるものとして存在した。

1901年に国有林約32千haの所管替をうけて成立した雨竜演習林は、28年に雨竜ダム用地約6.1千ha、64年に林内殖民地約1.1千ha、69年に母子里地区の開拓パイロット事業用地約640haなどを解放して、現在約24千haとなっている。雨竜演習林の事業は1908年の森林伐採(立木処分)にはじまるが、16年から官行斫伐事業も開始され、以降これらの森林伐採事業を中心に本格化した。

交通不便な未開地における労働力確保を主たる目的とした林内殖民制度は、雨竜演習林においては、1910年、雨竜川沿岸の幌加内事業区に、1戸分5町ないし8町歩の農地を区画し、21戸分を設定、翌11年に15戸の入殖者をみたのがはじまりである。その後順次雨竜川の上流に

沿って、政和、新富、北星、大曲、共栄、牛鞆内と区画設定され、27年には貸付け件数117件、面積累計513町に達した。さらに28年には三股事業区母子地区に139戸分、699町の殖民予定地が区画され、その後も50年まで増区画がつづき、49年現在で貸付け件数(累計)259件、貸付け面積(累計)1,238町歩におよんでいる。

土地貸付けの契約期間は宅地および耕地12カ年以内(未開地18カ年以内)、貸付け料金は、当初3~5年間を減下期間として無料としたが、34年以降は入殖年度から有償となり、4年毎に改訂された。また貸付け地の使用目的も農耕地としてのみ認め、農業以外とくに林業的土地利用は強く制限された。そしてこの制度の主たる目的である労働力提供の義務については、「演習林ノ土地ヲ貸付スル場合ニ借地人ハ勞力ノ供給並防火防盜其他森林保護ニ関スル義務ヲ負担スルモノトス」(「未開地貸借契約書」第十三条ノ二、「耕地貸借契約書」第十一条)と明確に定められていた。

林内殖民者の雨竜演習林事業への出役は、森林経営が本格化する大正年代に入って増加した。すなわち1916年にはじまる官行斫伐事業は当時としては大がかりな1~2万m³という事業であり、また14年からはじまる造林事業も年間20ha内外の植林が実施された。当時の林業労働の種類は、伐木・造材、搬出、造林、土木、防火線の手入れ、試験調査、学生実習補助、苗畑など多様であったが、このなかで造材事業は11月~3月の農閑期に行なわれ、それへの出役は現金収入をもたらすものとして農家経済上重要な意味をもった。他方農繁期と重なる造林や土木事業などへの出役は殖民者にとって大きな負担となることが多かった。

このように労働力が不足する時代において、演習林の経営上重要な役割を果たした林内殖民制度は、1934年の総延雇用人員10,933人に対して殖民者が67%をしめ、また、40年頃からは出役義務は次第に強制力を失ってきたとはいえ、49年になっても16,378人に対して依然として62%をしめていたことにみられるように、とくに熟練した基幹的労働力を確保するうえで、その意義は大きいものがあつたといえよう。それは、戦後の農地改革のなかで、北大演習林が農地解放に反対の態度を示したことによっても窮えるのである。

しかし、貸付契約によって使用目的の変更、転貸、転売を禁止し、経営規模の拡大を制限した林内殖民制度は、戦後の高度経済成長期にはいって農業経営が一層深刻化するなかで、殖民者にとって、次第にその経営の発展を阻害するものとして意識されはじめ、再び解放運動が高まりをみせた。こうして戦後の農地改革後10余年を経過した1964年、北大演習林は林内農耕地を解放した。対象となった農家は148戸、面積は1,130haにのぼっている。

注

- 1) 本節の執筆にあたり、幌加内村『幌加内村史』(1958年)、幌加内町『幌加内町史』(1971年)、北海道開発局札幌開発建設部『北幌加内地域農用地開発改良地域調査計画書(調査編)』(1965年)、山村振興調査会『道北国有林山村のすがたと進路——北海道雨竜郡幌加内町——』(1967年)を参照した。

なお幌加内町の地域区分は、上掲・北海道開発局『北幌加内地域調査計画書』の次の区分にしたが

- った。「南部」・雨煙別以南、「中部」・政和第一以北、大曲以南、「北部」・共栄以北。
- 2) 本節も1)と同様である。
 - 3) 1950年代に幌加内町において実施された農業政策は、本文中に示した北空知集約酪農地域の指定のほか、第1次農業振興5カ年計画(51年~55年)、第2次農業振興5カ年計画(56年~60年)などがある。しかしこれらの諸政策は、いわゆる戦後自作農の保護、育成を企図したものであって、土地解放以前の林内殖民者はほぼ政策のらち外におかれていた。
 - 4) ただし母子里地区では稲作がほとんど導入されなかったため、馬鈴薯作付け面積は66年より70年の方が増加している(IV-1参照)。
 - 5) 本節については小鹿勝利「北海道大学雨竜演習林の林内殖民制度について——その史的展開を中心に——」(北海道大学農学部演習林『演習林業務資料第13号』1968年11月)、有永明人「林内殖民制度に関する研究——北大演習林の林内殖民制度——」(北海道大学農学部演習林『演習林研究報告』第31巻、第2号、1974年)を参照した。

II. 北大演習林による農地解放直後の母子里地区農業と賃労働市場

1. 農家経済の実態¹⁾

1960年代中盤以降、母子里地区には第1次農構の追加事業(66年~68年)、山村振興計画(67年~70年)、開拓パイロット事業(69年~75年)、さらに酪農近代化団地育成事業(77年~78年)などの諸事業がめまぐるしいほど次つぎと実施され、同地区の農業はこれら諸事業に規定されながら大きく変転していった。しかしながら、64年の北大演習林による農地解放以前は、いわばその小作人であったため戦後農政の政策対象から除外され、当時の幌加内町行政担当者からも半労半農型の特異な経済構造を有し、積極的な農業行政の介入が困難な地区であると考えられていた。本章はこうした母子里地区における農地解放直後の農業構造、つまり諸事業が実施される前提となった農業の状態を明らかにしようとするものである。

(1) 農家所得と農業依存度

第4表、第5表、第6表から64年の農地解放直後の母子里地区農家の経済状態をみていくと、まず1戸平均の所得は289.3千円である。これを所得階層別にみれば100~300千円が19

第4表 母子里地区農家の農家経済諸指標別農家戸数

| | ~100千円 | 100~300 | 300~500 | 500~700 | 700~1,000 | 1,000~1,200 | 計 | (不明) |
|-------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-------------|------------|------|
| 農業粗収入 | 1 (3.1) | 6 (18.7) | 11 (34.5) | 7 (21.9) | 4 (12.5) | 3 (9.4) | 32 (100.0) | 5 |
| 耕種 | 5 (16.7) | 11 (36.7) | 8 (26.7) | 4 (13.3) | 3 (10.0) | — | 30 (100.0) | 5 |
| 畜産 | 12 (37.5) | 16 (50.0) | — | 2 (6.3) | 2 (6.3) | — | 32 (100.0) | 5 |
| 農業経営費 | 1 (3.1) | 8 (25.0) | 12 (37.5) | 7 (21.9) | 4 (12.5) | — | 32 (100.0) | 5 |
| 農家所得 | — | 19 (59.4) | 11 (34.5) | 2 (6.3) | — | — | 32 (100.0) | 5 |
| 家計費 | — | 5 (15.6) | 20 (62.5) | 7 (21.9) | — | — | 32 (100.0) | 5 |
| 借入金 | 7 (21.9) | 16 (50.0) | 8 (25.7) | 1 (3.1) | — | — | 32 (100.0) | 5 |

注) 小鹿勝利「北海道大学雨竜地方演習林の林内殖民制度について」『北海道大学農学部演習林業務資料』第13号、1968。資料7より作成。

第5表 母子里地区農家の農家経済諸指標と地域比較

| | 母 子 里 | | | | | 1 戸 平 均 % | | | | | |
|--------|-------------|--------------|--------------|---------------|-----------|-----------|------------|----------|------|------|------|
| | ～30% (戸) | 30～50 (戸) | 50～70 (戸) | 70～100 (戸) | 計 (戸) | 北海道 | 都市近 郊農村 | 平地 農村 | 農山村 | 山村 | 母子里 |
| 農業所得率 | 29(90.7) | 3(9.3) | — | — | 32(100.0) | 45.9 | 44.5 | 48.7 | 42.2 | 35.8 | 15.4 |
| 家計費充足率 | 21(65.7) | 7(21.9) | 3(9.3) | 1(3.1) | 32(100.0) | 75.5 | 64.0 | 86.6 | 71.0 | 35.1 | 20.8 |
| 農業依存度 | 17(53.2) | 9(28.1) | 5(15.7) | 1(3.1) | 32(100.0) | 73.7 | 63.5 | 82.6 | 72.5 | 35.6 | 28.4 |

注) 小鹿「前掲書」資料7および農林省統計調査事務所編「昭和41年北海道農業の動き」より作成。

第6表 農家経済諸指標の地域比較

(単位: %)

| | 北 海 道 (千円) | 都市近郊 農 村 | 平地農村 | 農 山 村 | 山 村 | 母 子 里 |
|-------|---------------|-------------|-------|-------|------|-------|
| 農業粗収入 | 1,263.3 | 89.3 | 115.5 | 92.6 | 52.5 | 42.3 |
| 耕種 | 826.1 | 102.7 | 139.3 | 53.2 | 30.2 | 39.5 |
| 畜産 | 437.1 | 64.1 | 70.4 | 167.1 | 94.6 | 47.5 |
| 農業経営費 | 690.2 | 91.0 | 109.5 | 99.2 | 67.2 | 65.1 |
| 農家所得 | 895.3 | 88.0 | 96.9 | 77.1 | 81.2 | 32.3 |
| 家計費 | 777.6 | 101.5 | 106.6 | 90.7 | 94.9 | 50.8 |
| 借入金 | 845.7 | 44.3 | 108.1 | 118.1 | 99.0 | 24.6 |

- 注) 1. 出所は第5表の注)と同じ。
2. 「北海道」実数を100.0とした構成比で示してある。

戸(59%)と過半をしめ、ついで300～500千円が11戸(35%)、500～700千円が2戸(6%)となっている。農家所得の内容を農業依存度によって示すと、30%未満の農家が17戸、30～50%が9戸と50%未満の農家が8割をこえている。

〔その水準〕 農家所得は北海道全域の農家1戸平均895.3千円(指数100)、山村726.8千円(81)、母子里地区289.3千円(32)となっており、道内平均を大きく下回っている。個別にみても全道平均値に達する農家は母子里地区には皆無である。農業依存度は全道農家の1戸平均が74%(指数100)、平地農村83%(112)、農山村73%(98)、山村36%(48)であるに対して母子里地区は28%(39)である。

このように母子里地区の農家所得、農業依存度は全道平均の農家水準にほど遠く、かつ山村農家の平均水準にも及ばない。さらにいえば、一般に山村農家はこうした農業依存度の低さを林業賃労働などの農外収入によってカバーしているが、母子里地区の場合農外収入それ自体も極めて低い。山村農家の1戸平均農外収入は558.4千円と他地域のほぼ2倍であるが母子里地区のそれは207.0千円と、山村農家の37%にすぎない。

(2) 農業粗収入と農業経営費

母子里地区農家1戸平均農業粗収入は533.9千円である。それを収入階層別にみると300～500千円が11戸(35%)で分布の中心をなし、500～700千円7戸(22%)がそれにつぐ。粗収

入を耕種、畜産別にみると、耕種部門をもたない農家が2戸あるが、その他はいずれも両部門を兼ねそなえており、しかも耕種にウェイトをおく農家が多い。また、農業経営費は1戸平均449.3千円であり、その分布は粗収入とはほぼ同様の傾向を示している。

〔その水準〕 母子里地区には全道農家の1戸平均農業粗収入1,263.2千円(指数100)に達する農家が1戸も存在せず、また同地区の平均値533.9千円(42)は山村農家のそれ662.7千円(52)を下回る。部門別にみると農山村、山村が畜産部門に経営のウェイトをおいているのに対し、母子里地区はその逆であることが特徴的である。農業経営費は全道平均690.2千円(指数100)、農山村(99)、山村(67)、母子里地区(65)と、農業粗収入の低額さにもかかわらず相対的に高く、同地区の農業経営基盤が脆弱であるため経営費の出費がかさむことを物語っている。それは農業所得率の低さ(全道平均46%、農山村42%、山村36%、母子里地区15%)からもうかがい知ることができる。

(3) 家計費と借入金

母子里地区農家の家計費平均値は394.9千円であり、農家所得289.3千円を上回っている(ただし家計費は、調査数値があまりにも低いいため標準農家の家計費と世帯人員により補正した補正家計費を使用した²⁾)。家計費階層別には300~500千円に農家戸数の63%が集中している。家計充足率をとると50%以上の農家がわずか4戸にすぎず、30%未満が21戸(66%)と、農業依存度の低さにおいて示したと同様に農外収入に大きく傾斜した農家経済構造をもっている。

借入金の1戸当り平均値は208.1千円であり、階層別には100~300千円が16戸、300~500千円が8戸となっている。年間農家所得をこえる借入金のある農家は5戸だけであるが、それに近似する借入金のある農家は多数存在する。

〔その水準〕 家計費は、全道農家平均値と比較して農山村91%、山村95%とそれぞれ若干下回る程度であるのに対し、母子里地区のそれは51%と低い。

以上のように母子里地区農家の経済指標は、いずれも全道農家平均値の30~60%水準と極めて低く、かつ山村農家の平均値にも達していない。こうした農家経済の特徴は次のように要約できる。すなわち、農家所得は諸指標のなかでも最低の32%を示す。それは、農業生産力の低さ(農業粗収入42%に対し農業経営費65%という数値に端的に示される)とともに、農家所得のなかで農外収入に対する依存度が極めて高いにもかかわらず、農外収入の絶対額は山村農家とくらべても低いことの反映である。そのため各農家は消費水準を極度に低くおさえることにより、かろうじて家族生活を維持していた。しかしその多くは年間所得額に匹敵する規模の借入金をかかえており、軽微な偶発事故ですら個別農家経済を崩壊させかねない危険性を常にはらんでいたのである。

劣悪な自然的、社会的、経済的諸条件のなかにおかれた母子里地区の農家は、戦後農業経済学の主要な研究対象となってきた小農範疇の農家とは性格を異にする、半労半農型の農民と

貧農により構成されていたといえる。後述のような地域内不安定日雇林業賃労働者の性格をもつ半労半農型農民と貧農の区分をかりに家計費充足率50%においてみると、前者28戸(88%)、後者4戸(12%)となる。しかもこの両者においては半労半農型農民の農家所得が貧農のそれに比較してむしろ高い水準にあることが特徴的である。

2. 農業経営の実態³⁾

母子里地区農家の経営耕地規模は、第7表に示したとおり5~10 ha層が22戸(60%)と全道的にみて高い水準にあり、経済地帯別では耕地規模の最も大きい平地農村よりさらに1ランク高い。しかし前節でみた農家経済諸指標のきわだった低さは、経営耕地規模をもって単純に農家の階層性を把握しえないことを示している。それは同表にみるように、耕地規模と農業粗収入との間に明瞭な相関関係がなく、各耕地規模階層ごとの農業粗収入のばらつきが大きいことにもあらわれている。そのさい、1966年の作付け率は平均値で83%であり、作付け率50%以下の農家が4戸、50~70%が5戸存在し、耕境後退による農廢地化が進行しつつあるという点にも留意しなければならない。

農業経営の具体的指標のひとつである作目に注目すると、66年の作付け面積合計は212 ha

第7表 経営耕地規模の地域比較と母子里地区農家の
耕地規模と農業粗収入の相関

| | | 農家戸数 (戸) | ~1 ha | 1~2 | 2~3 | 3~5 | 5~7 | 7~10 | 10~20 | 20~ |
|---------------------------|-------------|-------------|-------|------|------|------|------|------|-------|-----|
| 北海道 ⁽¹⁾ | | 183,580 | 19.8 | 9.6 | 10.6 | 24.5 | 22.4 | | 1.0 | |
| 都市近郊 平地農村 農山村 山村 | 都市近郊 | 18,970 | 34.6 | 20.5 | 14.3 | 19.9 | 9.0 | | 0.3 | |
| | 平地農村 | 88,580 | 8.1 | 8.3 | 11.9 | 31.4 | 28.5 | | 0.9 | |
| | 農山村 | 50,670 | 18.0 | 8.0 | 8.7 | 19.6 | 28.9 | | 1.7 | |
| | 山村 | 25,360 | 52.9 | 8.9 | 7.1 | 13.4 | 13.1 | | 0.0 | |
| 幌加内町 ⁽²⁾ | | 721 | | 7.3 | 11.4 | 40.5 | 35.6 | | 5.1 | |
| 母子里 ⁽³⁾ | | 37 | | 2.7 | 5.4 | 18.9 | 35.1 | 24.3 | 10.8 | |
| 農業粗 収入別 農家 戸数 | 千円 ~ 100 | | | | | 1 | | | | |
| | 100~ 300 | | | | | 2 | 3 | 1 | | |
| | 300~ 500 | | | | | 2 | 5 | 3 | | |
| | 500~ 700 | | | | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | |
| | 700~1,000 | | | | | | 1 | 2 | 1 | |
| | 1,000~1,300 | | | | | | | 2 | 1 | |
| | ? | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | |
| 計 | | 37 | 1 | 1 | 2 | 7 | 13 | 9 | 4 | |

注) (1)は、前掲「昭和41年北海道農業の動き」。

(2)は、山村振興調査会「道北国有林山村のすがたと進路」第46表より、但し40年の数値で1 ha以下は含まない。

(3), (4)は小鹿「前掲書」資料3及び7より作成。

なお、(1), (2), (3)は農家戸数の合計実数を100.0とする構成比で示す。

であり、うち飼料が33%、馬鈴薯32%、えん麦12%とこの3作目で77%をしめ、その他に豆類、トウモロコシ、自家用野菜などがある。66年といえば、前章でみたように合理化澱粉工場が設立されるなど、幌加内町北部地域で馬鈴薯の生産増大が指向されていた時期であり、母子里地区でもその作付け面積が3割以上に達しているのはそうした傾向の影響をうけたためであろう。また、60年21ha、61年14ha、66年21haと造成された草地の存在を基礎に酪農業を営むのは6戸で乳牛49頭（うち育成牛11頭）、他に家畜を有するのは馬が26戸で各1頭、豚が30戸で159頭、鶏が30戸で1,116羽である。これらの家畜の飼養頭数規模をみるといずれも小さく、乳牛飼養の最高が13頭（うち育成牛5頭）、最低3頭（同1頭）、豚は10頭以上が3戸、養鶏は100羽以上が2戸、50~100羽が7戸という水準である。

このようにこの時期の母子里地区の農業は、畑作のなかで上記3作目が中心をなすものの、畜産をふくめると作目は多様となる。そのためここでは営農形態⁴⁾——自給、畑作、混同、主畜経営——に着目して農業経営の実態にせまってみよう。

営農形態別農家数は、自給5戸、畑作18戸、混同7戸、主畜7戸である（このうち自給5戸はほとんど土地持ち労働者に近い日雇林業労働者である）。これらについて中心作目をみると、畑作農家は馬鈴薯、えん麦、豚、混同農家は馬鈴薯、豚、鶏に集中するが、主畜農家は乳牛を中心とする農家と、豚、鶏を中心とする農家にわかれる。

畑作農家の農産物収入の大小は、ほぼ馬鈴薯の作付け面積に規定され、4ha前後の馬鈴薯作付け面積をもつ農家の収入が一番多い。混同農家は、作目のウェイトのおき方に一定の傾向がみられず、また農業粗収入規模は母子里地区において中ないしそれ以上の水準である。主畜農家のうち乳牛を中心とする農家5戸についてみると、このうち3戸は馬鈴薯の作付けを行わず、営農形態の本格的転換がみられる。各営農形態をつうじて母子里地区における農業粗収入の最高水準（100万円以上）にあるのは、馬鈴薯作付けを中心とする畑作農家2戸と、乳牛13頭、牧草畑5.2ha、デントコーン畑1.1haを所有し酪農経営に全面的に転換した農家1戸の計3戸である。

次に農業労働力についてみよう。農業専従者は、男33人、女41人の計74人であり、女子労働力のウェイトが大きい。またその年齢構成をみると30歳以下の若年労働力が12人（16%）と少ない。女子化、高齢化した農業労働力が農業経営の基幹をなしている。個々の農家の農業専業労働力を第8表によってみると、世帯主と妻の2人が基本的であり、37戸中21戸と過半をしめる。ついで専業労働力1人が第2位で、その数は9戸であるが、そのうち7戸は女性労働力（世帯主）に依存している。全体としては、後継者も含めて家族総労働力が自家農業に従事する農家はごく少数である。

営農形態別にみると、世帯主と妻という労働力構成の基本パターンを典型的に示すのは畑作農家であり、混同、主畜農家においては女性労働力がただ1人の専業労働力である形態が少なくない。これは混同、主畜農家のなかで、一方で畑作経営から酪農経営への転換を志向する

第8表 営農形態別、農業専従者数別の農家戸数

| | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 計 |
|----|-------|--------|----|----|----|--------|
| 自給 | 2 (1) | 2 (1) | 1 | | | 5 (2) |
| 畑作 | 1 (1) | 14 (1) | 2 | | 1 | 18 (2) |
| 混同 | 3 (3) | 3 | 1 | | | 7 (3) |
| 主畜 | 3 (2) | 2 | 1 | 1 | | 7 (2) |
| 計 | 9 (7) | 21 (2) | 5 | 1 | 1 | 37 (9) |

注) 1. 小鹿「前掲書」資料10より作成。

2. ()は、専従者女子だけの戸数で、うち数。

農家（豊富な家族労働力が自家農業に従事）があると同時に、他方で畑作経営の崩壊形態（女性の専業労働力1人が小規模に混同、主畜経営を行なう）を示す農家が存在することを示している。

最後に農業機械化の遅れについてふれておこう。1966年の母子里地区に導入されていた農業機械はわずかに耕耘機1台にすぎない。同年全道農家の100戸当り所有台数は42.3台、経済地帯別のなかで最も低い山村でも18.5台であるのと比較して母子里地区のそれは2.7台だけである。まさに発展段階を異にする機械化の遅れであり、いまだ母子里農業は馬耕段階にとどまっていた。なお後述するように、この後第1次農構の追加事業でトラクターが導入されている。

3. 賃労働市場と農外就労

農地解放直後の母子里地区では都市の土建業、製造業等への出稼ぎはほとんどみられず（1966年の調査時点で土建出稼ぎが1戸あったにすぎない）、また地理的条件が悪いため近隣都市への通勤形態もなく、個々の農家にとっては地域限定的な賃労働市場が農家経済を維持していくうえで重要な意義をもっていた。

ではどのような労働力需要資本が存在したかという点、隣接する朱鞠内地区に根拠をおいて製材、素材生産を行なう三津橋木材KKと豊島林業KK、北母子里駅で土場巻立てと貨車づみを行なう日通の下請業者、農民の共同経営による澱粉工場、および北大演習林の5つであった。これらのなかで三津橋木材と豊島林業が最大の労働力需要資本である。

三津橋木材は1937年の創立で、65年時点で製材、素材生産、チップ生産および土建を営業業種としている。素材生産は10月から5月上旬までの冬山造材で、65年の生産量は21,470 m³である。製材工場は自動送材車式帯鋸盤1、ワンマンソー1、卓盤1、円鋸などの機械を装備し、その挽立量は10,450 m³、また国策パルプ系列下であるチップの生産量は8,420 m³である。冬山造材のために雇用する労働者数は、杣夫30人、人夫70人、馬夫35人、炊婦6人の計141人で、彼らの稼働日数はすべて101～150日の間にある。同社はこの造材作業に朱鞠内以北の農民を雇用しており、母子里地区農家にとっては重要な冬期就労先であった⁵⁾。

豊島林業は1932年の創立で、65年現在の営業業種は三津橋木材と同様である。素材生産は夏の7月から翌年4月までと、夏山も冬山も行ない、その規模はほぼ2万 m^3 である。製材工場はこれまた三津橋木材と同様の機械を備えて挽立量9,300 m^3 を生産し、チップ生産(王子系列)は5,850 m^3 である。素材生産の雇用労働者数は、杣夫25人、人夫80人、馬夫40人、炊婦8人の計153人で、彼らの稼働日数は、50日以下15人、51~100日37人、101~150日66人、151日以上35人となっている。夏山を行なって素材生産期間が長いためであろうが労働者の稼働日数にばらつきがあり、また三津橋木材にみられない専門的な150日以上の労働者を雇用している。なお両資本ともに幌加内町においては雨竜演習林、国有林を主要な素材生産対象山林としており、演習林素材生産の請負業者でもある⁶⁾。

雨竜演習林の諸事業には調査、産物処分、種苗、育林、素材生産、林産加工、林道などがあって、母子里地区の農民はこれら諸事業に日雇労働者として雇用されている。1966年の雨竜演習林における事業別雇用労働者数(延人数)は第9表のとおりであり、育林、素材生産、種苗、土木などがその中心となっている。

雨竜演習林の賃金台帳から母子里地区農民の演習林での就労状況をみると、66年では、就労日数10~29日が11人、30~49日7人、50~99日5人、100~149日2人、150日以上2人となっており、50日未満の短期就労者が多い。なお、第10表に示したように、60年代の雨竜演習林における雇用労働者は漸減傾向にあり、労働力需要資本としての演習林の役割はより小さくなっている。

澱粉工場と日通下請業者は前記3者に比較して労働力の需要量それ自体が小さく、かつ季節的で短期間の就労の場しか提供していない。なお、小規模な澱粉工場は1955年に母子里地区に4工場あったが、64年に2工場、65年には1工場と、幌加内町の澱粉工場大規模化方針(66年の合理化澱粉工場など)のもとでその数が減少した。

以上みてきた労働力需要資本の実態から母子里地区農家の農外就労は、林業

第9表 北大雨竜演習林事業別雇用延人数(1966年)

| | 延人数 | 構成比(%) |
|------|---------|---------|
| 演習試験 | 704.8 | (8.9) |
| 調査 | 12.6 | (0.2) |
| 産物処分 | 767.5 | (9.7) |
| 種苗 | 1,234.4 | (15.5) |
| 育林 | 1,950.3 | (24.6) |
| 素材生産 | 1,593.0 | (20.1) |
| 林産加工 | 475.5 | (6.0) |
| 土木 | 1,203.5 | (15.2) |
| 計 | 7,941.6 | (100.0) |

注) 岡本光昭「『過疎』化の進行と住民の状態」(北大卒論)1973. 表IV-18より作成。

第10表 母子里地区農家世帯の北大演習林稼働状況

| | 稼働世帯数(戸) | 稼働人員(人) | 1世帯当り稼働人員(人) |
|-------|----------|---------|--------------|
| 1962年 | 37 | 68 | 1.8 |
| 1963 | 42 | 70 | 1.7 |
| 1964 | 46 | 59 | 1.6 |
| 1965 | 33 | 51 | 1.5 |

注) 江沢 繁・他「僻地社会の開発計画と生活設計に関する教育的実験研究」『僻地教育研究』1967年、40ページより引用。

賃労働が中心とならざるをえないことは明らかである。では、こうした林業賃労働を中心とする母子里地区農家の農外就労をみることにしよう。1966年において農外就労を行なわないのは37戸中2戸だけであり、うち1戸は世帯主が病気療養中である。農外就労者総数は44人で、林業賃労働を行なうもの36人である。家族のなかで賃労働就業者が2人おり、そのうち林業賃労働が2人であるもの5戸、以下同様に賃労働2人・林業1人が3戸、賃労働2人・林業なしが1戸、賃労働1人・林業1人が20戸、賃労働1人・林業なしが6戸、賃労働も林業もないのが2戸である。つまり37戸中28戸の農家から1～2名が林業賃労働にでており、戸数割合で76%に達する⁷⁾。

こうした農外就労の実態を事例的にみていこう。ただし以下の事例は64年の調査⁸⁾によるものであり、また農家番号は後章も含めて、小鹿勝利「北海道大学雨竜地方演習林の林内植民制度について」(北大演習林『業務資料第13号』1968年)によっている。91番の農家は、世帯主が冬季98日間林業賃労働、次男が8月1日から9月15日まで日通および雨竜演習林で賃労働、9月20日～11月20日澱粉工場、12月21日～3月10日前記素材生産資本、3月11日～4月20日雨竜演習林と連続的に就労している。98番は長男がほぼ通年の林業賃労働、次男が年間約70日間素材生産、日通、澱粉工場などに就労する。119番は、長男が自家農業をまったく手伝わず専門的林業賃労働者になっている。113番は世帯主が年間約200日、長男が約80日各種賃労働に従事する。85番は世帯主が幌加内町の市街地で建築仕事を行ない、義弟は母子里、白樺地区で馬夫、人夫、長男が自家農業の馬鈴薯収穫後、澱粉工場働いている。102番は世帯主と長男が12月～3月に林業労働に就労する。86番は次男が7月～11月に林業賃労働にでる。94番は世帯主が約60日間素材生産にともなう道付けに従事、長男が8月下旬～9月中旬と1月～3月に運材の仕事にでる。99番は世帯主が12月～3月火防巡視員、次男が12月～3月造材仕事に従事する。106番は長女の夫が1月中旬～3月に造材、10月～11月澱粉工場の仕事にでている。123番は次男が冬季に造材の仕事をする。118番は3男が5月～9月、12月～3月と年間約200日ほど運材、造材に就業する。83番は世帯主が61年以降駅土場巻立て作業で巻取機の運転を行なっており、農業には年間35日程度しか従事しない。89番は世帯主が冬季6カ月間造材労働に従事する。

より全体的な農外就労の実態は、北大演習林による農地解放の前年、1963年の調査数値であるが、第11表によりこれを知ることができる。同表によると、63年当時の農家戸数46戸から、季節的賃労働(造材、馬搬が中心)に40人、人夫・日雇に23人が就労している。就労場所については、65名中51名が隣接する白樺地区で稼働しており、季節的賃労働のなかに共栄地区以南で従事する者が若干いるとはいえ、全体的に近隣で就労する傾向がみられる。就労日数は季節的賃労働の平均値が96.9日、人夫、日雇が66.9日と後者が1カ月ほど少ない。なお、季節的賃労働のなかでB地区で就労する2人はそれぞれ230日、330日の稼働日数であり、専門的林業賃労働者となっている。賃金を年間平均額でみると、季節的賃労働107.4千円、人

第11表 母子里地区農家の雇用先別農外就労の実態 (1963年)

| | | 人 頭 数 (人) | | | | 年間平均稼働日数 (日) | | | | 年間平均所得額 (千円) | | | |
|---------------------------------|--------------|-----------|---|----|----|--------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
| | | A | B | C | 計 | A | B | C | 計 | A | B | C | 計 |
| き ま っ た 賃 労 働 | 大 学 民 間 | | | | | | | | | | | | |
| | その他公共団体 計 | 2 | | | 2 | 180.0 | | | 180.0 | 105.0 | | | 105.5 |
| 季 節 的 賃 労 働 | 大 学 民 間 | 11 | | 1 | 12 | 86.8 | | 80.0 | 86.3 | 107.3 | | 20.0 | 100.0 |
| | その他公共団体 | 17 | 1 | 8 | 26 | 70.0 | 230.0 | 133.8 | 95.8 | 94.4 | 450.0 | 108.6 | 112.5 |
| | 計 | 1 | 1 | | 2 | 50.0 | 330.0 | | 175.0 | 50.0 | 120.0 | | 85.0 |
| | 計 | 29 | 2 | 9 | 40 | 75.5 | 265.0 | 127.8 | 96.9 | 97.8 | 285.0 | 98.8 | 107.4 |
| 人 夫 ・ 日 雇 | 大 学 民 間 | 11 | | | 11 | 81.8 | | | 81.8 | 97.9 | | | 97.9 |
| | その他公共団体 | 7 | | 3 | 10 | 37.1 | | 113.3 | 60.0 | 21.4 | | 78.3 | 38.5 |
| | 計 | 2 | | | 2 | 20.0 | | | 20.0 | 20.0 | | | 20.0 |
| | 計 | 20 | | 3 | 23 | 60.0 | | 113.3 | 66.9 | 63.4 | | 78.3 | 65.3 |
| 合 計 | 大 学 民 間 | 22 | | 1 | 23 | 84.3 | | 80.0 | 84.1 | 102.6 | | 20.0 | 99.0 |
| | その他公共団体 | 26 | 1 | 11 | 38 | 55.8 | 230.0 | 128.2 | 81.3 | 67.5 | 450.0 | 100.4 | 87.1 |
| | 計 | 5 | 1 | | 6 | 90.0 | 300.0 | | 125.0 | 60.0 | 120.0 | | 70.0 |
| | 計 | 51 | 2 | 12 | 65 | 73.6 | 265.0 | 124.2 | 88.8 | 84.5 | 285.0 | 93.7 | 92.4 |

- 注) 1. 北海道開発局札幌開発建設部「北幌加内地域農用地開発改良地域調査計画書(調査編)」1965. 2. 38ページより作成。
 2. A, B, Cは林業労働をおこなった場所を示す。Aは母子里・白樺, Bは藪の台~朱鞠内, Cは共栄以南。
 3. きまった賃労働~地元木工場など。
 季節的賃労働, 人夫・日雇~伐木・造材・馬搬などの林業労働。
 4. なお引用書では「季節出稼」と表現されているが, 本稿では出稼ぎという一般的意味あいからそれを使用せず「季節的賃労働」とした。

夫・日雇65.3千円であり, 林業賃労働では冬季3ヵ月ほど就業して10万円前後の収入を得ることになる。

以上のように狭隘で業種限定的な性格をもつ賃労働市場は, 農地解放後もしばらくは基本的な変化をみせず推移するが, 60年代後半になると縮小, 崩壊の途をたどってゆくのである。

4. 母子里地区農家の営農志向

1966年当時の母子里地区農家は, 林内殖民時代に定着した半労半農型農民の性格を依然として有すると同時に, 新たな農業発展をめざしてその将来方向を模索している段階にあったといえる。北海道教育大学僻地教育研究所が65年の秋に実施した調査に依拠して, この時期の農家の営農志向について検討しよう⁹⁾。

総農家戸数は第12表の43戸に不明1戸を加えた44戸であるが, このうち36戸が将来的

第12表 母子地区農家の営農志向

(単位：戸)

| 世帯主の年齢 | 専業志向 | 兼業志向 | 農業は 自分一代 | 地元で 他職へ | 離農 | 漁業 | 計 |
|--------|---------|-------|-------------|------------|----|----|---------|
| 30歳代 | 3 | 1 | 4 | | 2 | | 10 |
| 40 | 6 | 1 | 2 | | | | 9 |
| 50 | 7 (7) | | 3 | | 1 | 1 | 12 (7) |
| 60 | 3 (3) | 5 (5) | 1 | 2 | 1 | | 12 (8) |
| 計 | 19 (10) | 7 (5) | 10 | 2 | 4 | 1 | 43 (15) |

注) 1. 江沢「前掲書」第75表より作成。

2. ()は後継者有または予定されている農家戸数で、うち数。

にも農業を継続する意志をもっており、明確に離農を考えているのは6戸しかない。しかし農業の継続といっても、その具体的内容は専業農家、兼業農家、農業は自身限りと多様である。

世帯主の年齢別に営農志向の特徴をみると次のようになる。30歳代は自身限りと離農志向が多い。それは、年齢的にみても転職の実現可能性が高いからである。40歳代、50歳代は専業農家を志向するものが多く、それぞれ半数を越えている。60歳代は多様な志向をもつが、兼業農家志向が半数近くをしめ、自身限り、地元で他職に就職、離農など農業に対して消極的な傾向が目立つ。なお50歳代、60歳代の専業志向農家はいずれも後継者問題を心配する必要のない農家であり、農業継続における担い手の問題を痛感させられるところである。

営農形態との関連では、総体として旧来の馬鈴薯と雑穀の型から酪農型へ転換しつつある農家が専業志向の中心をなしている。

注

- 1) 小鹿勝利「北海道大学雨竜地方演習林の林内殖民制度について——その史的展開を中心に——」(北海道大学農学部演習林『演習林業務資料、第13号』1968年11月)所収の「資料7、農家経済総括表」(73～75ページ)を中心とする分析である。
- 2) 小鹿・同上書の74～75ページ参照。
- 3) この項はとくにことわり書きのない限り、小鹿・同上書の「資料4、作付動向」(71ページ)、「資料5、昭和41年度作付状況(添牛内農協管内)」(72ページ)および同人らが実施した面接調査の個表を分析したものである。
- 4) 小鹿・同上書の40ページの注2)参照。
- 5), 6) 山村振興調査会『道北国有林山村のすがたと進路——北海道雨竜郡幌加内町——』(1967年)の37～45ページに掲載されている諸表にもとづいて記述。
- 7) 小鹿・前掲書の「資料8、男女別労働力内訳」(75～77ページ)および調査個表より。
- 8) 江沢 繁・他「僻地社会の開発計画と生活設計に関する教育的実験研究」(北海道教育大学僻地教育研究所『僻地教育』第14巻、第1号、1967年)73～77ページ、124～127ページより。なおこの項の記述にあたり、同大学の榎本教授から同書記載の農家番号の各氏名を明らかにしていただき、本稿ではその氏名を、小鹿・前掲書の農家番号におきかえた。したがって本稿におけるこの項と、後章の各農家番号は小鹿が使用した農家番号と同一である。
- 9) 江沢 他・同上書の67～79ページに依拠して記述。

III. 母子里地区における開拓パイロット事業の実施経過

1. 発 端

前章でみたような停滞する農業経営と農外収入による経営補填という状態の母子里地区を対象に、1969年からいよいよ開拓パイロット事業が実施され、以降、同地区では酪農経営の導入が次第に目立っていくのであるが、しかしこの事業は決して順調に行なわれたのではなかったといえる。本章では開拓パイロット事業の内容と実施経過を明らかにしながら、同事業の問題点を政策主体と農民との対応関係のなかから摘出してみよう。

1961年幌加内町は特定農用地開発事業の指定をうけ、北海道開発局札幌開発建設部（以下、開発局）によって農用地開発調査が開始され、65年2月「北幌加内地域農用地開発地域調査計画書」が公表された。この調査は「後進性の著しい」幌加内町の基幹産業としての「地域農業の自立安定と地域全住民の福祉増大の方途¹⁾」を見出すものとして行われたものであった。またこの調査は北大雨竜演習林の約1,100 ha、約150戸の林内殖民者の自作農化が農業発展の課題であるとしており、これは59年前後からはじまる林内殖民者の解放運動とも関連していた。

この調査の結論は「地域農業の自立安定」および「地域住民の福祉増大」は「経営規模の拡大」以外にないとして、幌加内町の16地区9,831 ha（このうち国有林3,101 ha、演習林5,300 ha）を開発改良対象として、開拓パイロット事業、土地改良事業によって草地造成を行ない酪農経営の拡大をはかるといふ開発構想を指示したものであり、いわば基本法農政の畜産の選択的拡大政策にそった開発構想であった。

この計画書による母子里地区の開発構想は「周辺開拓適地を開発し、個別の増反地とし…、基幹作目は牧草と牛乳とし新規に造成される耕地は総て草地²⁾」とするものであり、雨竜演習林の山林1,418 haを対象に723 haの草地を開拓パイロット事業により造成し、さらに備荒貯蓄のため部分林を設定するとしていた。

この開発構想をうけて1965年6月母子里地区開拓パイロット事業実施申請が幌加内町より出され、翌年から開発局によりこの開発構想の具体化の作業が開始された。すなわち66年土地利用現況、土地所有関係調査、67年営農計画、工事計画の作成調査が実施され、同事業の基本計画がたてられ、事業計画の全容が明らかになった。一方調査計画立案の進行のなかで受益農家の選定が行なわれるとともに、北大に対して67年6月、北海道開発局によって林地解放要請及び町、添牛内農協、受益農家代表の連名による演習林地1,071 haの解放陳情がなされた。この解放要請に対して北大演習林は「演習林本来の任務たる森林における教育並に試験研究の遂行上重大な支障を生じますので開発局の要望に対しては全面的には応じかねます。然しながら母子里地区開拓パイロット事業の社会的意義に鑑みて、演習林本来の任務遂行上全く譲渡し得ざる地域約470 haを除き、残余の部分約600 haについては解放の要望に応ずるも止む

を得ない³⁾」との意志表示をした。その結果解放要望地域 1,071 ha から学生実習林、造林地、母樹林、試験地等を控除した 637.8 ha の解放が 68 年 1 月、北大において決定された。これにより同年 4 月、開発局は全体実施設計のための調査を行ない、次節でみるような事業計画を確定し翌 69 年 6 月から母子里地区開拓パイロット事業は着工された。

以上のように開拓パイロット事業計画は不安定な畑作経営にあって農外所得に依存する状態にあった母子里地区農民の自主的な農業の安定化、自立化の発展構想として出てきたものでなく、基本法農政下における酪農生産の選択的拡大、農民の選別による規模拡大という政策主導の開発構想として出発したものであった。

2. 開拓パイロット事業計画の概要

開拓パイロット事業はもともと土地改良法に基づく農地造成事業の一種で、個人有、公共有等の未開地や開拓財産、国公有林の私下地など一定規模以上のまとまった未利用地を耕地化して、農家の増反地、入植地として活用することを目的とした事業で、その本旨は自作農創設にあるとされている⁴⁾。

この事業は造成する農地面積の規模により事業主体が異なり、500 ha 以上国营、60 ha 以上都道府県営、10 ha 以上団体営の三区分別があり、それぞれ事業費用の補助率が異なっている。母子里地区のように国营の場合その事業費用の負担区分は国 75%、道 10%、地元（受益者）15% となり、その補助率は 85% ときわめて高くなっている。また同事業は本来耕地造成を主としていることから、草地造成の場合播種床造成までしか補助対象とならず、基肥、種子などは受益者の自己負担によることになっている。また造成対象地が団地としてまとまっていることから道路、排水、雑用水施設などの付帯事業は補助事業として実施される。

開拓パイロット事業はこれまで道内各地で実施されているが（69 年までに 24 地区、71 年現在では 44 地区）、この事業は造成対象地が局地的にまとまっていることを前提とし、また大規模なほど高率の補助となり比較的草地造成事業としては有利なため、利用上の経済的要因よりも採択基準の補助率に規制されて大規模な草地造成面積となり、箇所を選定、利用形態、家畜増殖計画などを無理、あるいは無視する結果、各地で完成後の利用、運営に少なからず問題をかかえていると指摘されている⁵⁾。

母子里地区開拓パイロット事業は北大演習林より農林省に所管換されて開拓財産に編入された山林 638 ha と私有未墾地 58 ha の合計 696 ha を対象地とした

第 13 表 母子里地区開拓パイロット事業計画の概要

| | | | | |
|------|--------------|------|----------|------------|
| 地区面積 | 696 ha | | | |
| 受益戸数 | 28 戸 | | | |
| 主要工事 | 道 路 | 16 条 | 16,114 m | 129,892 千円 |
| | 明渠排水路 | 3 条 | 3,239 m | 30,907 |
| | 暗渠排水 | | 76 ha | 19,126 |
| | 耕地造成 | | 516 ha | 103,008 |
| | 土壌改良 | | 510 ha | 26,084 |
| | 雑用水施設 | | 6,946 m | 33,093 |
| 総事業費 | 416,000 | | | |
| 工 期 | 1969~1972 年度 | | | |

注) 北海道開発局「国营母子里土地改良事業計画の変更後の計画概要書（農用地開発事業）」1971 年より作成。

もので、その事業計画の概要は第13表の通りである。すなわち516 haの耕地造成と付帯事業として道路の新設、改修、明暗渠排水、土壌改良、雑用水施設の建設を行ない、その事業費用は総額416,000千円とした。この516 haの造成耕地は28戸の受益農家に個別配布し、1戸当たり平均7.5 haの耕地を25.9 haに増反することを予定した。受益農家28戸は1966年当時の地区農家戸数の76%にあたる。この開拓パイロット事業の前に実施された第1次農構の追加事業(66年~68年)の対象農家は33戸であり、この事業の受益農家はさらにこれより減少し、結局母子里地区農家の約半数は開発構想の対象外におかれ、離農対象農家とみなされた。

28戸の経営形態は酪農10戸、肉牛畑作18戸に区分し、肉牛畑作経営は漸次酪農への転換をすすめ、最終的には全戸酪農経営となることを計画した。しかしこの時点での乳牛飼育農家は5戸にすぎず、大部分は乳牛、肉牛とも飼育経験はなかった。

開拓パイロット事業によって構想された母子里地区の完成時の農業経営は第14表のように想定された。

第14表 母子里地区における開拓パイロット事業完成時の農業経営計画

| 総 営 形 態 | 酪 農 | 肉 牛 畑 作 |
|---------------|---|---|
| 経 営 組 織 | 個別 (機械共同利用) | 個別 (機械共同利用, 肉牛共同放牧) |
| 家 族 人 員 | 5 人 | 5 人 |
| 労 働 人 員 | 2.2 人 | 2.2 人 |
| 土 区 耕 地 | 25.9 ha | 26.0 ha |
| 地 利 用 分 | 5.7 ha | 5.7 ha |
| そ の 他 | 31.6 ha | 31.7 ha |
| 計 | | |
| 主 要 建 物 施 設 | 畜舎 215 m ² , サイロ, 尿留, 堆肥場, 乾草収納庫 | 畜舎 70 m ² , その他は左と同じ |
| 家 畜 | 乳牛~成牛 22 頭, 若牛 4 頭, 仔牛 4 頭, 耕馬 1 頭 | 和牛~成牛 10 頭, 若牛 8 頭, 仔牛 8 頭, ホル肉用~育成若牛 12 頭, 牡トク 8 頭, 耕馬 1 頭 |
| 農 業 粗 収 入 | 4,191 千円 | 3,565 千円 |
| 農 業 経 営 費 | 2,421 | 2,337 |
| 農 業 所 得 | 1,770 | 1,228 |
| 農 家 所 得 | 1,770 | 1,228 |
| 租 税 公 課 | 84 | 61 |
| 家 計 費 | 800 | 800 |
| 償 還 金 | 350 | 344 |
| 農 地 造 成 費 | 901 | 1,108 |
| 土 地 購 入 費 | 80 | 92 |
| 経 営 基 本 施 設 費 | 3,405 | 2,975 |

注) 北海道開発局「開拓パイロット事業母子里地区営農計画書」1967年より作成。

またこの完成時にいたるまでの営農計画をみると次のようなものであった。すなわち、作付け作物は両経営形態にあっても6~7年次までは馬鈴薯作付けを行ない、酪農経営では9年次において牧草地だけとなり、肉牛畑作経営では7年次以降牧草24.8 ha、馬鈴薯1.2 haの作

付けとなっているが、どのような過程で酪農に転換するかは明らかではない。牛の導入については酪農経営では3~4年次に3頭導入し、以後自家増殖により9年次には30頭飼育とし、肉牛については和牛とホルトクとした。その導入計画は和牛は3年次に4頭、トクは3年次以降導入し、12年次には46頭飼育とした。建物施設、農機具等は「営農の安定するまでの期間の償還金をなるべく軽減する意味から……必要最少限⁶⁾」とし、機械等は共同利用形態をとって3~5年次において設置するものとした。

このような営農計画にもとづく所要資金額は1戸当り第14表にみるとおりとなっているが、これは1967年当時のものであり、翌年の開発局の資料によれば地元負担額の総額は151,191千円となり1戸当りでは5,400千円が見積もられている。この所要資金は農地造成費の補助部分を差引いたもので、これらはいずれもマル寒資金（北海道寒冷地畑作営農地改善資金）の融資と自己資金を予定していた。65年当時母子地区の農家1戸当り負債額は457千円、これに第1次農構の追加事業の負債増が2,240千円見込まれており⁷⁾、さらに開拓パイロット事業の負担金5,400千円が新たに加わることになり、受益農家の負債金額は8,097千円の巨額になるというものであった。

家畜導入、生産物の流通計画についてみると、開発局の計画では和牛は肉畜振興地域指定を受け、酪農開発事業団を経て内地より移入し、また肉牛の出荷は農協を通じて東京芝浦市場を予定し、牛乳は鉄道輸送によって雪印名寄工場への出荷を予定した。

開発局によるこの営農計画は農業所得を4~5倍に増大するという雄大な反面、その計画自体母子地区農業、農家の実態を無視したものであった。例えば資金計画の膨大さや、生産物出荷とりわけ牛乳の場合、冬季は雪害によってしばしば長期間運休する鉄道輸送を前提としたり、過去に実績のない肉牛出荷計画など机上の計画が多いものであった。

このように開拓パイロット事業計画は耕地造成という基盤造成の事業にすぎないものであり、その後の農業経営の「計画」は作成されているもののその内容は現実の農業経営の実態とは乖離し、また「計画」の実施はすべて受益農家の責任のもとに行なわれるものであった。また受益農家の選定にみられるように、この事業の実施は農民のふるいわけに結びつき、農民、農業の再編成という性格をもつものであったといえる。

3. 開拓パイロット事業構想と農民の対応

開拓パイロット事業による母子地区開発構想は前述のように1965年そのアウトラインが公表されたが、その当時母子地区の農民には「母子地区開拓パイロット予定地区試算表」という冊子が配布されただけである。この数字を並べた試算表は同事業や母子地区農業の展望に対して具体的なイメージを与えるに足るものではなく、部落内でこれの討議も行なわれなかった⁸⁾。また当時、母子地区には農業構造改善事業の構想が出されていた。母子地区農民はこれらの計画の内容を充分理解し、それへの対応を考える間もなく、次々に新しい事業計画を提示する農政に対して不安、不信をいただいていたといわれるが、一方では農業生産の状況が梶

加内町のなかでも最も低位にあったことを反映して、農業後継者などを中心にしてこの開拓パイロット事業構想に積極的に対応しようとする動きもわずかながらみられた⁹⁾。

その後開発局を中心にこの事業構想の具体化のための作業が進められ、66年1月には開発局と町の協議によってこの計画の大わくが決定された。これは受益農家は28戸とし、1戸当たり作付け面積30haで酪農経営8戸、肉牛畑作経営20戸という想定で事業計画を策定しようとしたものであった。しかしこれは「肉牛飼育農家は乳牛又は肉牛とするが8戸程度飼育農家があるものとして計画する。(注)計画では乳牛飼育8戸、肉牛と馬鈴薯20戸、計28戸参加としますがこれはあくまでも計画で、実際は肉牛飼育農家が乳牛を飼育しても結構ですし、乳牛飼育農家が肉牛、馬鈴薯を入れても結構です。ただし計画は前述のように進めます)……30haのうち10haは経営の安定するまで(酪農家についても考慮します)農協または町の管理経営とし、安定後は協同利用等方策を検討するものとする。……¹⁰⁾」とあるように当初から母子里地区農業の現実と遊離し、その実態をふまえないまま行政ペースで事業を進めようとしたものであることを物語っている。

また受益農家は28戸として計画が進められたが、基本計画策定時点でも実際に事業参加を希望した農家は24戸しかなく、残りの4戸は「町の責任」ということで町が書類上作りあげ計画の辻褄を合わせたものであった。

以上のような状況下で開発局の事業計画の策定が進められ、基本計画が母子里地区農民に示された。そしてその開発局の計画をもとに開発局、町、農協、農民間において事業計画の協議が行なわれた。この開拓パイロット事業計画は「本町酪農振興計画の先駆たる重要な事業¹¹⁾」として推進されたが、この事業自体本来農地造成という基盤整備の事業であって、これを基礎として将来の母子里地区農業の方向を説得力をもった形で示したのではないため、事業実施後の営農計画、資金計画、負債増大等に対する母子里地区農民の不安は大きく、受益対象となった農家の対応はかならずしも全員が積極的であったわけではなかった。そのため北大に対して山林解放の申請が出される直前の開発局等と母子里地区農民の打合せ会議において、開発局、町当局より受益農家の決断、事業参加の確認、意志統一が改めて求められる状態であった。また一方では若い世代の農業経営者、後継者などによって開拓パイロット推進委員会が設立され、計画の推進がはかれるという状況下で母子里地区農民は事業計画の承認に踏切った。

その後開発局の営農計画とは別個に農地造成後の営農計画の検討が町、農協、受益農家の間で進められ、その過程で受益農家から町に対しては道路、用水施設の維持管理、資金助成、農協に対しては肥料、種子の供給、営農資金の調達、個別農家の営農計画作成の援助指導、営農技術指導のための技術指導者の母子里地区駐在の要請などが強くだされていた。このことは、事業実現への過程は大変困難であることを母子里地区の農民が認識し、事業着工に踏切った後も依然として前途に不安をもっていたことを物語っている。なお1967年12月には、1戸当たり26～27haの経営は労働力その他の点から不可能であるため、協業形態による農業経営が

可能かどうかという、開発局の構想の根幹にかかわる問題の協議もなされている。

以上のように農民の対応を検討すると、すでにみたように開拓パイロット事業計画は受益農家の実態と乖離し、農業経営の将来に対する具体的展望や裏づけを欠いていたことが理解できる。こうしたなかで母子里地区農民は、一方ではこの事業によって停滞的な農業を打開し、安定化への期待をかけるとともに、他方では大きな危惧の念をもち続けたのである。

4. 開拓パイロット事業計画の破綻と変更

計画策定の段階から様々な問題を含みつつ着工された開拓パイロット事業は着工早々新たな問題に直面した。この事業の主要事業である耕地造成、道路工事は開発局によって発注され進行する一方で、同事業に先行して実施されていた農業構造改善事業による乳牛導入を中止する農家が5戸出現し、さらに1969年11月になっても個別の営農計画を樹立しない農家が9戸でてきた。この構造改善事業は開拓パイロット事業計画の推進のうで密接な関連をもつものとして進められてきており、事業計画の経営基本施設の整備の一環として位置づけられていた。この構造改善事業のもとでの乳牛導入の中止あるいは個別の営農計画の未作成は開拓パイロット事業からの後退、脱落を意味するものであった。

また同時にこの時期に開かれた営農計画の打合せの席上、幌加内町、添牛内農協の同事業に対する対応が消極的であり、かつ将来展望に対して悲観的見通しを持っていることが明らかになり、農民の不安、不満はたかまった。事業計画にあたり母子里地区農民は町、農協からの援助、助成があることを前提として参加したものであった。しかしながらその母子里地区農民を支援する中心母体であった町が財政難を理由にして、また農協は経営不振とくに第一次農構事業によって導入した酪農共同経営事業の不振、合理化澱粉工場の経営不振による赤字累積を理由にして、母子里地区農民への営農助成、援助に消極的対応ないしは手をひくという対応を示したことが、事業参加農家の事業計画からの脱落を顕在化し、促進する引きがねとなった¹²⁾。その結果69年12月に受益希望農家が15戸に、そして70年5月には11戸へと減少することとなった。これら大量の脱落の理由は個別的には世帯主の病気、火災などの突発的理由もあるが、多くは農業経営に対する不安、意欲の喪失によるものであった。69年12月に受益希望農家が15戸となった段階で受益農家は取得反別合計の残余部分を町か農協の管理下におき（これは65年計画策定開始の時点で開発局、町から提案されていた）事業を継続したいと要請した。だが11戸に減少した段階になるとこの11戸で518haの耕地造成の費用分担は不可能であり、また開発局にとっても11戸では事業の採択基準（15戸）に達しないことが大きな問題となった。そのため70年6月開発局、町、農協、受益農家によって善後策の協議がなされた。この会議において町、農協はともに消極的対応、悲観的見通しを述べることに終始し、一方開発局は「やめるといふ事であれば違約金問題に発展するでしょう」といった母子里地区農民に対する恫喝すら行なった。元来この事業計画から大幅な脱落者を生みだし、計画の破綻にいたった原因は事業計画そのものが母子里地区農業に対する具体的展望のないまま作成され、さらには町

あるいは農協などの財政状況、経営状況を十分に勘案しなかったことなど、計画立案、計画そのものの杜撰さに問題があったのであり、母子里地区農民に対する恫喝はまことに筋違いの責任転嫁にすぎず、法的根拠のないものであった。

この事態に対し開発局は国営開拓パイロット事業という当初の事業計画を維持するため、隣接風連町の農家を新たに受益農家に組み入れ、受益農家の変更という形式をとった。これは開発局が窮余の策として考え、幌加内町の下承を得て行なわれた。このように母子里地区開拓パイロット事業計画は着工後わずか2年目にして破綻し、計画は大きく変更されることとなり、1971年変更計画書が策定された。変更後の事業計画の概要は第15表の通りである。

事業計画変更後、受益農家は母子里地区が28戸から15戸に減少し、新たに風連町の農家30戸が加わり総計45戸に増加した。母子里地区の受益農家は15戸掲上されているが、実質はさきにもたように11戸であり、これは開発局が当初計画の受益地区母子里において計画変更後にも採択基準の受益戸数があるように見せるため書類上操作した戸数である。

造成耕地の地区別配分は母子里地区農家321ha、風連町農家202haとした。経営形態は母子里地区農家については前計画の酪農、肉牛・畑作の2本建てから全戸個別経営による酪農経営に変更し、風連町農家は水田酪農経営とした。なお母子里地区農家の完成時の農業経営計画は第16表のように変更、想定された¹³⁾。

以上のように事業計画の大幅な変更を経たこの開拓パイロット事業は第17表のような経過で事業が進められ、計画より3年遅れて総事業費918,689千円をかけて1975年10月竣工した。これによって母子里地区農民は321haの耕地を

第15表 計画変更後の開拓パイロット事業計画の概要

| | | | |
|------|--------------|---------------|------------|
| 地区面積 | 768 ha | | |
| 受益戸数 | 45 戸 | | |
| 主要工事 | 道 路 | 12 条 14,835 m | 139,988 千円 |
| | 明渠排水路 | 3 条 3,606 m | 72,511 |
| | 暗渠排水 | 190 ha | 33,588 |
| | 耕地造成 | 523 ha | 108,470 |
| | 土壌改良 | 523 ha | 39,407 |
| | 雑用水施設 | 16,345 m | 47,607 |
| 総事業費 | 602,000 | | |
| 工 期 | 1969~1974 年度 | | |

注) 北海道開発局「国営母子里土地改良事業変更計画書(農地開発)」1971年より作成。

第16表 開拓パイロット事業完成時の農業経営計画(母子里地区)

| | | |
|---------|---|---------|
| 営農形態 | 酪 農 | |
| 家族人員 | 5 人 | |
| 労働人員 | 2.5 人 | |
| 土地利用 | 耕地 | 27.2 ha |
| | その他 | 7.5 |
| | 計 | 34.7 |
| 主要建物施設 | 畜舎 271 m ² , サイロ, 尿留, 堆肥場, 収納庫 | |
| 主要農機具 | ミルクカー 1 台, トラクター, 作業機 1/2 台 | |
| 家 畜 | 乳牛~成牛 29 頭, 若牛 5, 仔牛 5, 耕馬 1 | |
| 農業粗収入 | 6,358 千円 | |
| 農業経営費 | 3,815 | |
| 農業所得 | 2,543 | |
| 農家所得 | 2,543 | |
| 租 税 公 課 | 254 | |
| 償 還 金 | 697 | |

注) 北海道開発局「農用地開発事業母子里地区営農計画書」1971年より作成。

第17表 年度別工事進行状況

| | 耕地造成 (ha) | 道 路 (m) | 明渠排水 (m) | 暗渠排水 (ha) | 雑用水施設 (m) | 事業費 (千円) |
|--------|--------------|------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 1968年度 | | | | | | 3,999 |
| 1969 | 9.9 | 1,792 | | | | 40,110 |
| 1970 | 88.3 | 1,525 | | | | 57,830 |
| 1971 | 66.7 | 1,807 | 1,649 | | | 100,900 |
| 1972 | 47.2 | 1,821 | 1,184 | 52.1 | | 131,500 |
| 1973 | 74.4 | 2,798 | 755 | 34.6 | | 131,272 |
| 1974 | 82.2 | 393 | 一式 | 26.2 | 1,521 | 101,128 |
| 1975 | 127.3 | 6,590 | | 15.7 | 15,076 | 351,950 |
| 計 | 496.0 | 16,726 | (3,588) | 128.6 | 16,597 | 918,689 |

注) 北海道開発局札幌開発建設部「農用地開発事業事業成績書」1976年3月。

新たに得たわけであるが、基盤造成後の草地造成、経営基本施設等についての助成は町より種子、肥料の配分を受けただけで、乳牛、建物施設、農機具等は第1次農構の追加事業によってわずかに導入されたものを基礎に農業経営を行なわざるを得ない状態にあって、開発構想にもられた農業経営の姿には程遠く、新たな苦難の道を歩みはじめたのであった。農業生産力を拡大し、農家経済を豊かにするためのビジョンをしめし、その方向に誘導することが農政の本来の姿とするならば、農政が地域におろされて具体的に実施される場合、当然その地域の特徴、実態を踏まえ、それに則して具体化されなければならない。母子里地区のように酪農経営に対する基盤が皆無に近い状態のもとで、開発構想にもられたような大規模な酪農経営の展開を実現するためには単に草地造成のみならず、家畜の導入、施設機械等の設置等総合的な助成措置を構じ、農家経済の立場に立脚した計画、事業の推進が必要であったはずである。母子里地区開拓パイロット事業はその利用者である農民の実情を考えない基盤造成事業にすぎなかったばかりでなく、またこれのみが先行したのであった。

注

- 1) 北海道開発局札幌開発建設部「北幌加内地域農用地開発改良地域調査計画書(調査編)(1965年)の「まえがき」。
- 2) 道開発局・同上書。
- 3) 北海道開発局に対する北大演習林の回答。
- 4) 天間征「北海道における草地造成事業の現状と問題点」『北方農業』1971年1月。
- 5) 天間・同上書。
- 6) 北海道開発局札幌開発建設部「開拓基本計画(昭和42年度)」44ページ。
- 7) 江沢繁 他「僻地社会の開発計画と生活設計に関する教育的実験研究」北海道教育大学僻地教育研究所『僻地教育研究』第14巻,第1号,1967年,107ページ。
- 8) 江沢 他・同上書,105ページ。
- 9) 江沢 他・同上書,105ページ,および添牛内農協青年部総会記録。

- 10) 北海道開発局札幌開発建設部計画課より受益農家への私信 (66年2月2日づけ)。
 11) 北海道開発局札幌開発建設部「母子里地区営農計画書」1967年。
 12) 開拓パイロット事業に対する添牛内農協のこのような消極的対応は、すでに68年3月の総会で同農協組合長が語った次の言葉のうちにも暗に含まれている。「……畜舎建築あるいは600町歩の草地についても出来るだけ資金をかけない方法で進めたい。この事業については明年から4年位かかると思うが、草地にあわせた牛の導入を考え施設についてもつとめて金をかけないよう失敗のないよう慎重に進めていきたい……」。つまり農協資金の持ち出しは極力抑制したいと主張しているのである。

その後、添牛内農協がたどった道は以下の文章からおおむね明らかである。

〔1973年4月5日〕

幌加内農協組合理事 ○○○○○ 殿

添牛内農協

組合長理事 ○○○○

添牛内農協吸収合併についてのお願ひ

昭和38年から畑作地帯の自立経営農家育成のため農業構造改善事業を計画導入致しました酪農共同経営三法人が事業不振のため累積負債が123,508千円に達し昭和46年10月末をもって解散し全資産を譲渡の止むなきに至りました。

この結果、当農協は三法人に対する債権について譲渡代金を差引いた残額について貸倒損失金の計上を昭和47年1月27日の臨時総会で承認を願ひ昭和46年事業年度決算は繰越剰余金並に積立金の充当をなし73,055千円の欠損金を計上いたしました。また離農による農家戸数の減少が目立ちこれに拍車をかけるように昭和45年度より米の生産調整が実施され水田休耕のみならず畑作にも及び昭和41年に建設された合理化澱粉工場の経営も澱粉馬鈴薯面積の極端な減少から不振となって参り借入した近代化資金35,000千円を前記損失金に含めて関係組合員の負担することとし手続を進めて参りましたがこのような大きな2件の問題が原因となりましたので、かねてより空知支庁、幌加内町、中央会をはじめ各連合会に対し相応の援助方を要請し、欠損金、含み損失の解消をいたすべく取運び中でございます。

つきましては当面営農継続農家に対する営農資材等の供給について口頭をもって依頼したところでございますが、前記欠損金等の解消など阻害事項の整備を機に吸収合併措置を講じられたく伏してお願い申し上げます。

……………

……………

(以上)

引用文中の欠損金について幌加内農協はすでに「組合員の負債は原則として引受けない」(73年3月12日づけ、幌加内農協組合長より幌加内町長あて文書)ことを態度表明しており、また添牛内農協も、これより早く73年3月3日の第8回臨時総会で、関係組合員22%、農協72%、農協役員6%の割合で分担することを決定していた。

そして、このような経緯をうけて、幌加内町当局も「……本町の農業発展のため農協統合のことに ついては、道、各連合会とともに最大の努力を惜しまない……」(73年4月17日づけ、幌加内町長より幌加内農協組合長あて文書)ことを表示し、73年5月1日、添牛内農協は幌加内農協に吸収合併されたのである。

- 13) 風連町酪農家の開拓パイロット事業用地利用実態などについては「補論」参照。

IV. 開拓パイロット事業実施期における
母子里地区農業と離農動向

1. 農業の変化

開拓パイロット事業が着工されて以降の母子里地区農業は、その事業の遅々たる進展状況の影響を受けながら離農者が続出するなど、大きな様相変化をみせることになる。まず農業の変化をみると、第18表は1966年と70年の経営面積別階層構成の比較であるが、中・下層を中心に離農者が激出する一方で、分布の中心が2.5~7.5 ha層(66年)から5.5~10.0 ha層(70年)に移行し、また、経営規模を拡大させているものが9戸出現する(縮小は3戸)など、一面の前進傾向が目につく。これは次の第19表に示すように、70年段階の母子里地区では、66年当時よりも馬鈴薯生産が増大したことにもとづいている。66年から70年のあいだに離農した11戸と、70年時点で馬鈴薯の作付けをしていない2戸を除いた24戸のうち、その作付け面積を増加させたもの19戸で、減少させたものは2戸にすぎない。そのため母子里地区で66年に68 haであった作付け面積は70年には85 haに拡大した。これは、72年に合理化澱粉工場

第18表 経営土地面積別農家階層構成の変化(その1) (単位: 戸)

| | | 1970年 | | | | | | 離農 | 計 |
|-------|----------|---------|------|------|-------|-------|----|----|---|
| | | ~2.5 ha | ~5.0 | ~7.5 | ~10.0 | ~12.5 | | | |
| 1966年 | ~ 2.5 ha | | | | 1 | | 1 | 2 | |
| | ~ 5.0 | | 4 | 3 | 3 | | 3 | 13 | |
| | ~ 7.5 | | 1 | 6 | | | 6 | 13 | |
| | ~10.0 | | 1 | | 3 | 2 | | 6 | |
| | ~12.5 | | | | 1 | | 1 | 2 | |
| | 不明 | | | | 1 | | | 1 | |
| 計 | | | 6 | 9 | 9 | 2 | 11 | 37 | |

注) 1. 66年は、小鹿「前掲書」70~71ページ「資料3. 土地総括表」より。
2. 70年は、「農林業センサス」の個表より。

第19表 馬鈴薯作付け面積別農家階層の構成変化 (単位: 戸)

| | | 1970年 | | | | | | | | 計 |
|-------|---------|-------|---------|------|------|------|------|------|------|----|
| | | 作付なし | ~1.0 ha | ~2.0 | ~3.0 | ~4.0 | ~5.0 | ~6.0 | ~7.0 | |
| 1966年 | 作付なし | | | 1 | | | | | | 1 |
| | ~1.0 ha | | | 2 | 4 | | | | | 6 |
| | ~2.0 | | | | 1 | 2 | | 2 | | 5 |
| | ~3.0 | | | | 3 | 2 | | | | 5 |
| | ~4.0 | | | | 2 | | 2 | 2 | | 6 |
| | ~5.0 | | | | | | | | 1 | 1 |
| 計 | | | | 3 | 10 | 4 | 2 | 4 | 1 | 24 |

注) 66年・70年ともに第18表の注)と同じ。

が閉鎖するなど、幌加内北部地域の馬鈴薯生産が壊滅的打撃をうける直前の事態であって、馬鈴薯の販路について次第に不安感を高めながらも、いまだ母子里地区では馬鈴薯生産がおとろえをみせていなかったことの証左である。

他方酪農は、70年には逆にその規模を縮小させている。乳牛飼養農家は66年に6戸であったが、70年までにそのうち2戸が離農し、また1戸が飼養を断念したため、新たに飼養を開始した1戸をいれて4戸になった。70年時点の開拓パイロット事業受益希望農家11戸のうち、現に酪農業を営んでいた農家はその半数にも満たなかったのであり、またすでに酪農業を実施していた農家がこうして途中で脱落しているのである。このような酪農の停滞をもたらした最大の要因は開拓パイロット事業の進行状況そのものであるが、それまで同事業推進の指導的役割をはたしていた105番の世帯主が69年に死亡して、一時的にリーダーが不在になったことも無視できない。

また、66年に飼養戸数30戸、総頭数159頭であった豚と、30戸、1,116羽の鶏は69年の価格暴落とともに壊滅的となる。だが、新しい芽として94番の農家を中心にユリ、アスパラガスの特用作物の栽培が開始され、今日の母子里地区畑作農家の経営を支える基礎が形成されている（V-1参照）。ユリの導入は、94番が名寄市の親戚からその栽培をすすめられ、かつ69年に幌加内町特用作物奨励事業の指定をうけて補助金が交付されたことが契機となり、のちに111番、121番もこれに参加した。アスパラガスもほぼ同時期に同様の農家によって開始されている。

以上のように60年代終盤の母子里地区農業は66年当時より酪農が若干後退するなかで、馬鈴薯生産が一定の水準をたもち、特用作物が出現するなど、全般的に畑作中心であった。

なおこの時期に三つのトラクター組合が設立されている。最初のトラクター組合（母子里トラクター組合）は土地解放前の63年に38戸の農家によって結成されていたが、いわばこれの発展的解消として、まず68年に、81、85、86、88、118番の農家により北振トラクター組合が結成された。その後86番が73年、118番が75年に離農し、88番がトラクター利用から離脱して、77年時点では81番と85番の2者による機械利用関係が継続されている。同じく68年に、91、99、102、104、106番とさきの105番の6者によって北栄トラクター組合が設立された。その翌年に死亡した105番以外の農家は、それ以降も酪農の生産組合（北栄生産組合）へとその組織を発展させながら共同利用関係を保ち、77年以降は後章でみるような酪農近代化団地育成事業をとりいれて、母子里地区酪農の中心的存在に成長している。ついで69年には振栄トラクター組合が、90、97、98、100、101、112番の参加により結成された。だがこの組合は97、98番以外の農家が離農したり、あるいはすでに営農意欲を失なっていたりして71年に解散し、保有していた機械を、北栄組合の系譜をひく上記5戸の農家に売却した。77年時点でこの5戸と97、98番とは機械利用の面で協力関係を保っている。これらのトラクター組合は営農形態を考慮した比較的近隣のものどおしで組織をつくるという点を基礎にそれぞれ結成されたが、各組合の盛衰はそのまま今日の母子里地区農業の実態をあらわしている。

第20表 経営土地面積別農家階層構成の変化（その2）

（単位：戸）

| | | 1973年 | | | | | | | 離農 | 計 | |
|-------|---------|---------|------|------|-------|-------|---------------|-------|----|---|----|
| | | ~2.5 ha | ~5.0 | ~7.5 | ~10.0 | ~12.5 | 17.5 ~20.0 | 20.1~ | | | |
| 1970年 | ~2.5 ha | | | | | | | | | | |
| | ~5.0 | | 3 | | | | | | 3 | 6 | |
| | ~7.5 | | 2 | | 1 | | | 2 | 1 | 9 | |
| | ~10.0 | | 1 | 1 | 4 | | | 2 | 1 | 9 | |
| | ~12.5 | | 1 | | | | | | 1 | 2 | |
| | 計 | | 7 | 1 | 5 | | | 4 | 2 | 7 | 26 |

注) 1. 70年は第18表の注と同じ。
2. 73年は農業基本調査の個表より。

70年代にはいと母子里地区農業は一変する。第20表にみるように、70年と73年を比較すると、経営面積の大規模化を実現させる農家が増えるとともに、反対にその規模を縮小させる農家が生まれており、また60年代後半にひき続いて離農者¹⁾が続出している。そのなかで馬鈴薯生産は72年の澱粉工場閉鎖を境にして、73年には作付け面積28ha（70年の33%）、作付け戸数13戸（同54%）に激減した。しかも13戸のうち酪農を兼営する農家（というよりも酪農専業を志向する農家）が5戸いるので、馬鈴薯中心の畑作農家はわずか8戸である。このような馬鈴薯の壊滅が、さきの第20表における経営規模縮小をもたらし、かつ離農者を続出させる農業部面の要因となったのである。同じ畑作でありながら、特用作物の栽培によって一定の安定状態を形成しつつあった農家とまことに対照的である。

第21表 乳牛頭数規模別農家構成の変化

（単位：戸）

| | | 1973年 | | | | | | 計 |
|-------|------|-------|------|-----|-----|-----|-----|---|
| | | なし | 1~5頭 | ~10 | ~15 | ~20 | 21~ | |
| 1970年 | なし | | | 2 | 3 | | | 5 |
| | 1~5頭 | | | | | | 1 | 1 |
| | ~10 | | | | 1 | 1 | | 2 |
| | ~15 | | 1 | | | | | 1 |
| | 計 | | 1 | 2 | 4 | 1 | 1 | 9 |

注) 第20表の注と同じ。

これに対して酪農は幌加内町農業振興資金（70年、町条例）、同町畜産振興資金（73年、町条例）の制定などを足場に、第21表に示したような多頭化を図り、同時に第20表でみた経営面積の拡大を実現させた。この9戸の酪農家のほとんどは開拓パイロット事業着工以前から酪農専業への転換を決意しており、この事業がようやく軌道にのったこの時期に、今日の酪農専業農家にいたる足掛りを築いたといえよう。

なおこの時期には上記酪農家を中心とする8戸の農家が肉牛の導入を開始した。ちなみに

73年の導入状況は最高11頭、最低3頭、計57頭で、平均7頭である。72年以前は子牛1頭を約5千円で購入し、ほぼ1年間の飼養のち1頭につき13~15万円で売却することができた。ところが73年には子牛が1頭7~10万円に高騰し、成牛の売却価格がそれを下回るという価格変動が生じたため、これらの農家は肉牛の飼養を74年限りで断念した。8戸のうち1戸はその後結局離農することとなったが、他の7戸はいよいよ乳牛の飼養に傾斜していったのである。

ともあれこうして70年代前半には酪農業が定着のきざしをみせる一方で、馬鈴薯生産が壊滅的となり、離農が続出して、今日の母子里地区農業にみられる酪農専業農家、特用作物に立脚する畑作農家、畑作と賃労働を併立する農家という営農形態の基礎が確立されたのである。

2. 賃労働市場の縮小

すでにII-3でみたように幌加内町北部地域における賃労働市場は北大雨竜演習林の事業規模がどの程度のものであるか、またそれにともなって雨竜演習林の請負業者である三津橋木

第22表 雨竜演習林の森林伐採量の推移

(単位: m³)

| | 立 木 処 分 | | | 製 品 資 材 | | | 計 | | |
|-------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|
| | N | L | 計 | N | L | 計 | N | L | 計 |
| 1956年 | 2,764 | 8,837 | 11,601 | 93,699 | 23,717 | 117,416 | 96,463 | 32,554 | 129,018 |
| 1957 | 2,162 | 6,970 | 9,132 | 55,717 | 16,338 | 72,055 | 57,879 | 23,308 | 81,188 |
| 1958 | 1,465 | 7,272 | 8,737 | 21,223 | 5,728 | 26,951 | 22,688 | 13,000 | 35,689 |
| 1959 | 762 | 5,157 | 5,919 | 19,374 | 9,643 | 29,017 | 20,136 | 14,800 | 34,936 |
| 1960 | 530 | 3,353 | 3,883 | 23,117 | 7,151 | 30,268 | 23,647 | 10,504 | 34,152 |
| 1961 | 335 | 2,769 | 3,104 | 16,575 | 9,416 | 25,992 | 16,910 | 12,186 | 29,096 |
| 1962 | 162 | 2,326 | 2,528 | 17,091 | 2,147 | 19,238 | 17,752 | 4,514 | 21,767 |
| 1963 | 76 | 2,279 | 2,356 | 14,035 | 5,906 | 19,941 | 14,112 | 8,186 | 22,298 |
| 1964 | 2,124 | 12,301 | 14,425 | 6,548 | 3,193 | 9,742 | 8,673 | 15,495 | 24,168 |
| 1965 | 172 | 1,746 | 1,919 | 5,834 | 1,626 | 7,460 | 6,007 | 3,372 | 9,380 |
| 1966 | 3,936 | 4,678 | 8,614 | 9,397 | 8,422 | 17,819 | 13,334 | 13,100 | 26,434 |
| 1967 | 2,110 | 4,369 | 6,480 | 10,702 | 3,175 | 13,877 | 12,813 | 7,545 | 20,368 |
| 1968 | 1,545 | 2,733 | 4,278 | 7,296 | 8,086 | 15,383 | 8,842 | 10,819 | 19,662 |
| 1969 | 774 | 2,034 | 2,808 | 3,772 | 7,843 | 11,616 | 4,547 | 9,877 | 14,424 |
| 1970 | 8,360 | 11,249 | 19,610 | 965 | 2,795 | 3,760 | 9,326 | 14,044 | 23,370 |
| 1971 | 6,773 | 13,578 | 20,352 | 3,623 | 16,532 | 20,155 | 10,395 | 30,111 | 40,507 |
| 1972 | 6,449 | 14,119 | 20,568 | 4,547 | 11,204 | 15,752 | 10,997 | 25,324 | 36,321 |
| 1973 | 443 | 410 | 853 | 2,491 | 7,460 | 9,952 | 2,934 | 7,871 | 10,806 |
| 1974 | 2,674 | 5,701 | 8,375 | 2,457 | 5,525 | 7,982 | 5,131 | 11,326 | 16,358 |
| 1975 | 2,396 | 5,889 | 8,286 | 3,286 | 5,053 | 8,539 | 5,683 | 11,143 | 16,826 |

- 注) 1. 北海道大学農学部演習林「演習林経営試験年報」より作成。
 2. m³以下端数きりすて。
 3. 56, 57年は風倒木処理をふくむ。
 4. 69, 70年の2年間は表記の外、N 23,681 m³, L 29,024 m³, 計 52,705 m³を開拓パイロット事業に関連して伐採している。

材と豊島林業がどの程度の労働者を雇用するかということに規定されていた。つまり賃労働市場の推移は雨竜演習林の経営動向に深いかかわりあいをもっていたのである。しかしながら雨竜演習林の木材伐採量の推移を第22表によってみると、1950年代後半以降ほぼ一貫して減少傾向にあり、また54年台風による被害は大きく、木材生産の増大は望みえない状態にあった。こうした木材生産量の減少傾向は、直接的には林業賃労働市場の縮小となって農家経済を動揺させた。また65年にみられるような極端な木材伐採量の縮小は、木材生産の動向如何に死命を制せられるような経済構造をもつ農家にとり、農業経営を展望するうえで大きな不安材料でもあった。

ところですでに67、68年頃には母子里地区における農家からの冬期間の林業賃労働供給量は、明らかに過剰化していた。三津橋木材が、農家から析出される冬期林業賃労働者をひきつれて北大天塩演習林、旭川営林局一の橋営林署などで素材生産を行なっていることは、供給過剰化の直接的反映である。母子里地区農家が、集団で他地域へ冬期林業出稼ぎを行なったのは、後にも先にもこの一時期だけである。そして、風倒木処理を契機として始まり60年代後半に本格化する素材生産の機械化が、こうした林業賃労働市場の縮小、賃労働供給過剰化に拍車をかけた。

こうしたなかで、69年に開拓パイロット事業が着工され、69、70年の2年間に母子里地区の森林約600ha、52,706m³の立木が伐採された。70年の開拓パイロット事業関係の立木伐採の終了は、地域労働市場の縮小過程でひとつの画期をなした。というのは、約5万3千m³の立木伐採量は、この時期の雨竜演習林のほぼ2カ年分の伐採量であり、70年以降母子里地区周辺での素材生産は、極端に低下してしまったからである。さらに重要な点は、母子里地区農家と地域の素材生産資本との間で続いてきた冬期素材生産にかかわる雇用関係が、開拓パイロット事業関係立木の伐採終了時点でほぼ消滅してしまったことにある。

雨竜演習林の木材伐採量は、第22表にみたように減少傾向をたどり、かつそこからの生産材種はL材生産量の比重の増加に示されるように低質化した。こうした伐採量の減少、生産材種の低質化は、素材生産資本の演習林からの資本の引き上げ、生産対象山林としての雨竜演習林の位置づけの低下をもたらし、また兼営する製材工場の立地に大きな影響をもたらした。後者の点については60年代の道路網の整備、トラック運材の急速な展開が、素材生産資本の活動領域を極地的なものから道北一円へと拡大させ、地域の森林を対象として立地していたその製材工場を、経営立地の点から決定的に不利なものとした。そのため朱鞠内地区に立地していた製材工場を、それぞれ72年、73年に道北地域全体の素材生産を掌握しうる立地条件をもつ士別市に移転し、工場設備を拡大、近代化させた。なお、現在朱鞠内地区にはチップ1工場が存在するだけである。母子里地区の農家は、こうした素材生産資本の動向や、製材工場移転によって林業賃労働から決定的に引き離されることになった（なお、雨竜演習林の林業生産に関連した北母子里駅土場の木材貨車積み作業も、72、73年頃に廃止されている）。

第23表 雨竜地方演習林の母子里地区からの
雇用人数の推移(就労日数別)

(単位:人)

| | 計 | ~9日 | 10~29 | 30~49 | 50~99 | 100~149 | 150~ |
|-------|----|-----|-------|-------|-------|---------|------|
| 1966年 | 54 | 23 | 16 | 6 | 5 | 1 | 3 |
| 1968 | 67 | 15 | 18 | 11 | 16 | 1 | 6 |
| 1970 | 34 | 11 | 10 | 3 | 3 | 2 | 5 |
| 1972 | 29 | 11 | 6 | 2 | 3 | 3 | 4 |
| 1974 | 19 | 3 | 3 | 1 | 2 | 1 | 9 |

注)「雨竜地方演習林賃金台帳」より作成。

以上みてきたような林業賃労働市場の縮小のもとで、母子里地区の農家は開拓パイロット事業着手前後、土地解放後4~5年にして、冬期出稼ぎをして営農を継続するか、離農転職するかの岐路にたたされることとなった。後述するように離農は、開拓パイロット事業着手後に増加する。その意味で同事業着手は、営農維持か、離農かの選択を農家に決定的にせまった。一方、残存農家の以降の農外就労についてみると、演習林での育林、調査、土木、林産加工事業に日雇として短期間就労、開拓パイロット事業農用地造成に係わる土建雑業日雇、冬期土建出稼ぎと、農外就労の不安定性はより増幅した。ちなみに雨竜演習林の母子里地区農家からの雇用人数は第23表に示したように、70年代に入り急速に減少しかつ短期間就労が多いのであるが、74年にはうち一部を定期作業員として雇用し、就労の安定、長期化をはかっている。また冬期出稼ぎは、いずれも千葉県での宅地造成土建業への出稼ぎであり、72年~74年の3カ年だけ行なわれたにすぎない。こうした残存農家の兼業は、開拓パイロット事業完了までのまさに喰いつなぎ的な性格をもつものであったといえる。

3. 離農動向

(1) 1966年以降の離農状況

上記のような農業の変遷と賃労働市場縮小の過程で、開拓パイロット事業に参加して酪農家として自立する展望がなく、畑作経営においても極度の不振におちいった農家は農業から離脱し、あるいは母子里地区から離村することを余儀なくされたのであるが、まず第24表により1966年以降の離農農家の全体の動向を検討しよう。66年の調査時点で37

第24表 母子里地区農家の
離農動向 (単位:戸)

| | 離在 農村 | 離離 農村 | 計 |
|---------|----------|----------|---------|
| 1964年以前 | 2 | 1 | 3 |
| 1965 | | | |
| 1966 | | | |
| 1967 | 1 | | 1 |
| 1968 | | 1 (1) | 1 (1) |
| 1969 | 2 (1) | 2 (2) | 4 (3) |
| 1970 | 2 (1) | | 2 (1) |
| 1971 | | 4 (3) | 4 (3) |
| 1972 | | 3 (2) | 3 (2) |
| 1973 | 1 (1) | 2 (2) | 3 (3) |
| 1974 | | | |
| 1975 | 1 | | 1 |
| 1976 | | | |
| 1977 | | 1 (1) | 1 (1) |
| 計 | 9 (3) | 14 (11) | 23 (14) |

注) 1. N氏よりの聴取調査より作成。
2. ()は、開拓パイロット事業関係者で内数。

戸存在した農家は、77年のわれわれの調査では14戸に減少した。つまりこの12年間に23戸、62%の農家が離農したわけである²⁾。

離農時期は69年～73年の5年間に集中しており、23戸のうち16戸、70%に達している。いうまでもなくこの時期は開拓パイロット事業が実施されている期間である。同表では離農形態を離農在村と離農離村の2つの形態に分けているが、後者はさらに2つに区分することができる。それは離農即離村と離農後一定期間在村し離村する形態である。離農在村、離農即離村、離農在村離村それぞれの戸数は、9戸、10戸、4戸となっている。次に開拓パイロット事業との関連で離農をみると、67年の事業計画当初の受益者農家戸数は、28戸であったが、事業に着手した69年までにすでに4戸の離農をみ、さらに70年から73年までの4年間に9戸の離農があった。つまり68年から73年の離農戸数17戸のうち15戸は、事業計画当初受益者農家として計画に参画したものであり、同事業計画が農家にいかに大きな動揺を与え、離農を促進したかがうかがわれる。そして同事業関係農家の離農形態は、大部分が離農離村であったことに特徴がある。

次に離農・離村の構造について検討しよう。第25表は、現在母子里で酪農経営を行なっているN氏からの離農に関する聴取り調査と離農在村者に対する面接聴取り調査とを総括したものである。同表に示した各聴取り調査項目を中心としながら、離農理由そして離農後彼らがどのような性格をもつ労働市場に組み込まれていったかをみていこう。

(2) 離農の理由

離農理由としてあげられた項目は、大きくわけて次の5点に集約される。第1に母子里地区農家にとって重要な農外就労の場であった冬山素材生産が縮小したこと、この点については前項において述べたとおりである。第2に、農業経営の将来に対する不安である。開拓パイロット事業関係農家においては、農用地造成による規模拡大、酪農経営に対する不安、とくに高率の政策資金助成があるとはいえ個々の農家にとって、かつてないほどの多額の借金を背負わなければならないことに対する不安である。というのは、64年の土地解放以前にはいわば北大演習林の小作人であったが故に、農業経営の改善等に対する積極的な資金借入はほとんどみられなかったからである。しかし土地解放後、農業構造改善事業にひき続く開拓パイロット事業の開始は、いやがうえにも資金借入を強制することとなった。それは母子里地区農家の多くにとって対応を困難にさせるほどの急激な農業経営環境の変化であり、資金借入に対する不安、未経験な酪農に対する不安が増幅した。一方、同事業に参画しなかった畑作農家にとって、同事業は彼らの切捨て政策となって反映した。澱粉価格が据置かれ実質的な価格低落が進行するなかで、同事業の実施により農業経営、耕地規模拡大の道は実質的に閉ざされてしまったからである。

第3に農業後継者がいないことである。離農者の離農時点での同居家族構成について検討するとその点が明らかになる。第26表によるとまず注目されるのは、離農時の家族構成を「夫

第25表 離農に関する聴取り

| | 農家番号 | 離農年次 | 離村年次 | 離農・離村の理由 |
|-----------------------|------|------|------|-------------------------------------|
| 離 農 在 村 者 | 82 | 1970 | | 主として健康上の理由 |
| | 84 | 1969 | | 後継者なし, 牛の規模拡大不安 |
| | 90 | 1973 | | 後継者なし |
| | 103 | 1969 | | ? |
| | 112 | 1970 | | 日通前任者が死亡, その奥さんに頼まれ, 日通の下請をすることとなった |
| | 116 | 1967 | | 後継者なし |
| | 117* | 1963 | | 日雇先で通年的に稼ぐようになった(北大) |
| | 118 | 1975 | | 北大・演の作業員になった |
| | 122* | 1961 | | ? |
| 離 農 離 村 者 | 86 | 1973 | 1975 | 後継者が離農, トラック運転手となる |
| | 89 | 1968 | 1973 | 後継者なし, 日雇をするなら市街地が有利 |
| | 101 | 1971 | 1973 | 日雇先に就職 |
| | 119* | 1963 | 1967 | 後継者なし |
| | 83 | 1972 | 1972 | 後継者なし, 日雇~市街地が有利 |
| | 92 | 1969 | 1969 | 後継者なし, 規模拡大に不安 |
| | 95 | 1973 | 1973 | 後継者なし |
| | 96 | 1972 | 1972 | 後継者なし |
| | 100 | 1972 | 1972 | 後継者が離農, 日雇先に就職 |
| | 111 | 1977 | 1977 | 健康上の理由, 後継者に嫁がこない |
| | 113 | 1971 | 1971 | 牛の規模拡大に不安, 日雇先に就職 |
| | 93 | 1971 | 1971 | 夫の死亡 |
| | 105 | 1971 | 1971 | 夫の死亡 |
| 123 | 1969 | 1969 | 夫の死亡 | |

- 注) 1. 母子里地区酪農家 N 氏からの聴取を整理。
2. *印は, 66年調査では自給農家となっている。

調査の総括表 (その1)

| 離農時農業生産の規模 | 離農前の農外就労 | 農地処分 |
|--|----------------------|---|
| 所有 7.5 ha, 馬鈴薯 2.8 ha, えん麦 0.3~0.4 ha | 日雇 (土場巻立て) | 売却 7.5 ha (75 万円)→No. 85 |
| 所有 5.0, 借入 5.0, 牛 8 (うち搾乳 5), 馬鈴薯 | 日雇 (造材) | 売却 5.0 (60 万円)→No. 110 |
| 所有 14.9, 馬鈴薯 3.0, ソバ 2.0, えん麦 0.5, 豆類 0.5 | 日雇 (草地造成の雑業) | 売却 14.9→No. 91 |
| ? | ? | ? |
| 所有 7.5, 馬鈴薯 4.0, えん麦・その他 1.0 | 日雇 (馬搬) | 未処分 |
| 所有 9.0, 馬鈴薯中心 | 日雇 (造材), テイテツ 屋自営 | 売却 {4.5→No. 84→No. 99 4.5→No. 106 |
| 所有 5.0, 馬鈴薯中心 | 日雇 (造材) | 未処分 |
| ? | 日雇 (造材) | ? |
| 所有 5.0, 馬鈴薯 2.5 | 日雇 (造材) | 売却 5.0→西垣→No. 106 |
| 所有 9.0, 草地, 牛 6 頭 (育成) | 町議収入, 仕送り | ? |
| 所有 9.0, 馬鈴薯中心 | 日雇 (土建) | 売却 9.0→No. 104 |
| 所有 10.0, 馬鈴薯 3.0 | 日雇 (トラック運転手) | 売却 {5.0→No. 98 2.0→No. 97 未処分 3.0 |
| 所有 5.0, 馬鈴薯中心, 水田 0.3 | 行商 | 未処分, 2.5 を No. 87 が借入 |
| 所有 10.0, 馬鈴薯 2.0 | 日雇 (造材, ほぼ通年) | 売却 10.0→不動産業者→東京の 人購入 |
| 所有 5.0, 馬鈴薯, 牛 5~6 頭 | 日雇 (造材・馬搬) | 未処分, 5.0 を No. 91 が借入 |
| 所有 8.0, 馬鈴薯 3.0, その他自家用雑穀 | 日雇 (造材) | 売却 8.0→No. 91 |
| 所有 9.0, 馬鈴薯 5.0, その他自家用雑穀 | 日雇 (造材・馬搬) | 売却 9.0→No. 91 |
| 所有 8.0, 馬鈴薯 4.0, その他自家用雑穀 | 日雇 (造材) | 売却 8.0→No. 99 |
| 所有 5.0, ユリ, アスパラ | ? | 売却 {4.7→名寄の人 0.2→開発局 |
| 所有 15.0, 馬鈴薯 3.0, 残り牧草, 牛 10 頭 | 日雇 (造材・馬搬) | 売却 {10.0→風連の人 5.0→No. 83 |
| 所有 5.0, 馬鈴薯 2.0, 鶏 200~300 羽 | 日雇 (造材・馬搬) | 未処分 5.0 を No. 91 が借入 |
| 所有 10.0, 借入 5.0, 馬鈴薯 5.0, ビート 1.0~2.0, 牛 2 頭 (育成) | 日雇 (造材) | 売却 {3.0→No. 106 7.0→No. 99 |
| 所有 7.0, 馬鈴薯 4.0 | 日雇 (造材) | 売却 7.0→No. 98 |

第25表 離農に関する聴取り調査の総括表 (その2)

| | 農家 番号 | 離農時 世帯主 年齢 | 離農時の同居家族構成 (人) | 単身 転出者 (人) 男 女 | 転出地 | 就職経路 | 職 業 |
|-----------------------|----------|------------------|-----------------------------------|-------------------------|------|-------|------------------------|
| 離 農 在 村 者 | 82 | 49 | 夫婦 (2) | 1 1 | | 縁 故 | 郵便配達夫→簡易郵便局 経営 |
| | 84 | 35 | 祖母 (1), 夫婦 (2), 子供 (2) | 1 1 | | 日 雇 先 | 北大・演・作 |
| | 90 | 61 | 夫婦 (2) | 4 2 | | 縁 故 | 草地造成日雇→牧場管理人 |
| | 103 | 34 | 夫婦 (2), 子供 (?) | — | | 日 雇 先 | 土建日雇 (夏期・岩見沢 冬期・千葉) |
| | 112 | 43 | 親夫婦 (2), 夫婦 (2), 子供 (2) | 1 1 | | 縁 故 | 日通請負→同, 運送業 |
| | 116 | 70 | 夫婦 (2), 娘 (1), 孫 (4) | — 5 | | (縁 故) | (娘が名大電波研に) |
| | 117 | 42 | 祖母 (1), 夫婦 (2), 子供 (4) | — 1 | | 日 雇 先 | 北大・演・作 |
| | 118 | 38 | 親夫婦 (2), 夫婦 (2) | 3 6 | | 日 雇 先 | 北大・演・作 |
| | 122 | 54 | 夫婦 (2) | 1 3 | | 自己開発 | 水産加工業 |
| 離 農 離 村 者 | 86 | 70 | 夫婦 (2) | 2 5 | 千葉県 | | 無職 (次男の家に同居) |
| | 89 | 64 | 夫婦 (2) | 3 5 | 名寄市 | 縁 故 | 土建日雇→無職 (生活保護) |
| | 101 | 41 | 夫婦 (2), 子供 (2) | — | 士別市 | 日 雇 先 | 製材工場作業員 |
| | 119 | 45 | 夫婦 (2) | 2 3 | 名寄市 | 自己開発 | 行商→死亡 |
| | 83 | 56 | 祖母 (1), 夫婦 (2), 子供 (1) | — 6 | 名寄市 | 縁 故 | 土建日雇 (現在病気療養中) |
| | 92 | 49 | 夫婦 (2), 子供 (1) | 3 3 | 多寄町 | 縁 故 | 土建日雇 |
| | 95 | 41 | 夫婦 (2) | 3 1 | 岩見沢市 | 縁 故 | コンクリート会社作業員 |
| | 96 | 56 | 夫婦 (2) | 3 2 | 函館市 | 縁 故 | 土建日雇 |
| | 100 | 68 | 親夫婦 (2), 夫婦 (2), 子供 (2) | 4 3 | 士別市 | 縁 故 | 土建日雇→無職→死亡 |
| | 111 | 57 | 夫婦 (2) | 1 4 | 江別市 | | 無職 (これから探す) |
| | 113 | 40 | 親夫婦 (2), 夫婦 (2), 弟 (1), 子供 (2) | 4 3 | 大阪府 | 日 雇 先 | 製材工場作業員 |
| | 93 | 死亡 | 妻 (1), 子供 (1) | 3 — | 美深町 | ? | ? |
| | 105 | 死亡 | 妻 (1), 子供 (3) | 1 — | ? | ? | ? |
| 123 | 死亡 | 妻 (1) | 3 3 | 津別町 | ? | ? | |

注) 第25表 その(1)と同じ。

第26表 離農時の世帯主年齢と同居家族構成

(単位: 戸)

| | 30~39歳 | 40~49 | 50~59 | 60~ | 計 |
|------------------|--------|-------|-------|-----|----|
| 親, 息子夫婦, 子供 | 1 | 3 | 1 | | 5 |
| 親, 息子夫婦, 同兄弟, 子供 | 1 | | | | 1 |
| 親, 息子夫婦 | | 1 | | | 1 |
| 夫婦, 子供 | 1 | 2 | | 1 | 4 |
| 夫婦 | | 3 | 3 | 3 | 9 |
| 計 | 3 | 9 | 4 | 4 | 20 |

注) 第25表より作成, 但し世帯主死亡離農は除く。

婦2人」だけとする農家数の多さである。世帯主が死亡したため離農した農家を除くと離農者の約半数（9戸）をしめている。とくに世帯主年齢50歳代以上の大部分が、「夫婦2人」だけの家族構成で離農している。この離農形態は、農家の子弟が中学ないしは高校卒業後すべて転出、他産業へ就職し農業労働力の再生産を行なえず、世帯主の老齢化に伴い離農へと結びついていく形態である。

その他の離農は、2世代ないし3世代家族の挙家離農の形態をとる。これらは、世帯主の年齢50歳未満農家が大部分であり、林内殖民者の後継者世代の離農である。これら農家においてもその子弟は、中学・高校卒業後転出しており、同居する子供達はいずれも在学中の年少者である。

ちなみに離農農家におけるこのように深刻な労働力問題は、酪農専業を志向した農家における労働力問題と対照的である。酪農家9戸の世帯主ないしは後継者（といってもすでに家族労働力の中心になっていた）の70年時点の年齢は60歳が1人いるほかは、45歳、42歳各1人、30歳代5人といずれも働き盛りであり、労働力数も3人から4人は確保されていたのである。

以上第1点目の林業賃労働市場の縮小、崩壊とそれにより脆弱化した農家経済という側面と、第2点目の農業政策の展開、つまり開拓パイロット事業の進展とそれに対する不安、畑作農家の切りすてという側面は母子里地区農家にかかわる経済環境がまことに急激に変化したことを意味する。この急激な変化は、以下に述べる離農理由も含めて母子里地区における離農一般の基底的理由となっているが、同時にそれは、第3点目の「農業後継者なし」として個々の農業経営内に具体的に反映していたのである。離農時家族構成「夫婦2人」という形態は、家庭の実質的崩壊を示し、家族的経営としての農業経営が崩壊していたことをあらわしている。またこの離農形態が、農業経営者としては中核的世代である40歳台をふくめ、それ以上層に一般的にみられたという事実は、世帯主自身は劣悪な諸条件のもとで農業経営を行ないながらもその積極的な経営展望をもちえず、したがって子弟を後継者として農業経営につなぎとめることにきわめて消極的とならざるをえなかったことを物語っている。離農時家族構成「夫婦2人」、「後継者なし」はその具体的表現に他ならない。

さて離農理由の第4は、日雇先（農外就労先）への常勤化を契機とするものである。これを離農理由とするものは30～40歳台の比較的若い世代の世帯主に多い。第1から第3の理由が農家経営それ自体ないしそれをとりまく社会経済的環境の変化に由来しているのに対して、この第4は、同じ要因を根底におきながらも、特定の賃労働市場からのより強力な吸引を基礎においている点で第1から第3の理由とは形態的性格を異にする。離農理由として第1から第3の点を強調するか、あるいはこの第4を強調するかという差異は、離農者がその後どのような性格をもつ賃労働市場に組み込まれていったかという次項の課題と関連して注目されるところである。

第5に世帯主の死亡、健康上の問題などから苛酷な農業労働が困難になったという離農理

由があげられる。この理由は、個々の農家のより特殊的、偶発的要因によるとはいえ、後継者が存在せず、世帯主の事故が即座に挙家離農に帰結するもので、農業経営基盤とそれを取りまく社会経済的諸条件の劣悪さが原因であるとともに、労働力問題上第3の理由の亜種として位置づけられる。

なお最後に、母子里地区の実態を十分に把握しないまま、いわば机上のプランとして推進された開拓パイロット事業は、進行の過程でも農業の現実と遊離したままであったため、労働力の流動化政策として、また既存農地の流動化政策として充分すぎるほどの機能を発揮したことを強調しておこう。

4. 離農後の職業、就職経路、転出地

母子里地区においてこの間農業後継者の単身離農はみられない。離農は、離農時の同居家族構成が「夫婦2人」、「2世代、3世代同居」と形態を異にするが、いずれも土地を売却し、また価格のつく住居であるならばそれも売却しての挙家離農である。さて、こうした離農者が、どのような性格をもつ外部労働市場の中に組み込まれていったか、離農後の職業、就職経路、転出地などを検討していこう。

まず、先に示した第25表から離農後の職業、就職経路、転出地について概観してみよう。離農後の職業は、離農在村者については雨竜演習林作業員3戸、通年土建業出稼ぎ1戸、日通業務下請1戸、郵便配達夫1戸、日雇1戸、水産業1戸、無職1戸となっている。離農離村者は、製材工場作業員2戸、コンクリート会社作業員1戸、土建日雇5戸、行商1戸、無職2戸、不明3戸となっている。不明3戸は、夫の死亡に伴う離農者の未亡人である。

就職経路は、日雇先で常勤化したもの、地縁、血縁をたどって就職する縁故、自己開発に分けられるが、職業安定所を通じて就職していったものはない。在村離農者の場合日雇先が4戸、縁故が4戸、自己開発が1戸、離村者の場合それぞれ2戸、5戸、1戸となっている。このように縁故、日雇先という就職経路が多い。次に離村者の転出地は、名寄市3戸、士別市2戸、多寄町、岩見沢市、津別町、美深町、江別市、函館市、そして千葉県、大阪府がそれぞれ1戸ずつとなっている。概して道内近隣市町村への転出が多いといえよう。

以上の概観から離農者にたいし開かれた外部労働市場が、第1に土建業日雇にみられるごとく最底辺の賃労働市場であり、第2に比較的安定しているとみられる職種でも中小零細資本の製材工場、コンクリート会社の作業員、そして雨竜演習林の作業員であることがわかる。後者の職種においても、日本資本主義の底辺部分に位置する賃労働市場であることに変わりがない。さて、この点についてももう少し詳細に検討しよう。

先に離農の全体的動向をみるなかで、その形態を「離農離村」と「離農在村」の2つの形態に区分した。また離農理由の検討のなかで、離農時の同居家族構成に着目して挙家離農の形態を「夫婦2人型」と「2、3世代同居型」の2つに区分しうることを示した。この2つの離農形態区分により、第25表の組替えを行なったのが第27表である。同表によると、夫婦2人・

第27表 家族構成別離農者、その後の就職状況

| | | 農家番号 | 離農年次 (年) | 世帯主 年 齢 (歳) | 転 出 地 | 職 業 | 就職経路 | |
|---------------|-----------------|-------|-------------|-------------------|-------|-------------|--------------------------|------|
| 夫婦二人型 挙家離農 | 在 村 型 | 82 | 1970 | 49 | | 郵便配達夫 | 縁 故 | |
| | | 90 | 1973 | 61 | | 土木日雇 | 縁 故 | |
| | | 122 | 1961 | 54 | | 水産業 | 自己開発 | |
| | 離 村 型 | 86 | 1973 | 70 | 千葉県 | 無 職 | 縁 故 縁 故 縁 故 縁 故 | |
| | | 89 | 1968 | 64 | 名寄市 | 土建日雇 | | |
| | | 95 | 1973 | 41 | 岩見沢市 | コンクリート会社作業員 | | |
| | | 96 | 1972 | 56 | 函館市 | 土建日雇 | | |
| | | 111 | 1977 | 57 | 江別市 | 無 職 | | |
| | | 119 | 1963 | 45 | 名寄市 | 行 商 | | 自己開発 |
| | 二・三代同居型 挙家離農 | 在 村 型 | 84 | 1969 | 35 | | 北大・演・作 | 日雇先 |
| | | | 103 | 1969 | 34 | | 土建日雇 | 日雇先 |
| 112 | | | 1970 | 43 | | 日通請負業 | 縁 故 | |
| 116 | | | 1967 | 70 | | 無 職 | | |
| 117 | | | 1963 | 42 | | 北大・演・作 | 日雇先 | |
| 118 | | | 1975 | 38 | | 北大・演・作 | 日雇先 | |
| 離 村 型 | | 83 | 1972 | 56 | 名寄市 | 土建日雇 | 縁 故 | |
| | | 92 | 1969 | 49 | 多寄町 | 土建日雇 | 縁 故 | |
| | | 100 | 1972 | 68 | 土別市 | 土建日雇 | 縁 故 | |
| | | 101 | 1971 | 41 | 土別市 | 製材工場作業員 | 日雇先 | |
| | | 113 | 1971 | 40 | 大阪府 | 製材工場作業員 | 日雇先 | |

注) 第25表より作成，世帯主年齢は離農時の年齢，北大・演・作は雨竜演習林の作業員，世帯主死亡による離農は除く。

在村離農型は3戸，夫婦2人・離村型は6戸，2・3世代同居・在村型は6戸，2・3世代同居・離村型は5戸となっている。夫婦2人型の場合，離村形態をとるものが多いが，2・3世代同居型の場合，在村，離村はほぼ半数ずつとなっている。

こうした離農形態区分の特徴は，離農時の世帯主年齢層にあらわれている。夫婦2人型離農は，世帯主年齢が50歳台以上に多く3分の2をしめている。それに対し，2・3世代同居型離農は，30～40歳台が大部分である³⁾。

離農時世帯主年齢のこうした差異は，夫婦2人型，2・3世代同居型離農者に対し，それぞれ性格を異にする外部賃労働市場が開かれていたことを意味する。それはまず就職経路のちがひとなってあらわれる。夫婦2人型と2・3世代同居型の就職経路の差は，前者が「縁故」を中心とするのに対し，後者が「日雇先」（日雇からそこでの常勤への移行）を中心とすることにある。さらに職種においても一定の差異を生ずる。夫婦2人型離農に開かれた外部賃労働市場が，土建業日雇などより不安定，劣悪な労働条件を強いられる最底辺部分に位置づくものであ

のに対し、2・3世代同居型離農に開かれた賃労働市場は、雨竜演習林作業員、製材工場作業員などであり、これらは日本の労働市場全体の中では等しく底辺部分であるとしても、山村地域においては前者との比較において格段の差があるほど好条件の就職先として理解できる。

次に在村型、離村型の区分からみてみよう。離農後在村して生計を維持しうるのは、地元賃労働市場の極端な狭隘性のため、雨竜演習林作業員に典型的に示されるように公的性格をもつ事業体への就職が中心となる。郵便配達夫、日通作業の下請もそれに近い性格の職種である。また116番の娘の名古屋大学電波研究所（母子里地区にある）への就職も同様である。このように、在村離農の典型を公的性格をもつ事業体への就職であるとする、2・3世代同居・在村型が、離農在村の典型的形態ということになる。

以上の検討をまとめると、①夫婦2人・離村型は、離農時世帯主年齢が50歳代半ば以上の通常非労働力化する世代の離農が多く、彼らのために用意された賃労働市場は、労働条件が最も劣悪で不安定、こまぎれ就労を特徴とする土建業日雇などのまさに最底辺賃労働市場である。また離農後、息子達のところに同居するケースは少ない。②2・3世代同居・離村型は、離農時世帯主年齢の点からは、より若い40歳代が中心である⁴⁾。そして、彼らの離農後職種は、製材工場作業員と土建業日雇である。この世代は、土建業日雇労働市場に組み込まれるか、それに比べ相対的に労働諸条件の良い中小製造業労働市場に組み入れられるかの分岐点をなしている。③2・3世代同居・在村離農型は、離農者のなかでは最も世帯主年齢の若い30～40歳台であり、彼らは雨竜演習林などの公的性格をもつ閉鎖的賃労働市場に組み込まれ、その労働諸条件は決して良いとはいえないが、離農者全体のなかで最も安定した職種についている。逆にいうと、雨竜演習林は、離農のふちに立たされた農家のうち、年齢的にみて最も若い良質な労働力世代を経営内に組み入れたということができよう。

注

- 1) 第20表に示した71年から73年のあいだの離農者は7戸であり、後掲第24表以下における同期間の離農者は10戸であるが、離農動向の実態把握については、われわれが独自に調査した結果にもとづいて、つまり第24表以下の表に依拠して稿を進める。
- 2) なお、第24表中に64年以前として3戸が記されている。これは66年調査では自給農家として農家戸数のうちに含まれているが、当時の母子里地区農家の人達には在村離農として理解されていた農家である。
- 3) 農家番号116番の世帯主年齢は70歳と高齢であるので、農業経営の実質的担い手は娘（寡婦）の手に移っていた。また100番の世帯主も68歳だったので、経営の中心は次男——離農時年齢44歳——であった。したがって83番1戸が50歳台であるにすぎない。
- 4) 同上100番は次男が製材工場作業員に常勤化して離農しているので、この“若い40歳”台に含めることができる。

V. 母子里地区経済の現状と酪農業の再編成

旧林内殖民者のなかで現在もなお母子里地区に居住する人たちの職業形態は、酪農業と畑作経営に大別される農家群のほか、雨竜演習林の職員、作業員および数戸の出稼ぎ者などからなる賃労働者の集団、自営業者、生活保護世帯に区分することができる。本章の課題は、いままでの動向分析をうけて、まず1977年11月に実施した個別面接調査の結果を中心にこれら諸形態の現状と問題点を明らかにしたのち、ついで今後の母子里地区農業のみならず母子里地区経済全体の動向を左右するといえる酪農業再編成の方向—酪農近代化団地育成事業（以下、近代化事業）の内容と特徴を紹介することである。

1. 母子里地区経済の現状

(1) 酪農業¹⁾

i) 経営状況の概要

77年度現在の母子里地区において酪農業を営む農家は9戸（73年時点と同一の農家）あり、その経営概況を示したのが第28表である。生乳販売額とその他収入は76年度の数値であるが、この点から判断すると104、106番が畑酪混同経営であるほかはすべて酪農専業農家といってよい。酪農専業農家を生乳販売額の面からランクづけすれば（88番は個体販売額）、700万

第28表 酪農家の経営状況

| 農家番号 | 所有面積 (ha) | 経営面積 (ha) | 経面の草 (ha) | 営積の地 (ha) | 草の開用 (ha) | 草地のうち、草地開用に用いられない面積 (ha) | 乳牛 | | | 販売乳量 (t) | 生乳販売額 (千円) | その他収入 (うち農業収入) (千円) | 家族労働力 (人) | 雇用労働力 (のべ人数) |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------------|---------|---------|----------|---------------------|-------------|---------------------|-----------|--------------|
| | | | | | | | 総数 | 成牛 (所有) | 搾乳牛 (所有) | | | | | |
| 91 | 27.7 | 62.7 | 41.5 | 16.9 | 23.4 | 43 | 28 (13) | 26 (11) | 95.5 | 7,161 | 1,130 (518) | 2.5 | 50 (学生) | |
| 99 | 27.5 | 43.8 | 35.3 | 16.3 | 26.0 | 24 | 20 (19) | 17 (?) | (44.3) | 3,474 | 575 (425) | 3 | 30 (主婦) | |
| 102 | 14.5 | 40.5 | 33.6 | 25.1 | 28.6 | 41 | 29 (21) | 28 (20) | (55.4) | 4,345 | 827 (635) | 2.5 | 20 (主婦) | |
| 104 | 19.9 | 41.8 | ? | 21.9 | 34.1 | ? | ? | ? | (0.05) | 5 他に個体 75.8万円 | 754 (702) | ? | ? | |
| 106 | 12.4 | 50.0 | 48.1 | 37.6 | 40.8 | 27 | 20 (9) | 17 (6) | (12.9) | 1,012 | 706 (325) | 2.5 | なし | |
| 81 | 16.2 | 45.2 | 45.2 | 20.2 | 24.2 | 26 | 15 (15) | 8 (8) | (46.6) | 3,659 | 931 (0) | 2 | ?(学生) | |
| 85 | 21.0 | 36.2 | 30.2 | 15.2 | 23.9 | 26 | 18 (18) | 14 (14) | (50.9) | 4,173 | 152 (0) | 2.5 | 20 (学生) | |
| 87 | 9.0 | 25.5 | 24.5 | 9.5 | 19.8 | 12 | 10 (10) | 10 (10) | (46.7) | 3,681 | 92 (0) | 3.5 | なし | |
| 88 | 13.9 | ? | 12.0 | 5.0 | ? | 4 | 0 | 0 | なし | なし 他に個体 100万円 | 118 (0) | 1.5 | なし | |

注) 1. 幌加内町農業委員会、農協および面接調査各資料より。
 2. 販売乳量のうちカッコの数値は76年度農協資料の生乳販売額をもとに販売乳量を試算したものの。

円以上の粗収入をあげた91番が母子里地区の上層、300～400万円台の99、102、81、85、87番が中層、111万円の88番が下層に位置する。なお、総収入でも100万円台にすぎない混同経営の104、106番は88番とともに下層の一員である²⁾。

しかし収入状況からみたこの階層区分も、面接調査時点の経営頭数を考慮にいれると、だいぶ修正せざるをえない。調査時点、つまり77年11月といえば、後に述べるような近代化事業の実施途中であり、すでに有限会社・母子里北栄酪農生産組合(91、99、102、104、106番の5戸加入、以下北栄生産組合)が同年7月20日に設立されて成牛を所有していた。そして99、102、106番はこの北栄生産組合からの借入牛をもとに経営の多頭化をはかり、91番の水準と同等かあるいはそれに近づいていたのである。したがって77年度においては多頭飼育の経験を有する91番と、経営搾乳牛頭数で91番を上回った102番が上層に位置し、99番および急激な多頭化を実現した106番が上層への接近過程にあり、北栄生産組合に加入していない81、85、87番が中層、88番が下層を依然として形成しているといつてよい。なお、面接調査を実施できなかった104番は北栄生産組合の構成員であるので、経営頭数が中層なみに増加したことは容易に想像される。

労働力の構成は不明の104番を除いて各農家とも家族労働力が中心であり、87、88番のほかはいずれも2～3人を保有している。81番は夫婦2人、91、102、106、85番は夫婦のほかに60～70歳代の父が手伝っている。また99番は20歳の息子がすでに家族労働力の一翼をしめている。これら各農家の夫婦はすべて30～40歳代の働きざかりなので当分のあいだ労働力の問題を心配する必要はないし、そればかりか叙上のように99番は早くも後継者が決定しているのである。

これに対して87番は世帯主が十分に働けられないので兄(58歳)とその妻(52歳)およびその娘(26歳)が中心となっており、88番は67歳の世帯主が中心で61歳の妻が補助労働力になっている。両農家とも後継者問題が深刻である。

雇用労働力については91、99、102、81、85番が主婦ないし学生の労働力を使用しているが、のべ人数は91番の50人が最高で、各農家とも臨時的雇用にすぎない。

土地所有面積はおおむね20ha前後と決して大きくはないが、経営面積およびそのうちの草地面積では、87、88番以外は30ha以上確保している。この点では、所有面積の小さい農家には大きく、所有の大きい農家には小さくと、適度に配分されている開拓パイロット事業用地のもつ意義はきわめて重要である。土地の外延的拡大は同用地の実現によって唯一可能になったといって過言ではない。だが経営草地といってもそのすべてが草地耕地化されているわけではないので、77年度に多頭化をはかった各農家、およびこの各農家を包括する北栄生産組合では牧草反収の低位性との関連で草地耕地面積を拡大する問題が顕在化していると思われる。

87、88番は、今後、後継者問題に悩みながらももし多頭化を志向するとすれば、土地の絶対的狭小、規模拡大の困難性という問題に直ちに遭遇するであろう。

ii) 畜舎等の諸施設

畜舎等諸施設の装備状況は第29表のとおりである。成牛換算1頭あたりの畜舎面積では99番が1.7坪、102番が1.2坪とやや小さく、88番が育成牛4頭しか保有していないので例外的に15坪と大きいほかは各農家とも3坪内外の数字であり、一応標準的な広さを有しているといつてよい。しかし畜舎そのものはいわゆる近代的建築は少ない。畜舎以外ではミルクカーが全農家に導入されているだけで、サイロ、堆肥場、尿溜、ユニットクレーラーは部分的な導入にとどまっているし、乾草舎は畜舎ないしは納屋との兼用が多い。

第29表 畜舎等諸施設

| 農家番号 | 畜舎面積 (坪) | 成牛換算 1頭あたり (坪) | サイロ (基) | 堆肥場 (坪) | 乾草舎 (坪) | 尿溜 (m ³) | ミルクカー (台) | ユニット クレーラー (台) |
|------|-------------|----------------------|------------|------------|-------------|-------------------------|--------------|----------------------|
| 91 | 100 | 2.8 | | | 100 (畜舎の2階) | | 1 | 1 |
| 99 | 36.5 | 1.7 | | | 35 (納屋兼用) | | 2 | 1 |
| 102 | 42 | 1.2 | | | 42 (畜舎の2階) | | 2 | |
| 106 | 54 | 2.3 | | | ? | | 1 | |
| 81 | 50 | 2.4 | 1 | | 広さ不明 (3棟) | | 1 | 1 |
| 85 | 70 | 3.2 | | 45 | ? | | 2 | |
| 87 | 33 | 3.0 | 1 | 10 | 14 (納屋兼用) | 16.7 | 1 | 1 |
| 88 | 30 | 15.0 | 1 | 7.3 | ? | 31.2 | 1 | |

注) 面接調査資料より。

母子里地区の酪農家の場合、比較的多頭数の飼育に対して畜舎等諸施設の遅れが目立つ。これは諸施設を建築・導入するための投資がまだまだあまり実施されていないからであって、この投資の少なさは後述するように少額の経営費出費や少ない負債と結びついている。ちなみに酪農専業地帯をもってなる根室地域酪農家の平均負債額は2千万円を越えているという³⁾。

iii) 機 械

IV-1 でみたように母子里地区では60年代に3つのトラクター利用組合が設立されたが、第30表の5戸共同は北栄トラクター組合、2戸共同は北振トラクター組合の伝統が継承されている。表にみるとおり2戸共同と87番の機械保有に対する5戸共同の圧倒的優位性が指摘できる。5戸共同は67年第1次農構の追加事業、71年の一部町費補助、75年の山村振興事業、そして77年の近代化事業などを経て一連の酪農労働過程を網羅できる本機・作業機の導入を実現した。77年時点で各戸の使用実績の算出方法は、全使用実績の半分を5戸の均等割とし、残余の半分については各戸使用にともなうエンジン回転数 (hour・m) にもとづいて比例配分で行なわれている。5戸共同に対して2戸共同と87番の場合、機械装備の初歩的段階、つまり牧草収穫作業中心の装備にとどまっており、今後各種作業機の導入を旨とすると思われる。

88番は労働手段としてはわずかに馬1頭を所持するだけである。

第30表 機械の装備状況

| 機械の種類 | 5戸共同 (91, 99, 102 104, 106番) | | 2戸共同 (81番) (85番) | | 87番 | 機械の種類 | 5戸共同 (91, 99, 102 104, 106番) | | 2戸共同 (81番) (85番) | | 87番 |
|-----------|------------------------------------|----------------------|------------------------|----|-----|------------------|------------------------------------|------------------|------------------------|----|-----|
| | 台数 | 導入年次 | 台数 | 台数 | | | 台数 | 導入年次 | 台数 | 台数 | |
| 本機 | 5 | 67, 69, 71 75, 77 | 2 | 2 | | カッタープロアー | 1 | 77 | | | |
| ブラウ | 3 | 66, 67, 67 | 1 | | | モーター | 4 | 67, 75, 75 75 | 2 | | 1 |
| ロータリーハロー | 1 | 67 | 1 | | | ヘーテッター | 1 | 75 | 2 | | 1 |
| ブロードキャスター | | | 1 | | | ヘーレーキ | 1 | 75 | 2 | | |
| マニアスプレッター | 1 | 75 | | | | ヘーベラー | 2 | 71, 77 | 1 | | |
| 尿散布機 | 1 | 77 | | | | フォーレージ ハーベスター | 1 | 75 | | | |
| トレーラー | 1 | 67 | 1 | | | ヘーエレベーター | 1 | 77 | | | |
| プランター | 1 | 67 | | | | グラスチョッパー | 1 | 75 | | | |
| フロントローダー | 1 | 71 | | | | ライムソー | 1 | 75 | | | |
| カルチベーター | 1 | 67 | 1 | | | ウインドローアー | 1 | 75 | | | |
| ポテトプランター | 1 | 67 | | | | マニアローダー | | | | 1 | |

注) 面接調査資料より。

iv) 草地耕地面積、牧草収量および産乳量

面接調査の結果、信頼度の高い数値を得ることのできた91番と85番を中心に草地耕地面積、牧草収量および産乳量の水準を検討してみよう。そのさい、前述したように経営規模においては91番が上層、85番が中層に位置していることを想起されたい。

77年度の草地耕地面積は91番が34ha、85番が30haで、これに対して面積調査時の乳牛総頭数は前者が43頭、後者が26頭なので乳牛1頭あたり草地耕地はそれぞれ0.79ha、1.15haとなり、最近の標準といわれる0.6haを上回っている。この点では両農家ともに余裕があるかにみえるものの、牧草反収の面では91番が2.4tであるようにきわめて低い。一般的にいって牧草の反収は5t前後はしいところであるが、母子里地区はその水準をはるかに下回っている。したがって低い反収を前提とすれば85番のように1頭につき1ha以上の面積が必要とされるのであり、91番の0.79haは下限に近い数値といえよう。ましてや草地耕地10ha、乳牛頭数26頭、1頭につき0.38haの81番にいたっては下限ぎりぎりの線にいたのである。

低い反収は、草地造成当時を回想して81番が指摘する、次のような技術的な問題に起因している。すなわち酸性の強い土壌であったにもかかわらず土壌改良剤を投入しなかったこと、斜面の地はだを剥いだために牧草成長期の5月、6月に地下水が湧水状態になるが散水施設を設けなかったこと、泥炭層が浅いために粘土層まで入ってしまっている暗渠排水施設の効果が少ないことなどである。これらの諸問題は草地更新のさいにぜひとも考慮されなければならないところである。

1頭あたり年間産乳量は91番が4.75t, 85番4.02t, 81番3.50tである。一般的水準として5tは維持したいが、この水準に比較すると91番はわずかに下回る程度であるものの、85, 81番は大きく劣っている。そこで91番と85番について飼料給与の内容を考察し、両者の差異を摘出してみよう。

第31表 搾乳牛への飼料給与（1日1頭あたり）

| 農家 番号 | 自 給 飼 料 | | | | 購 入 飼 料 | |
|----------|-------------|------------------------|-------------------------|------------------|-----------------------|--------------|
| | 乾 草 (kg) | グ ラ ス サイレージ (kg) | デントコーン サイレージ (kg) | 家 畜 ビ ート (kg) | 濃厚飼料・フスマ・マッシュ (kg) | カルシウム (g) |
| 91 | 通 年 | 1~4月, 6月 10月, 計6ヵ月 | 4月中旬~6月 中旬, 計2ヵ月 | 11月, 12月 計2ヵ月 | 通 年 | 通 年 |
| | 8.6 | 19.7 | 25 | 30 | 4.05 | 50 |
| 85 | 通 年 | 1~5月, 11月, 12月, 計7ヵ月 | | | 通 年 | 通 年 |
| | 7.7 | 20 | | | 3.92 | 65 |

注) 面接調査資料より。

第31表によって搾乳牛への1日1頭あたり給与量をみるとカルシウム以外はすべて91番の方が多い。しかしこうした単なる量的な問題もさることながら、85番の給与しない家畜ビートを91番は冬場に給与し、また91番は春さき、集中的にデントコーンサイレージを与えている点が注目される。両者とも夏場に飼育牛を適度に運動させている（朝方に放牧し、夕方は畜舎内へ戻す）点に変わりはないので、91番の優位性は、自給飼料としてのデントコーンサイレージ、家畜ビートを重要な給与飼料の一つに位置づけて、より土地と結びついた多様な技術内容を保有していることに求められそうである。つまり91番の方が「よい土、よい草、よい牛⁴⁾」をめざす集約な経営に近いのである。

v) 経営収支

これまで母子里地区の酪農家について、労働力問題ではほぼ全体的に恵まれているものの、畜舎等諸施設の装備は遅れていること、機械化の進展度合は部分的であること、牧草反収は低く産乳水準も決して高位ではないことなど総じて粗放な技術水準にあることをみてきたが、ここでは経営収支の面から各農家の再生産基盤をさぐってみよう。

第32表は酪農家の収支状況をみたものであるが、調査の性格からかならずしも実態を正確に反映していない数字が部分的に含まれているが一応の目安にはなりえよう。これは76年度の実績をもとにしているもので、i)で示したように91番が上層、99, 102, 81, 85, 87番が中層、104, 106, 88番が下層に位置している。

収入の面でひとこと説明を要するのは、91~106番の5戸の農家にパレイショ、ビートなどの畑作物収入が少額掲上されていること、そして農外収入では91番の61万円, 81番の93万円が目立つことである。91番の農外収入は幌加内町議会議員としての報酬, 81番のそれは農業委員会委員、農協理事としての報酬のほか、に雪上車の運転に対する手当などである。しかしこ

第32表 酪農家の収支状況

(76年度, 千円)

| 農家番号 | 91 | 99 | 102 | 104 | 106 | 81 | 85 | 87 | 88 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 畑作物収入 | 128 | 425 | 635 | 702 | 325 | | | | | |
| 畜産物収入 | 肉畜 | | | 758 | | | | | 1,000 | |
| | 生乳 | 7,161 | 3,474 | 4,345 | 5 | 1,012 | 3,659 | 4,173 | 3,681 | |
| | その他 | 390 | | | | | | | | |
| | 計 | 7,551 | 3,474 | 4,345 | 763 | 1,012 | 3,659 | 4,173 | 3,681 | 1,000 |
| 農業収入計・A | 7,679 | 3,899 | 4,980 | 1,465 | 1,337 | 3,659 | 4,173 | 3,681 | 1,000 | |
| 農外収入 | 612 | 150 | 192 | 52 | 381 | 931 | 152 | 92 | 118 | |
| 収入合計 | 8,291 | 4,049 | 5,172 | 1,517 | 1,718 | 4,590 | 4,325 | 3,773 | 1,118 | |
| 経営費 | 肥料 | 809 | 526 | 751 | 235 | 276 | 423 | 433 | 462 | 37 |
| | 生産資材 | 198 | 82 | 137 | 39 | 31 | 1,217 | 184 | 179 | |
| | 飼料 | 2,508 | 971 | 1,514 | 405 | 433 | 1,263 | 1,293 | 915 | 50 |
| | その他 | 683 | 314 | 387 | 530 | 148 | 1,616 | 535 | 220 | 10 |
| | 計・B | 4,198 | 1,893 | 2,789 | 1,209 | 888 | 4,519 | 2,445 | 1,776 | 97 |
| 家計費 | 1,248 | 896 | 1,085 | 749 | 398 | 759 | 1,007 | 850 | 1 | |
| 租税公課 | 411 | 226 | 228 | 443 | 138 | 282 | 186 | 166 | 30 | |
| 要年間償還額 | 662 | ? | 1,000 | ? | 1,000 | 2,000 | 1,750 | ? | 120 | |
| 短期・長期負債額 | 6,523 | 6,000 | 6,000 | ? | 4,000 | 10,000 | 9,900 | ? | ? | |
| A-B | 3,481 | 2,006 | 2,191 | 256 | 449 | ▲ 860 | 1,728 | 1,905 | 903 | |

注) 1. 農協資料および面接調査資料より。

2. 「支出」の「その他」のなかに負債償還額は含まれていない。

これらの諸収入の存在も、酪農業に視点をおいて措定したさきの階層構成に何らの影響も与えるものではない。そこで、以下、農外収入を無視し、農業収入だけを基準に稿を進めよう。

すでにみたように母子里地区酪農家は諸施設の装備が遅れているため経営費の出費が抑制され、負債も比較的少額である。だがこの収支状況も事情が変われば一変する。その好例が81番である。81番は76年度に他の農家よりひと桁大きい122万円の生産資材投資を行なった結果、農業収支(農業収入から経営費を差し引いたもの、A-B)において86万円の赤字をだした。そして1千万円の負債をかかえ、毎年200万円を償還してゆかなければならなくなった。同様のことは85番についてもいえる。76年度に負債に依拠して畜舎を新築したので個人の持出しによる経営費の出費は少ないから農業収支では黒字を示しているものの、その負債額は990万円にのぼり、年間償還額は175万円に達している。そしてこの農家は不幸なことに、77年度にはいって新築まもない畜舎が崩壊したためその修理費が必要になり、また乳牛も導入したのでさらに800万円の負債が追加されることになった。

中層に位置するこの2戸の例から端的にいえることは、いわゆる蓄積ゼロに近い状態から出発して日いまだ浅いため農業蓄積基盤がきわめて脆弱であるということである。この点は他の中層、下層の農家についても指摘できる。104, 106番の下層農家は農業収支からさらに家計費、租税公課、負債償還額を差し引くとかなり大幅な赤字になるし、中層の99, 102, 87番も経済余剰はマイナスかほとんどないに等しい。わずかに上層の91番だけが家計費などを支出したのち116万円を残すのみである。なお下層の一員88番の場合、保有頭数が育成牛4頭の極零細経営とはいえ各項目とも額の少なすぎるのが目立つ（とくに家計費1千円）。だが農協をつうじて農業物資を購入しているとすれば第32表における経費の内容は一応信じざるをえないのであって、もしそうであればこの農家は分解の危機にさらされているといわざるをえない。

以上のように経営収支を検討すると、母子里地区の酪農家では一人91番に一定の経済的安定をみいだすにすぎない。今後各酪農家が上向展開を果すためには当面81番あるいは85番なみの負債にたよらざるをえないであろう。そのためにも負債にかかわる条件を酪農家にとって有利にするなど行政サイドからの手厚い保護が望まれるところである。

(2) 畑 作

畑作専門ないし畑作と賃労働兼業の農家は第33表のとおり5戸（これまた73年時点と同一農家）である。このうち94番と121番は集約なユリ、アスパラガスの作付けを主とし、粗放な馬鈴薯などを従とする、畑作専門か畑作中心の農家である。94番は700万円にのぼるユリの売上げ収入があるため、農業粗収入では酪農業の91番をしのいでいる。そのため農外収入を求める必要がなく、3人の労働力は、冬季、遊休労働力に早変わりする余裕がある。これはひとえに特用作物の栽培が軌道にのっていることの反映である。121番もユリの栽培によって少くない収入（酪農業の中層なみ）をあげているが、しかし94番ほどではないため、冬場は世帯主が鉄道（北母子里駅）の除雪作業に就労している。

特用作物のうちでも多大な収入をあげうるユリは、その収入の高さでは大きな魅力があるとはいえ、地力収奪的である結果連作がきかないという決定的な欠点をもっている。普通8年おきの栽培でないと地力回復ができないといわれているので、0.7haの作付けに対して畑を7.5ha所有する94番の場合、所有面積に問題はないとしても、畑を3.9haしか所有しない121番は無理を承知で3年おきの栽培を実施している。つまりユリの栽培は小所有者に対し“所有の壁”を認識させているのである。

両農家の労働力は、94番が世帯主49歳、妻46歳、父75歳の3人、121番が世帯主54歳、妻52歳の2人を保有し、またそれぞれ年間のべ75人ほど雇用している。いまのところ両者とも労働力に不足はないが、後継者となると、まず前者は21歳の長男が横浜市に居住しており、在宅は19歳と17歳の2女だけなので、婿を招いて将来とも農業を継続させるかどうか、当然問題になってこよう。それ以上に後者は、2男1女がいずれも転出して職についているので後

第33表 畑作農家の経営状況

| 農家 番号 | 農業 労働力 (人) | 後継者 | 雇用労働 (のべ人数) | 労働手段 | 土地所有 (ha) | 作付けおよび収穫 | | | | | | 農外 取入 (万円) | 負債 (万円) |
|----------|------------------|------------------------|----------------|----------------|---------------------------------------|----------|------|------|-----|-----|--------|------------------|------------|
| | | | | | | 馬鈴薯 | アスパラ | ユリ | えん麦 | その他 | 計 | | |
| 94 | 3.0 | 現在, 問題に なっていない | 75 (主婦) | 馬 1頭 耕耘機 1台 | 13.0 { 畑 7.5 草地 2 その他 3.5 | 2.5 | 0.33 | 0.7 | 0.6 | 0.4 | 8.13ha | なし | なし |
| | | | | | | 1,125俵 | ? | 700箱 | 42俵 | | | | |
| | | | | | | 112.5 | 16.5 | 700 | | | 829万円 | | |
| 97 | 0.5 | なし | なし | なし | 9.5 {畑 9.5 | 0.2 | | | | 0.4 | | 33 (大工 日雇) | ? |
| | | | | | | 120俵 | | | | | | | |
| | | | | | | 12 | | | | | 12万円 | | |
| 98 | 2.5 | 有 (三男, 北大 の11ヵ月) | 25 (主婦) | なし | 18.1 { 畑 1.1 草地 13.8 その他 3.2 | 0.5 | 0.5 | | | 9.1 | 10.1ha | | 30 |
| | | | | | | ? | ? | | | | | | |
| | | | | | | 25 | 37.5 | | | ? | 70万円 | | |
| 120 | 1.5 | 有 (四男, 十勝 種畜牧場在) | なし | なし | 4.5 { 畑 2.0 草地 2.5 | 0.3 | | | | 0.9 | 1.2ha | | 20 |
| | | | | | | 180俵 | | | | | | | |
| | | | | | | 18 | | | | ? | 18+?万円 | | |
| 121 | 2.0 | なし | 75 (主婦) | 馬 1頭 | 4.9 { 畑 3.9 草地 1 | 1 | 0.4 | 0.55 | 0.4 | 0.6 | 2.95ha | 28 (鉄道 除雪) | 15 |
| | | | | | | 500俵 | 10 t | 360箱 | 20俵 | | | | |
| | | | | | | 50 | 30 | 360 | | | 440万円 | | |

注) 面接調査資料より。

継者問題に展望はない。この世帯主は、狭い所有面積と劣悪な自然条件のもとではとても子供に農業を強制できない。母子里地区における農業は自身限りであると淡々と語り、近い将来の離農を覚悟している。

労働手段としては、特用作物の栽培にあたり裸の人間労働力による集約な管理が要請される関係もあって、94 番馬 1 頭、耕耘機 2 台、121 番馬 1 頭と初步的な段階にとどまっている。

97, 98, 120 番の農家は賃労働収入が少なくない位置をしめるか、あるいはむしろその収入の方が大きな割合をしめる半農半労形態である。97 番は 74 年まで幌加内町議会議員をつとめながら、トラクター 1 台を借用 (IV-1 参照) し、馬 1 頭を所有して、年当り 3 ha の作付けで 1,200 俵前後の馬鈴薯を収穫していた。しかしこの 74 年に発病して以降、経営規模を縮小せざるをえなくなった。76, 77 年はこれまた発病した妻が農業に従事できなくなったため、世帯主が年間 60 日程度の大工日雇に就労するかたわら、馬鈴薯 20 a, ソバ 40 a を作付けしただけである。そのため農業収入は 12 万円ほどで、賃労働収入の方が大きくなっている。3 男 1 女はみな転出して後継者はいないので、この農家が将来離農することは必至であるが、それでも世帯主は自分と妻の健康が全快したら作付け規模を増大させたいと、農業への愛着を忘れていない。98 番は、世帯主と妻が中心になってアスパラガス、馬鈴薯などを作付け、販売する農業収入と、雨竜演習林に勤務する息子 (11 カ月雇用) の賃労働収入との合計によって家計を維持している。120 番は世帯主が雨竜演習林に勤務 (11 カ月雇用) して賃労働収入を得るとともに、自家農業は病弱の妻が中心となって馬鈴薯を 30 a ほど作付けしている。これらの農家は 70 年代に入ってから病気や恒常的賃労働への定着などにより、年々分解の様相を深めてきているが、だが、120 番の場合、77 年時点で十勝種畜牧場に勤務している四男が翌 78 年に帰村し、81 番とともに近代化事業に着手して、酪農経営に大きく乗りだそうとしている (次項参照)。

(3) 賃労働、自営業、生活保護世帯など

賃労働、自営業の各世帯は前章に示した離農在村の世帯とほぼ同一である。第 34 表により賃労働世帯をみると 77 年時点ではそのなかで 4 戸、6 人が雨竜演習林に勤務 (6 カ月および

第 34 表 賃労働世帯

| 世帯 (農家) 番号 | 家族 数 (人) | 就 業 者 | 世帯 (農家) 番号 | 家族 数 (人) | 就 業 者 |
|------------------|----------------|----------------------------|------------------|----------------|----------------------------------|
| 84 | 3 | 世帯主—北大, 12カ月 妻—北大, 12カ月 | 117 | 5 | 世帯主—北大, 11カ月 妻—北大, 11カ月 |
| 90 | 2 | 世帯主—風連町母子里共同牧場管理人 | 118 | 2 | 世帯主—北大, 11カ月 |
| 103 | 3 | 世帯主—1965年から通年出稼ぎ | 201 | ? | ? (世帯主が北大, 11カ月だったが死亡) |
| 116 | 4 | 世帯主 (女) 子供夫婦) 一名大電波研究所 | 202 | 2 | 世帯主—北大, 11カ月だったが入院中 妻—北大, 6カ月 |

注) 1. N 氏よりの聴取り。

2. 77 年の調査で新たに把握した世帯には 201 番以上の番号を付した。

11ヵ月雇用)している。離農、そして賃労働専業への転化の過程はすでに前章でくわしく述べたので、ここでは、次のことを強調するにとどめよう。すなわち、現時点における母子里地区賃労働市場の規模と性格は開拓パイロット事業用地の立木伐採が実施された当時と大きく異なっているとはいえ、いまなお賃労働市場の成立と存続について雨竜演習林が規定的な役割をはたしていることに変わりはない。今後とも同演習林は労働条件の問題などで母子里地区をリードしてゆく義務と責任を負っているのである。

自営業者は第35表のとおり4戸である。82番は70年から77年6月まで、道郵政局との請負契約(4年ごとに更新)にもとづいて郵便物集配の業務を実施していたが、77年6月

30日づけで、幌加内町からの委託により簡易郵便局を開設した。112番は75年に運送業を開業して以来、日通の請負のほか酪農家の生乳輸送などを担当しており、4tトラック5台を所有し、従業員4人を雇用する業者に成長している。122番は朱鞠内漁業協同組合長(組合員20余人)で、甘露煮などを生産する水産業者である。203番(第34表、注2)(参照)は新聞配達を業務とする婦人である。その夫は8年ほど前に死亡したが、生前は桁屋業ののち、死亡する前3年間は土建業の帳場をしていた。

生活保護などの世帯は3世帯である。204、205番はそれぞれ73歳、70歳で、年金と生活保護を受ける孤独な老女である。205番の夫はしばらく雨竜演習林の作業員だったが74年に死亡した。206番は世帯主74歳、妻65歳である。世帯主は69年に同演習林の作業員を退職し、その後しばらく妻が同演習林の炊婦をしていた。現在は年金と子供からの仕送りに依存している。この3世帯が母子里地区最下層の、最もミゼラブルな階層であることはいうまでもない。

2. 酪農業の再編成

～酪農近代化団地育成事業の実施～

母子里地区における近代化事業は77、78の両年度にまたがって実施された。77年度は北栄生産組合にかかる事業であり、78年度は有限会社・母子里北振酪農生産組合(以下、北振生産組合)にかかるものである。以下、二つの事業内容をみてゆくわけであるが、77年の調査時点で畜舎等諸施設の完成が間近にせまっていた前者についてはよりたちいって検討を加えるのに対して、計画段階にあった後者についてはその概要を紹介するにとどめる。

(1) 北栄生産組合の近代化事業

有限会社北栄生産組合は資本金1,695万円、代表取締役社長を91番として、すでにみた99、102、104、106番の参加により77年7月20日に設立された。設立にあたり各農家が現物出資した乳牛はそれぞれ20、10、13、2、9頭、計54頭である。

第35表 自営業者

| 世帯番号 | 業種 | 家族数(人) | 雇用労働力(人) | 土地所有(ha) |
|------|------|--------|----------|----------|
| 82 | 郵便局 | 2 | | |
| 112 | 運送業 | 4 | 4 | 7.2 |
| 122 | 水産業 | 2 | | |
| 203 | 新聞配達 | ? | | |

注) N氏よりの聴取。

近代化事業による諸施設の建設は、費用調達方法の決定に先行して77年8月末に着工され、突貫工事のすえ同年12月に完成した。諸施設の種類、規模および費用額は第36表のとおりである。単一の畜舎で150頭規模のものは道内でも最大級であろうが、この事業に要する額は諸施設合計177,677千円のほかに乳牛60頭導入分27,000千円、総計204,677千円であった。

各社員の当初からの心配事はやはり費用の調達がどうなるかであった。道費補助は諸施設合計177,677千円の半額なので、残余の半額と乳牛代金のねん出を総合施設資金に依拠するのか、農業近代化資金に依拠するのかが問題となっていた。両資金を比較すると、第37表にみるように貸付率、償還期間、貸付額、融資率のどれをとっても総合施設資金の方が借受者に格段に有利であることは明瞭である。

しかしこの心配も、77年12月22日づけで総合施設資金による融資が認められたことにより一気に解決した。第38表はその決定内容である。据置期間7年、据置を含めた償還期間25年とはほぼ目いっぱい期間が認められており、決定金額は申込みどおりの104,250千円(融資率90%)と特認形態になっている。そして他の補助残部分については町費助成が8,884千円(77年11月15日決定)、畜産振興資金による融資が乳牛代金の10分の1にあたる2,700千円(利率5.5%, 2年据置, 5年償還)で、当座の自己資金はわずか3千円である。これらの補助、融資額を一覧表にしたのが第39表である。

第36表 北栄生産組合の諸施設

| 種 類 | 規 模 | 費 用 (千円) |
|---------------------|------------------------------|-------------|
| 畜 舎 1 棟 | 150頭収容, 2,184 m ² | 136,249 |
| サ イ ロ 3 基 | 計 1,662 m ² | 23,465 |
| トラクターセット | 本機1台, 作業機11台 | 17,963 |
| 注) 母子里地区在住H氏所蔵資料より。 | | 計 177,677 |

第37表 制度金融の内容(法人の場合)

| 種 類 | 総 合 施 設 資 金 | 農 業 近 代 化 資 金 |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 貸 付 利 率 | 年5%(据置中 4.5%) | 年 7% |
| 据 置 期 間 | 10年以内 | 3年以内 |
| 償 還 期 間 (据置を含む) | 25年以内 | 15年以内 |
| 貸 付 限 度 額 | 6,700万円以内, 特認2億円以内 | 5,000万円以内 |
| 融 資 率 | 80%, 特認90% | 80% |

注) 農村開発企画委員会「昭和30年代における農地行政の展開とその評価」1972年3月より。

第38表 北栄生産組合の近代化事業に関する総合施設資金貸付決定通知内容

| | |
|----------------------------------|--------------|
| 農林漁業金融公庫受託金融機関 北海道信用農業協同組合連合会 | |
| 幌加内町農協 御中 | |
| 貸付決定通知書 | |
| 決 定 | 昭和52年12月22日 |
| 申 込 金 額 | 104,250,000円 |
| 決 定 金 額 | 104,250,000円 |
| 利 率 (4.5%) | 5% |
| 据 置 期 限 | 昭和59年12月7日 |
| 償 還 期 限 | 昭和77年12月7日 |
| 年 賦 金 | 8,918,193円 |
| 年賦償還期間 | 18ヵ年18回払い |
| 元利金払込期日 | 毎年12月7日 |

注) 第36表に同じ。

第39表 北栄生産組合の近代化事業に関する補助、融資額 (単位: 千円)

| 種 類 | 道費補助 | そ の 他 | 計 | その他 115,837* | 総合施設資金 (*の9割) |
|---------|--------|---------|---------|--------------|---------------|
| 畜舎等諸施設 | 88,840 | 88,837 | 177,677 | | 104,250 |
| 成牛 60 頭 | | 27,000 | 27,000 | | 町費助成金 8,884 |
| 計 | 88,840 | 115,837 | 204,677 | | 畜産振興資金 2,700 |
| | | | | | 自己資金 3 |

注) 第36表に同じ。

(2) 北振生産組合の近代化事業計画

すでにみたように、北振生産組合は81番と、雨竜演習林に勤務する120番の息子が共同して運営することになっている。この生産組合に関する近代化事業の内容は第40表のとおりである。費用は計60,905千円で、そのうち道費補助は30,452千円、残余の30,453千円については総合施設資金(特認)によってその9割にあたる27,400千円の融資をうける計画である。本稿が

第40表 北振生産組合の諸施設

| 種 類 | 規 模 | 費 用 (千円) |
|----------|---------------------------|-------------|
| 畜 舎 1 棟 | 60頭収容, 434 m ² | 39,565 |
| サイロ 1 基 | 500 m ³ | 8,028 |
| トラクターセット | 本機1台, 作業機7台 | 13,312 |
| | | 計 60,905 |

注) 第36表に同じ。

印刷、公表されるころには諸施設が完成し、資金調達も所期のとおり円滑に行なわれて、その経営が軌道にのっていることと信ずる。

(3) 今後の展望

北栄生産組合にかかわる近代化事業の諸施設建設は、叙上のように資金調達の決定に先行して開始され、竣工までわずか4カ月足らずのスピード工事であった。その背景にあったものは同組合を構成する5戸の酪農家の意欲と熱意であり、91番の農家の強力なリーダーシップである。いわば行政サイド主導の開拓パイロット事業が遅れたる進行状況に終始し、しかも脆弱な経営基盤の造成、導入をもって終了したことから、91番を含めた5戸の酪農家は将来の経営に少なからぬ危機感をいだき、これを発想の原点として、酪農業の飛躍的發展のために行政を先どりし、それに成功したのである。農業構造の改善に関するこのような下からの英知と努力の結晶は、その共同経営形態の発展如何ともあいまって、広く全道的に注目されてよい事実であろう。

第41表に示した北栄生産組合の営農計画によると、収入合計は76年度の20,976千円から85年度の78,669千円へと、10年後に3.8倍化することが見込まれている。この増加は、1頭あたりの搾乳量増加分を4.5tから4.7t、つまり0.2tと低く見積り、安易に乳量の増大に期待することなく、搾乳牛頭数の拡大を算出の基盤においているので実現可能といってよい。そこでこのように増加する収入を支出と対照すると、77,78年度は支出が収入を超過したのち、79

第41表 北栄生産組合の営農計画

| 年 度 | 1976 (実績) | 1977 | 1978 | 1979 | 1980 | 1981 | 1985 |
|---------------|--------------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 年度末成牛頭数 | 51 | 92 | 102 | 117 | 131 | 145 | 150 |
| うち搾乳牛 | 41 | 73 | 81 | 93 | 111 | 123 | 127 |
| 総搾乳量 (t) | 186 | 339 | 381 | 437 | 522 | 578 | 597 |
| 一頭あたり搾乳量 (t) | 4.5 | 4.6 | 4.7 | 4.7 | 4.7 | 4.7 | 4.7 |
| 乳代金 (千円) | 17,997 | 32,921 | 36,927 | 42,398 | 50,604 | 56,075 | 57,899 |
| 個体売却 (千円) | 728 | 1,335 | 2,770 | 3,150 | 3,870 | 4,955 | 7,660 |
| その他収入 (千円) | 2,251 | 6,000 | 13,110 | 13,110 | 13,110 | 13,110 | 13,110 |
| 収入計 (千円) | 20,976 | 40,256 | 52,807 | 58,658 | 67,584 | 74,140 | 78,669 |
| 支出 (千円) | 15,795 | 41,098 | 56,102 | 58,374 | 62,875 | 66,050 | 76,688 |
| 当期利益 (千円) | 5,181 | ▲ 842 | ▲ 3,295 | 284 | 4,709 | 8,090 | 1,981 |
| 草地耕地面積 (ha) | 145 | 145 | 147 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 成牛1頭当り面積 (ha) | 2.8 | 1.6 | 1.4 | 1.3 | 1.1 | 1.0 | 1.0 |
| 牧草全収量 (t) | 4,386 | 4,400 | 4,760 | 5,350 | 6,050 | 6,050 | 6,050 |
| 牧草反収 (t) | 3.0 | 3.0 | 3.2 | 3.6 | 4.0 | 4.0 | 4.0 |

- 注) 1. 第36表に同じ。
2. 76年度の実績は前出の各表と一致しない。

年度から一応黒字に転ずるとはいうものの、総合施設資金の償還が始まる85年度の当期利益は1,981千円にすぎない。近代化事業によって1戸あたり新たに20,000千円余の負債をかかえることになった経営としては資本蓄積が少なく、自転車操業的性格を指摘せざるをえない。しかしリーダーの91番は、78年度からは労働力に余剰が生じるので余剰部分をどう燃焼させるかがかえって問題であるし、また85年度以降の償還にも充分に対処できると自信を深めている。

この自信の妥当性はどうか、客観的根拠はどこにあるのかという問に対しては、他の多くの近代化事業と比較して次のような回答を得ることができる。すなわち通例では建物の建設と機械の導入をもって近代化事業の取扱い範囲とし、草地造成と乳牛の導入に要する費用は酪農家個人の責任に帰せられることが多いが、この近代化事業では乳牛導入費も総合施設資金の対象になっており、また草地は、幾多の曲折があったとはいっても一応の完成をみている。さらに、総合施設資金の融資にさいして3年据置、10年償還という例が多いが、当近代化事業はそれぞれ7年、18年と、農家にとって最大級のメリットをもっている。以上のような事態を考慮すると、さきの自信はまことに現実的、客観的根拠に裏づけられているのである。

ともあれこうして北栄生産組合の近代化事業はその管轄範囲の建設を完了し、同組合における共同経営は歩みを開始した。この前例をふまえれば北振生産組合にも総合施設資金からの融資がきわめて有利な条件で決定されることは確実であろうし、その経営も順調に進むであろう。そしてまたこれらの生産組合の活動に刺激されて、85番の農家が目標とする搾乳牛30頭水準に至る回転も早められようし、87番の営農意欲が向上することも期待しうる。このような

意味で北栄生産組合の経営は母子里地区の酪農業が発展するか否かの試金石であり、酪農業全体の飛躍のための契機なのである。

今後、母子里地区農業の発展は、畑作経営において労働力問題が深刻化しつつある現状をふまえると、ひとり酪農家の双肩にかかっているといつて過言ではない。そればかりか酪農家は、雨竜演習林が賃労働市場の維持、拡大をつうじて母子里地区経済全体に貢献する責任を負っているのと同様に、あるいはそれ以上に、農業内部のみならず地区経済に責任を負っており、地区住民からもそのように期待されているのである。近代化事業を画期として酪農業が上向展開することを願ってやまない次第である。

注

- 1) 本章中の酪農業に関する分析視角は、田畑保「酪農生産と農民諸階層」(石井 寛・小鹿勝利・田畑 保「演習林経営に関する経済学的研究 I. 間寒別地域に関する実態調査」北海道大学農学部演習林『演習林研究報告』第30巻, 第2号, 1973年) 310~339ページに負うところが大きい。また北見工業大学講師・神田健策氏からは同様の分析視角について直接アドバイスをいただいた。
- 2) この営農類型、階層区分はII-1, 2でみたものとは基準を異にする。
- 3) 神田健策「根室地域新酪農村の現状と問題点」北海道経済研究所『北海道経済』1978年8月号, 20ページ。
- 4) 神田・同上書, 20ページ。

補論 風連町母子里共同牧場と風連町の酪農業

風連町は上川北部に位置し、その北に隣接する名寄市とともに大きな盆地を形成している。同町は稲作のほぼ北限でありながら、従来から優良な米を生産し、稲作中心の農業を展開してきた。だが風連町の稲作も1970年よりはじまる減反政策によって大きく後退した。60年2,667 ha (農地総面積の61%), 65年3,116 ha (同76%), 70年3,708 ha (同83%)と順調に作付け面積を増加させていた稲作が、75年には1,756 ha (同44%)と激減したのである。しかし生産額の面では、75年の農業粗生産額が2,739百万円であるに対して、稲作は1,906百万円、70%の比率を示しており、依然として同町農業の基幹作目であることにかわりはない。

このような稲作地帯において酪農のしめる割合はごく少なく、さきの75年農業生産額では159百万円、全体の6%にすぎない。だがこの数字は、減反政策以降、とくに同町山間部において酪農専業を志向する農家が目立ってきたことの結果であり、その限り乳牛飼養農家のなかで酪農専業化傾向が進展していることをあらわしている。70年当時は飼養戸数75戸、乳牛頭数526頭で、そのうち酪農にウェイトをおく農家は13戸、この13戸の平均出荷量は約50t、100t規模はわずかに1戸であった。それが75年では戸数が56戸に減ったが、総頭数は883頭に増加し、また77年では戸数がさらに25戸に減少(育成牛の個体販売農家をいれると35戸)したものの、専業的農家は18戸、100t規模は5戸に前進したのである。

以上のとおり風連町の酪農家は多頭化を図り、専業化傾向を深めてきたわけであるが、そ

これは同時に風連町母子里共同牧場における放牧利用の意義を大きくさせる過程でもあった。風連町における酪農用地の周囲は国有保安林（水源かん養林）に包囲されているので、その国有地盤上の草地造成は望むべくもなく、そこで開発可能な民有地を対象に草地造成をすすめ、酪農用地を70年の274 haから75年の505 haに拡大させた。だが増加分の多くは、172 haから371 haに拡大した採草専用地でしめられ、放牧地はわずかに30 ha余増大しただけである。そのため母子里共同牧場の役割はうえにみたとおりととなるのであるが、それは、同牧場の収入のなかで放牧料金が年ねん大きくなっている（後述）ことからもうかがい知ることができる。つまり風連町の酪農專業化傾向は、放牧に主体をおく母子里共同牧場の存在があっただけで可能だったといえるのである。以下、共同牧場の利用状況、風連町酪農業の実態などについて述べてみよう。

1. 風連町母子里共同牧場の管理、利用の実態

すでに III-4 において述べたように母子地区農家だけを受益対象として計画された開拓パイロット事業計画は、同事業に対する幌加内町、添牛内農協の消極的かつ後退的な対応によりいやがうえにも不安を増幅させられた受益農家のあいつぐ計画からの離脱表明により、事業着手後はやくも2年目にして計画破綻を露呈し、変更を余儀なくされることとなった。計画に必要な受益農家戸数を確保するために開発局が白羽の矢をたてたのは、隣接風連町の酪農家であった。

開発局はまず風連町農協に対して話をもち込み、同町酪農家が開拓パイロット事業の受益農家として参画するように要請した。これを受けて農協は風連町との協議をおこない、その結果受益農家30戸の選定と同事業による造成地購入資金に係わる取決めが行なわれた。ここで造成地の購入は、形式的には受益酪農家30戸が個々に分割購入することとなり、その持分、取得面積も明確にされているが、造成地購入資金は風連町町議会での協議を経て全額町が負担することになった。このような風連町酪農家の新たな開拓パイロット事業参加は、開発局にとって計画遂行のための弥縫策にすぎなかったが、70年当時草地拡大の必要性を痛感していた風連町酪農家にとってまさに天の恵みとでも形容しうる草地拡大の好機であった。というのは水田地帯にひき続く周囲の山林はいずれも水源かん養保安林に指定されており、70年以來の減反＝稲作転換により牧草地の拡大はみたものの絶対的草地不足の壁につきあたっていたからである。そして幌加内町とくらべて町全体が水田地帯であるため比較的余裕のある町財政、農協財政によりささえられ、かつ減反後の農業構造改善の志向（酪農も含まれる）に合致して、まさに電光石火のごとくに素早く対応を示したわけである。なお開拓パイロット事業計画の破綻当時造成地の一定部分を幌加内町が管理するよう要請していた母子里地区酪農家は、風連町酪農家の事業参加に至る開発局と風連町の交渉過程を全く知らされず、受益農家でありながら事態推移のらち外に置かれていた。もともとの受益当事者を無視したこのような開発局の態度はやはり厳しく批判されなければならないであろう。

さて開拓パイロット事業造成地の取得が決定した時点の71年に町、農協そして風連町酪農振興会の3者を構成員とする同事業対策協議会が設けられ、そこでは同事業による土地造成事業に関する協議とあわせて草地造成、施設建設にかかわる協議が行なわれた。そして草地造成完了後の76年に上記協議会は、「風連町母子里共同牧場運営委員会」に改組され、同委員会規約、同牧場管理規程を定めた。同運営委員会の構成は先の事業対策協議会と同一の3団体であり、各団体からそれぞれ運営委員を選任し77年時点で町から5人、農協3人、酪農振興会3人の構成となっている。

同委員会は毎年2回開催され予算、収支、放牧利用、草地管理など共同牧場の管理、運営全般にかかわる協議を行なっているわけであるが、より具体的には町が指導業務、農協が事務業務そして振興会が牧場管理業務とそれぞれ役割分担が行なわれている。

さて次に開拓パイロット事業対策協議会の事業内容についてみていこう。同協議会は事業着手当初から取得造成地を採草地と放牧地の2つに区分して利用することを計画した。第42表に示したように71年～76年に放牧地93.9ha、採草地177.2haの草地造成を行なった。なお表中に施設整備事業とあるのは放牧地造成にかかわる事業であり、これについては全額町の負担により事業が遂行され、この間町財政からの支出（自己財源）が約4,152千円、町の資金借入金（近代化資金）6,000千円、計10,152千円となっている。また草地造成事業とあるのは採草利用地の草地造成にかかわる事業であり、これについては全額農協の負担による事業遂行で、この間農協自己財源からの支出が2,652千円、近代化資金の借入が8,140千円、計10,792千円となっている。

第42表 風連町母子里共同牧場、草地造成等事業費

(単位：円)

| | 施設整備事業 | | | | 草地造成事業 | | | |
|-------|---------|-----------|-----------|------------|----------|-----------|-----------|------------|
| | 事業量 | 自己財源 | 借入金 | 合計 | 事業量 | 自己財源 | 借入金 | 合計 |
| 1971年 | | | | | 39.5 ha | 401,531 | 1,600,000 | 2,001,531 |
| 1972 | 36 ha | 536,639 | 1,550,000 | 2,086,639 | | | | |
| 1973 | 25.6 ha | 382,700 | 1,250,000 | 1,632,700 | 43.2 ha | 477,780 | 1,800,000 | 2,277,780 |
| 1974 | 看視所 | 990,000 | 0 | 990,000 | 45.5 ha | 772,521 | 2,210,000 | 2,982,521 |
| 1975 | 16.9 ha | 1,380,050 | 2,570,000 | 3,950,050 | 49.0 ha | 1,000,520 | 2,530,000 | 3,530,520 |
| 1976 | 15.4 ha | 862,500 | 630,000 | 1,492,500 | | | | |
| 計 | 93.9 ha | 4,151,889 | 6,000,000 | 10,151,889 | 177.2 ha | 2,652,352 | 8,140,000 | 10,792,352 |

注) 風連町役場資料より。

このように71年～76年にかけて町、農協がほぼ折半のかたちで合計21,304千円の資金が投下されている。ここで注目すべきことは土地取得資金もふくめて受益農家は一切の負担もないということである。

ではこのようにして造成された放牧地、採草地の利用実態はどのようなものであろうか。まず「風連町母子里共同牧場管理規程」からその特徴をうかがうと、全11章からなる規程のう

ち第3～6章と第10章の計5章が放牧地利用にかかわる規定でかつ詳細な規定を行なっているのに対して、採草地利用にかかわる規定は第7～9章にすぎず、かつその内容も簡単なものである。また76年度の同牧場収支決算書によると放牧料が約2,433千円（63%）、草地利用料が約441千円（11%）となっており同牧場の管理経営が放牧地利用を主眼として運営されていることを知ることができる。

そこで同牧場経営の主眼となっている放牧地利用の実態からみていこう。放牧利用は乳牛、肉牛にかぎらず馬の育成放牧も認められており、また利用対象者も風連町酪農振興会会員つまり開拓パイロット事業受益者に限定されることなく、町内、町外者も認められている。ただし同振興会会員以外からは若干の割増放牧料を徴収している。放牧期間は6月3日～10月10日まで、放牧料は牛の場合18カ月未満の仔牛が120円/頭、18カ月以上の成牛が140円/頭となっている。放牧牛馬の管理は先の第42表にみるように看視所を建設し、放牧期間中管理人を雇用して行なっている。管理人は母子里地区に在住する開拓パイロット事業関係者（76年まで91番の父、77年から90番の世帯主）がなっており、その賃金は76年9万円/月、77年13万円/月の6カ月雇用で雇用保険が給付されている（放牧期間は実質4カ月であるが雇用保険の給付条件を満すために6カ月雇用としている）。管理人の業務内容は牧柵、バラ線設置に始まり、入下牧牛馬のチェック、毎日の頭数管理、疫病予防チェック、そして牧柵、バラ線の撤収などである。さて牛馬の放牧利用は72年の8,125頭（頭×月、以下同じ）にはじまり74年には19,429頭にまで増加するが、75年のピンク・アイ病の流行により13,662頭へ減少し、また76年には防除設備建設のため17,628頭（牛87%、馬13%）にとどまったが、今後2万頭をこえる頭数の放牧利用が可能であろうといわれている。

次に採草地の利用は、これまで述べてきた放牧地とは異なり開拓パイロット事業受益農家である振興会会員に限定されている。しかしここにおいても受益農家持分ごとの分割利用が行なわれることなく、受益農家により結成されたトラクター利用組合ごとの共同利用となっている。トラクター利用組合は、母子里共同牧場採草地の共同利用のため設立されたといつてよく、73年稲転対策事業、緊急粗飼料増産対策事業の補助金により次の6組合が設立された。東生トラクター利用組合（4戸）、日進粗飼料生産組合（3戸）、西風連第1トラクター利用組合（3戸）、西風連第2トラクター利用組合（3戸）、日進第1トラクター利用組合（3戸）、日進第2トラクター利用組合（2戸）の6組合、計18戸である。なお我々の調査時点ですでに受益農家3戸の離農をみており、また現存農家27戸のうち2戸が離農を準備しつつあり、実質25戸の受益農家数となっていた。このうち先の6組合18戸の農家が専門的酪農家である。採草利用はこれら各トラクター利用組合の設立により本格化する。これら組合員のうち牧草専用地所有面積の少ないものの利用が多く、共同牧場運営委員会に支払われる採草料金は採草量を基準としてではなく、採草面積を基準としており、10ha当り700円、1,000円、1,300円の3段階料金とならている（なお運営委員会は採草量を掌握していない）。料金段階別の利用実態をみると10ha当

り700円の採草利用が一番多く、76年収支決算の草地利用費の57%をしめている。またこうした採草料金は、他町村の町村営牧場に比べて約200円は安いといわれている。ha当り採草量が把握できないため草地の良否を直接検討することはできないが、76年の早ばつ時にも支障なく採草でき、そのうえ他町村酪農家に販売し利益をうる酪農家もあらわれたという事実から、近隣町村の草地にくらべ遜色のない、むしろ良好な草地であることをうかがい知ることができる。

この節の最後として当初事業計画との関連で、風連町母子里共同牧場の特徴を再度強調しておこう。当初計画では「風連町酪農振興会母子里農場」計画がうたいあげられて同振興会が主体となった農場経営が企図され、そこでは開拓パイロット事業受益者が土地、資金そして労働力を農場に出資し、農場は彼らの牛の放牧受託と乾草の供給販売(受益者へ)を行なうこととなっていた。しかしすでにみたように共同牧場の管理、運営そして採草、放牧利用の実態からみて、この計画はまさに机上の計画にすぎない。採草、放牧利用を行なう開拓パイロット受益農家の経営にとって共同牧場の存在が重要であることは論をまたないが、共同牧場経営全体からみた場合受益農家の利用が一定部分をしめるにすぎず、当初計画には存在しようもなかった同事業非受益者の共同牧場利用が拡大し、かつ事業収支の面で重要な位置をしめてきている。

このようにみえてくると、現在の共同牧場は開拓パイロット事業受益農家のための共同牧場という性格と、利用対象者を限定しない町営牧場(農協を共同経営者とする)的性格の二面性をもつものへと変質してきたことがわかる。

76年の「風連町母子里共同牧場管理規程」の制定はこうした変質過程を容認し制度化したものと理解することができる。

こうした当初計画からの極端な乖離はそれ自体問題とされなければならない。だが母子里地区の場合とは異なり、風連町の酪農家にとって開拓パイロット事業がその後の酪農展開に大きく寄与する事業であったことは疑いのない事実である。この点をさらにみるために風連町の同事業受益農家の酪農経営の動向を検討してみよう。

2. 開拓パイロット事業受益農家の動向

風連町開拓パイロット事業受益農家の事業参加後の動向を第43表、第44表に示した。第43表にみるように当初事業に参加した30戸のうち3戸はすでに離農している。

第43表 風連町開拓パイロット事業
受益農家の動向 (1)

| | | 1970年 | 1977年 |
|--------------------------|-------|-------|--------------|
| 農 家 戸 数 | 計 | 30 | 27 |
| | 専業 | 25 | 18 |
| | I 兼業 | 5 | 8 |
| 経 営 面 積 (ha) | 田 | 79.8 | 107.6 (56.2) |
| | 畑 | 336.4 | 40.3 |
| | 牧草専用地 | ? | 241.4 |
| | 採草放牧地 | — | 48.4 |
| 家 畜 頭 数 | 乳牛 | 305 | 614 (245) |
| | 肉牛 | — | 5 |
| | 馬 | 72 | 6 |

- 注) 1. 70年は、北海道開発局「農地開発事業母子里地区営農計画書参考資料」1971年より作成。
2. 77年は、農業基本調査個表より作成。

IV-3 でみてきた母子里地区農家の離農動向とまさに対照をなす数字である。風連町受益の農業経営は、70年以降大きな変貌をとげた。それはまず兼業農家の増加であり、70年の5戸から77年には9戸(33%)へと増加し、離農3戸(70年時点では専業)とあいまって兼業化の進行がみられる。

次に田畑耕地面積は70年336.4haから77年147.9haへと56%の減少をみている。77年の水田面積のうち56.2haは休耕地であり、同年の実質的な作付け面積は91.7haと、71年比で73%の大幅な減少となっている。なお77年の水田所有農家25戸のうち10戸(40%)は完全休耕農家である。こうした田畑耕地の推移とは対照的に牧草専用地、採草放牧地の増加が著しく77年には前者が241.4ha、後者48.4haと、このあいだ耕地の牧草専用地などへの切り替えと土地購入の進展がみられた。

平坦地水田地帯を特徴とする風連町にあって、いずれも山際に位置する開拓パイロット事業受益農家の経営は、60年代後半に水田経営を増大させつつあったものの、畑作と小規模な酪農が中心であり、70年に水田面積が畑面積をこえるものは30戸中わずかに6戸にすぎなかった。70年に始まる減反政策の進行のなかで、これら農家は近接離農者から水田を購入、拡大して、採草地化を計るとともに、自己所有耕地の草地への転換を計っていった。つまり畑酪経営から酪農専業経営へと農業経営の態様を急速に変化させていったわけである。

畑酪経営から酪農専業経営への展開を乳牛頭数と農家粗収入にしめる畜産収入の割合を中心にみると、まず乳牛頭数は70年の305頭から77年614頭へと比率にして201%の増大をみせる。また71年に40%をしめるにすぎなかった畜産物粗収入は、77年には77%と農産物粗収入をはるかにこえることになる。

さてこれまで70年以降の風連町受益農家の全体的動向からその特徴を畑酪経営から酪農専業経営への展開としてとらえてきた。しかし当然のことながら受益農家のすべてがこの基本動向の線に沿って展開をとげてきたわけではない。農業粗収入にしめる規模別の生乳販売粗収入比率により示した酪農戸数の推移は、この間生乳販売粗収入比率70%以上の酪農家が1戸から15戸へと急増する一方で、酪農経営から離脱していく農家があらわれてきたことを物語っている。77年の生乳販売粗収入比率30%未満の農家9戸についてみると(うち6戸は非酪農家である)、専業農家4戸と兼業農家5戸となっている。専業農家のうち水田を主とする農家

第44表 風連町開拓パイロット事業
受益農家の動向 (2)

| | | 1971年 | 1977年 |
|-----------------------|--------|--------|---------|
| 農粗 取 業入 (千円) | 計 | 77,811 | 192,957 |
| | 農産 | 46,720 | 43,922 |
| | 畜産 | 31,091 | 148,935 |
| 生乳 販売 比率 別数 | 計 | 27 | 27 |
| | ～30% | 8 | (6) 9 |
| | 30～50 | 8 | 1 |
| | 50～70 | 10 | 2 |
| | 70～100 | 1 | 15 |

注) 1. 風連町農協資料より作成。

2. 生乳販売比率 = $\frac{\text{生乳販売粗収入}}{\text{農業粗収入}} \times 100$

3. 但し農家現存27戸についての集計値。

4. () は生乳販売のない農家で内数。

1戸において積極的展開がみられるものの、畑作に比重をおく他の3戸の経営は現状維持ないし後退的である。兼業農家のうち1戸は地元では恒常的勤務につくII兼農家、他の4戸は主として道外での出稼ぎを兼業業種とするI兼農家で、積極的な農業経営の展開はみられない。

次に生乳販売粗収入比率30%以上農家をみると、77年には農業基本調査のいう酪農専業農家が14戸、I兼酪農家3戸、I兼混同農家が1戸となっている。生乳販売粗収入比率30~50%農家1戸は、専業酪農家に区分されているが、乳牛頭数が少なく(71年、76年ともに6頭)、2.3haと小規模ながら水田経営を行っており、風連町の酪農家の中核たりえない。同町酪農の中心部分は現在I兼農家4戸をふくむ17戸を実質的な担い手とみることができる。この17戸が70年以降風連町酪農業の主軸となって酪農規模の拡大を計り、現在彼らの平均飼養乳牛頭数は31頭となっている。また酪農規模の拡大、近代化は、機械化についてみると先に述べた73年のトラクター利用組合の設立と稲転対策、緊急粗飼料増産対策事業によるトラクター導入により、そして75年の道酪農リース協会からのリースによるバルク・クーラーの導入、三相動力電化によりほぼ完了している。その他牛舎などの関連施設建設は自己資金により行なわれてきた。

以上の検討からわかるように70年の減反政策の開始、76年の開拓パイロット事業への参加を契機とする風連町受益酪農家の経営展開、畑酪経営から酪専経営への展開をみることができる。先に指摘した放牧地経営に比重をおくという風連町の母子里共同牧場の特徴にかかわって、77年の受益農家の採草放牧地面積の少なさ(48.4ha)に再度注目されたい。受益酪農家は自己所有採草地とそれをおぎなう共同放牧採草地両者の存在により必要採草量を確保し、また乳牛の育成放牧については共同牧場放牧地の利用に負うところが大きいのである。いずれにしろ70年以降の受益農家の営農形態の転換過程における開拓パイロット事業造成地取得の重要性を確認することができる。そして水田地帯であるが故に相対的に財政の豊かな風連町、農協の開拓パイロット事業に対する積極的、主導的なかかわり方と幌加内町、添牛内農協の示した消極的かつ後退的対応との決定的差異が、71年以降の母子里地区受益農家と風連町受益農家の酪農経営の展開をそれぞれ大きく規定することとなったといえよう。

おわりに

1969年に幌加内町母子里地区で着工された開拓パイロット事業について、その計画段階から実施に至る経過と、77、78年に行なわれた近代化事業を、地域経済、農家経済の動向分析を含めて前章までに論述してきたが、以下諸論において提起されている問題点を整理して本論のまとめとしたい。

1. 国営開拓パイロット事業は、高度経済成長のもとで農業基本法が制定された1961年に創設されている。この時期は戦後の自作農育成、食糧増産から農政の中心課題が米作転換、農業の選択的拡大へと変っていく時期であり、北海道では草地改良事業、農業構造改善事業と

ともに、この事業は積極的に推進された。500 ha 以上の大規模事業を対象とする国営の農用地開発事業（草地造成事業、開拓パイロット事業）は、母子里地区で着工された69年までに北海道で24地区（71年現在44地区）で実施されているが、これら国営事業は規模が大きいだけにその実施過程において様々な問題をおこし、またその後の地域農業の変貌に大きな影響を与えている。

母子里地区の場合、北大演習林から解放された638 haと私有未墾地58 haの合計696 haを対象とし、総農家数37戸のうち28戸を受益農家とするもので、経営形態を酪農10戸、肉牛畑作18戸に区分、肉牛畑作経営は漸次酪農への転換をすすめ最終的には全戸酪農経営にするという計画であった。しかし当時の母子里地区農業の現状からみれば、これは営農計画、資金計画のうえで相当に無理なものであったといえる。すなわち当時の母子里地区農業は自然的・社会的営農条件のきびしさに加えて、戦後の自作農育成を中心とする農政の対象外におかれたため農業経営基盤の整備が決定的におくれ、そのために大半の農家が生計の多くを農外収入に依存し、しかもその所得水準は全道農家平均の3割程度という低い状態にあった。さらにこの地区は畑作経営を中心とした地帯で、酪農経営はその萌芽が生じつつあったとはいえ、まだその実績と経験は浅い状態にあったのである。

このような母子里地区に、多額の自己負担をともなる大規模開発事業が、北海道開発局の主導のもとに実施に移されていった。そして事業着工2年目にして、はやくも予定した28戸の受益農家のうち17戸が脱落し、受益希望農家数は事業の採択基準である15戸を下回る11戸へと大幅に減少するにいたった。この事態を前にして事業の抜本的変更を余儀なくされた開発局は、母子里地区の受益農家数を書類上の操作によって15戸とし、また隣接する風連町の農家30戸を新たに加えることによって、開拓パイロット事業をとにかくも継続、実施していったのであるが、このような経過から次の諸点が指摘できるであろう。

第一に、計画戸数28戸に対して、当時の酪農家数が5戸しかなく、しかも計画達成時の30頭水準にはほど遠い状態にあったこと、また町や添牛内農協が財政難や経営上の問題を理由に、計画段階からきわめて消極的な対応を示したことなどにみられるように、計画が母子里地区農業の現実と町や農協の財政状態から遊離して作りあげられたものであったということである。これは開拓パイロット事業が着工されるや、乳牛や肉牛の飼養に将来展望をもちえない多くの農家が、この事業から脱落していったことにみることができよう。

第二に、開拓パイロット事業の計画と実施は、受益希望農家の減少をみたばかりでなく、同時に多くの離農、離村者を発生させた。この時期における離農の激発は全国的にみられる傾向であるが、母子里地区の場合1966年当時の37戸から77年の14戸へと激減、そのなかで開拓パイロット事業実施期の69年から75年の間に18戸が離農しており、かつそのうち12戸が離農と同時に、あるいは開拓パイロット事業が終了するまでにいずれも離村しているのが特徴的である。計画段階では28戸の農家を存続させようとする一方、9戸（非受益農家）の離農を

見込んでいたのであるが、実際の離農者はこれを大幅に上回ったのである。この事態は、地域住民が依存していた農外収入が先暗いものとなりつつあったことも大きな要因といえるが、多くの農家にとって開拓パイロット事業の実施が畑作経営の切り捨てであると理解されたことの反映であるといえよう。さらに同事業の実施過程において離農、離村者の跡地が、名寄、風連など他地域の者が購入した3件を除き、その大部分が母子里地区上層農家を中心とする在村者に、購入ないしは借入されるという、土地の流動化をもたらしている。このように、開拓パイロット事業の推進は、高度経済成長期における農業の選択的拡大方針のもとで、労働力と土地を流動化させ、農民層の分解を急激に促進させたのである。

第三に、しかしながら一方では、開拓パイロット事業は在村農家、とくに酪農家にとって離農跡地の集積による経営基盤の拡大を実現させるとともに、大規模の草地造成によって酪農経営として上向展開するための基礎を提供した。このことは77、78年の近代化事業を導入する前提として草地の存在意義が大きかったことに明らかである。

2. 開拓パイロット事業の計画から実施に至る時期の母子里地区農業は、順調には展開せずむしろ低迷状態にあった。畑作の中心であった馬鈴薯の作付けは1970年頃まで一定の位置を保っていたが、72年を境に壊滅状態におちいり、豚と鶏は69年の価格低落によって大打撃を受けた。また酪農家を中心に導入された肉牛も73年の価格暴落によって頓座したし、酪農家も66年当時に比べてその戸数を減じている。わずかに69年から特用作物を導入した畑作農家とその後の上昇気運の芽をつかんだだけで、全体として母子里地区の農業は畑作の大きな後退と酪農の伸び悩みの状態にあったといえる。

こうした時期にあって、北大演習林の事業量の縮小と作業合理化による雇用量の縮小は、いまだ賃労働収入に依存する割合の大きかった母子里地区農家に大きな影響を与えた。農業が低迷するなかでの農外収入を得る機会の減少傾向は、この地域における営農の見通しを暗いものとし、これが離農、離村を促進する要因となったであろうことは推測に難くない。

母子里地区農民は、1928年、演習林内に農耕地を区画、貸付けが行なわれて以来、演習林とは深いかわりあいをもってきた。演習林は土地貸付契約にもとづいて事業に必要な労働力を地区農民から確保する一方、貸付地の異動や用途変更を制限した。そして地区農民は、きびしい自然条件のもとで限られた土地で農業を営み、また演習林事業への就労をはじめとする農外収入を得ることによって生計を維持した。演習林と地区農民とのこうした関係はその内容を次第に変質させながらも、基本的には1964年の土地解放に至るまで継続された。しかしながらこの土地解放をもって演習林と地区農民との関係がすべて清算されたことにはならないであろう。昭和の初期以来、演習林経営を支えてきた母子里地区農民に対する大学の責任は、この地区農業の発展に寄与することによって果されるからである。この点、前章までに明らかにされているように、地区農業振興についての大学の対応は不十分なものであったといわざるをえない。とくに地区農民が依存してきた、演習林事業を通じての農外収入の道が縮小されたこと

は、前述のように農家経済の極端な悪化をもたらすにいたったのである。開拓パイロット事業用地の解放は将来の母子里地区酪農業に発展の基盤を与えたとはいえ、その過程における地区農民の生計と地元経済の維持を計り、農業の自主的発展を保障するという点での積極的助成を、演習林が欠いたことは指摘されねばならないであろう。

開拓パイロット事業への幌加内町および添牛内農協の対応も多くの問題を残している。畑作の後退と稲作の減反政策を前にして、同町北部地域農業の中心が酪農業に位置づけられたことは当然といえよう。このことを町や農協がある程度認識していたからこそ、消極的であったとはいえ、同事業の導入にあえて反対をしなかったのである。しかし開拓パイロット事業は耕地造成までを補助の対象としており、酪農を経営するにいたるまでの草地造成、畜舎の建設、機械類の導入は自己調達を原則としている。そのために耕地取得資金の援助とともに、耕地造成後における町や農協の援助は経営安定のための重要なファクターとなるものである。この点母子里地区の場合、町や農協がその財政状況や経営不振を理由に消極的姿勢をとることになるが、このことは同事業から多数の農家を脱落させた大きな要因となり、また継続して参加した農家にも、その後において予想を上回る大きな負担を強いることになった。町としては、開拓パイロット事業を契機とする北部地域の酪農業の発展を展望して、必要な援助を惜しまない態度をとるべきであったと思われる。ただし町や農協のこのような消極的姿勢は、戦後農政の畑作軽視とそれに対する町・農協の農政不信の結果であったことを忘れてはならない。

この点、開拓パイロット事業に対して風連町がとった態度は幌加内町とは対照的である。風連町は、減反政策を画期として同町山間部の農民が酪農経営への転換を志向していた時期に、母子里地区開拓パイロット事業にす早く反応し、農協とともに酪農家に全面的な援助を実施した。風連町の農家はこの援助を基礎にして多頭化の道を順調に歩んでいるといえる。風連町と幌加内町のこのような差異は、前者が従来米作隆盛によって財政的に恵まれていたという問題を否定できないものの、それ以上に農業の将来展望と地域農業の振興をどのように見通していたかということに求めることができるであろう。

3. 開拓パイロット事業の実施をつうじて母子里地区の農家は、同事業自体のもつ問題点、演習林の経営方針に規定された賃労働市場の縮小、幌加内町、添牛内農協の同事業に関する対応などがあいまって、酪農9戸、畑作5戸の計14戸に激減してしまった。母子里地区の農家は6割以上が離農、また4割近くが離村したのである。このような経過に対して、もし開拓パイロット事業が実施されなかったら、酪農への転換がより困難であり、離農、離村がさらに激しく進行したであろうという事態認識は、国や地方自治体の農業政策を一層発展させようとする立場にたった場合問題としなければならないであろう。肝要なことは現実の農業をふまえて政策の問題点を総括することである。

9戸の酪農家ないしは近代化事業を導入した酪農家が開拓パイロット事業から学んだものは何だったのであろうか。それはまず、国の主導による同事業に受動的な立場で対応してい

は、その事業の完遂そのものが危うかったということであろう。同事業の実施経過のなかで、離脱者があいつぐなど幾多の曲折があった反面、将来の農業を酪農に焦点をしばって決意を固めた農家の一群が存在した。同事業の竣工は、これらの農家はその農民的エネルギーをもって、政策当局に能動的に対応していったことによるところが大きいといえる。

しかしそもそも酪農業としての蓄積が皆無に等しい状態のなかで実施された開拓パイロット事業は、すでに述べたようにあくまでも基礎的な基盤を提供したにとどまる。こうした状況のもとで、母子里地区酪農家は経営の停滞を打破し、安定を得るためのつぎの階梯として近代化事業の導入にふみきったのである。近代化事業は、開拓パイロット事業が上から与えられた政策であったのに対し、農民みずからが選定し、いわば先取りの農政に対応することによって導入された事業である。こうした農政への先取りの対応は、開拓パイロット事業を教訓的に経験した酪農家の、農民的エネルギーの結実として、また山村酪農業における新しい農民群像の一つとして特徴づけられるものである。母子里地区酪農業は将来の経営安定にむけていまだ実験段階にあるとあってよい。しかしその安定は、今日の農民的エネルギーがゆるぎなく継続される限り、展望を見出しうるものと思われる。

Summary

The forest land of 638 ha situated on the Moshiri district, Experimental Forest of Hokkaido University was converted into cultivated land in 1968 and the so-called pilot work of development supported by the government was continuously carried out on this land area. The purpose of this research work consists in analyzing various influences on both regional and farmhouse economics.

The Moshiri district is situated at the northern part of Horokanai Town and lacks traffic facilities, generally speaking in terms of climate around here, a temperature comes down so low and snow falls so heavy in winter season. Since the division for forest colonization was settled in this district, there existed a tenant community under the guidance of Hokkaido University until 1964, therefore, an agricultural policy promulgated by the government never reached as far as this district and also the lack of the fund for agricultural management was recognized remarkably.

The Moshiri district of 1964 had 210 ha undercrops, 32.6% of which was occupied by feed farm, 31.9% potato farm and 11.5% oats farm, accordingly, there were farmhouses being self-sufficient in food, 18 farmhouses mainly cultivating farm, 7 farmhouses managing both cultivation and raising cows, 7 farmhouses raising cattle, 5 farmhouses managing dairy and other 2 farmhouses. It is transmitted from people to people that a scanty situation was generally recognized and only a few farmhouses could maintain their livelihood while exclusively depending upon agriculture. Namely, an average level of their income was equivalent to one third as compared with the average one of the whole Hokkaido and more than 80% of farmhouses pursued a forest labor, it is of course that the Moshiri district of those days was supposed to be one of the most undeveloped ones in Hokkaido.

Such being the case, the farmland for tenant system was abolished in 1964 and at the

same time, the so-called pilot work of development supported by the government was practically planned in this district, this pilot work corresponds to the agricultural development plan attaching an importance to dairy farming and was started in practice from 1969. Depending upon this plan, Hokkaido University shared the forest land of 696 ha with the people participated in this pilot work, furthermore, this area was divided almost equally to each farmhouse. Thus, the acreage to be utilized per farmhouse reached to 25.9 ha. Owing to this plan, the farmhouse's income in future was supposed to be advanced as far as four or five times, nevertheless, each farmhouse had to defray 540 million yen to make things in order to the connection with this pilot work. Unfortunately, altering the content of this plan was entirely unavoidable, it is because that the first plan became bankrupt already at the second year of this pilot work, in other words, 17 farmhouses out of 28 decided to secede from this work, the main cause is that actual situation on the farmhouses participated in this pilot work couldn't be investigated sufficiently from social and economical viewpoints, so to speak, this was only a desk plan.

More precisely mentioning, the government responsibility for this pilot work only remained to establish cultivated land and the farmhouses in the Moshiri district were responsible for the main works such as establishment of grassland, building cowsheds and introduction of milch cows. However, the fund absolutely necessary for farmhouses in charge of the works above-mentioned couldn't be acquired through the Horokanai Town Office and the Agricultural Co-operative Society there. Namely, it is of course that the farmhouses mainly depending upon the income from other field except agriculture couldn't supply a necessary fund for their works, the authors rather convince that this pilot work lent an impetus to the increase of the people aspiring to abandon agriculture.

Throughout such a process, the content of this pilot work plan was broadly altered in 1971, accordingly, 15 farmhouses in the Moshiri district participated in this pilot work and decided upon establishing grassland of 312 ha, in due time, 30 farmhouses in the Fuhren district newly participated in this pilot work. Thus, this pilot work was utilized not only for dairy farming but also for farming and raising beef cows.

On the other hand, the Town and the Agricultural Co-operative Society embarked on the administration of some grassland. As mentioned above, the content of pilot work has been altered and reduced broadly on some items. At the present time, there are 9 farmhouses managing dairy and 2 farmhouses exclusively depending upon the income from other fields except agriculture in the Moshiri district. From the view point of grassland scale, 7 farmhouses own the grassland of 30 ha to 48 ha and 2 farmhouses 12 ha to 25 ha. The number of milch cows managing by 7 farmhouses ranges from 24 to 43. Especially, farmhouses exclusively depending upon dairy farming established the producer's association in 1977 and introduced the considerable amount of fund through the government, the Agriculture and Fisheries Finance Corporation and so on.

Finally, the authors keenly feel that the development of dairy farming in the Moshiri district must be depended upon both farmhouse's endeavour itself and various combined efforts by the government, the Horokanai Town the agricultural Co-operative Society and so on.